

資 料 編

[防災関係組織]

○防災関係機関連絡先一覧

第 1 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号	055-223-1432
富士・東部地域県民センター	都留市田原二丁目 1 3 番 4 3 号	0554-45-7801
富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田一丁目 2 番 5 号	0555-24-9032
富士・東部林務環境事務所	都留市田原二丁目 1 3 番 4 3 号	0554-45-7810
富士・東部農務事務所	都留市田原二丁目 1 3 番 4 3 号	0554-45-7830
富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲 1 6 0 8 番地 3	0554-22-7810

第 2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁 関東農政局山梨支局	東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 1 号 甲府市丸の内一丁目 1 番 1 8 号 甲府合同庁舎 1 0 階	03-5253-7777 055-254-6055 055-222-9101
東京管区気象台甲府地方気象台(防災担当)	甲府市飯田四丁目 7 番 2 9 号	
関東地方整備局甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目 1 0 番 1 号	055-252-5491
関東森林管理局東京分局山梨森林管理事務所	甲府市宮前町 7 番地 7	055-253-1336

第 3 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社都留郵便局	都留市下谷三丁目 2 番 1 号	0554-45-1240
日本郵便株式会社都留中央二郵便局	中央二丁目 5 番 8 号	0554-43-4775
日本郵便株式会社都留上谷郵便局	上谷五丁目 1 1 番 1 9 号	0554-43-1901
日本郵便株式会社東桂郵便局	桂町 1 4 4 0 番地 1	0554-43-1902
日本郵便株式会社宝郵便局	中津森 8 6 2 番地 1	0554-43-1903
日本郵便株式会社都留朝日郵便局	朝日馬場 3 0 5 番地	0554-48-2001
日本郵便株式会社禾生郵便局	古川渡 5 3 1 番地	0554-43-5749
日本郵便株式会社田野倉簡易郵便局	田野倉 7 0 7 番地	0554-43-8430
東日本電信電話株式会社 山梨支店	甲府市朝気三丁目 2 1 番 1 5 号	055-237-0554
東京電力パワーグリッド(株)大月支社	大月市御太刀二丁目 2 番 1 4 号	0120-995-007
日本放送協会 甲府放送局	甲府市飯田三丁目 1 0 番 2 0 号	055-222-1311
日本赤十字社 山梨県支部	甲府市池田一丁目 6 番 1 号	055-251-6711
中日本高速道路株式会社 八王子支社 大月保全サービスセンター	大月市大月町花咲 2 2 3 番地	0554-22-2151

第 4 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富士山麓電気鉄道(株)	南都留郡富士河口湖町船津 3 6 4 1 番地	0555-75-2906
山梨交通株式会社	甲府市丸の内一丁目 3 番 3 号	055-223-0811
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏 1 0 0 0 番地 7	055-262-5561
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内二丁目 2 3 番 1 1 号	055-226-1611
都留医師会(事務局)	都留市中央二丁目 3 番 5 号	0554-45-3188
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝一丁目 2 2 番 1 1 号	055-228-4171

第5 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大月警察署 大月警察署都留分庁舎	大月市大月町真木197番地3 都留市下谷三丁目2番18号	0554-22-0110 (代表)

第6 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
都留市消防本部 消防課	都留市上谷二丁目2番9号	0554-43-2341
都留市消防本部 都留市消防署	都留市上谷二丁目2番9号	0554-43-1119
都留市消防本部 都留市消防署 道志出張所	南都留郡道志村6234番地1	0554-52-1119
山梨県東部消防指令センター	都留市上谷二丁目2番9号	0554-45-0119

第7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第1特科連隊	南都留郡忍野村忍草3093番地	0555-84-3135

第8 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大月・都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274番地	0554-20-2651

第9 公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
都留市社会福祉協議会	都留市下谷2516番地1	0554-46-5115
都留市商工会	都留市上谷三丁目6番38号	0554-43-1570
クレイン農業協同組合	都留市田原一丁目2番3号	0554-20-8800
南都留森林組合	都留市法能404番地13	0554-43-7455
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内二丁目35番1号	055-224-2941

○市内建設業者一覧

地 区	商 号 及 び 名 称	住 所	電 話	土 木	建 築
谷村	(有) 石川工務所	上谷三丁目6番25号	43-2346	○	
	(有) 城都建設	上谷三丁目4番8号	43-4722	○	○
	日伸総建(株)	つる四丁目3番3号	43-2321	○	○
	富士急建設(株) 都留営業所	つる一丁目12番1号	43-0670	○	○
	水越工務店	田原二丁目14番5号	43-5329		○
	(有) 牛田土木建設	玉川220番地	43-6629	○	○
	(有) 亀田重機建材	玉川193番地	43-2494	○	
三吉	宝永工業(株)	法能785番地	43-6407	○	○
	テクノハウス(株)	戸沢170番地	43-5161		○
	山英建設(株)	法能2504番地	43-7013	○	○
開地	大信建設(株)	小野40番地2	43-3407	○	

東桂	(株) 丸昇建設	鹿留 6 2 1 番地	43-6006	○	
	(有) 渡辺工務所	桂町 1 0 7 8 番地	43-5762		○
	(株) 志村工務所	桂町 9 4 3 番地	45-2038	○	
	(株) 関山建設	夏狩 6 6 4 番地	43-2696	○	○
	鹿留興建 (株)	鹿留 1 1 9 5 番地	43-2000	○	
	タナカ興建 (株)	鹿留 5 0 0 番地 1	43-5802	○	
	山梨ザイペックス (株)	桂町 7 8 2 番地	43-2404	○	
宝	(有) 岡山建材	大幡 2 0 2 6 番地 1	43-1723	○	
	天野組土建 (株)	大幡 1 9 0 6 番地	43-5535	○	○
	大幡建設 (有)	大幡 3 4 2 5 番地	43-3088	○	
	奥秋建設 (株)	大幡 1 9 0 6 番地	43-4306	○	○
	武田建設	中津森 3 7 5 番地	43-5935	○	
禾生	(株) 平井鉄骨	小形山 5 9 4 番地	43-8013		○
	(株) 小林工務店	田野倉 8 3 8 番地	43-8007	○	○
	(株) 鈴木工務店	井倉 4 3 0 番地	43-6194	○	
	(株) 丸大産業	井倉 6 9 4 番地	43-2975	○	○
	(株) 山崎工業	田野倉 4 1 9 番地	45-3511	○	
	(有) 金山工業	小形山 6 4 9 番地	43-8147	○	
盛里	(有) 栄真工業	与縄 9 3 番地	45-1145		○
	(株) 原田組	朝日曽雌 3 2 3 番地	48-2106	○	
	大建総業 (株)	朝日曽雌 1 5 7 番地 1	48-2018	○	
	谷内建設 (株)	盛里 2 0 番地	43-6017	○	

○輸送事業所一覧

事 業 者 名	所 在 地	電 話
(有) 谷村運送	小野 6 3 6 番地	43-2492
(有) 盛里運送	朝日曽雌 2 1 1 8 番地	48-2318
(有) 都留運送	小野 5 2 8 番地	43-2846
第一石産運輸(株)	四日市場 1 2 1 2 番地	43-3366
日向運送(有)	朝日曽雌 1 4 8 5 番地	48-2005
幡野運送(有)	田野倉 1 0 3 3 番地	45-1194
山中運送(有)	四日市場 2 1 8 番地	43-5817
富岳通運小形山ターミナル	大原 2 番地 2	43-8611
佐川急便(株) 都留営業所	大幡 4 8 2 9 番地	45-2881
山梨福山通運(株) 都留営業所	朝日馬場 8 1 3 番地 2	48-2920

○市内調達業者一覧

1 米穀小売店

地 区	名 称 ・ 氏 名	所 在 地	電 話
谷村	セブンイレブン都留市役所前店	上谷二丁目1番13号	45-1377
	セブンイレブン都留市駅前店	つる一丁目9番2号	43-9531
	セブンイレブン 田原2丁目店	田原二丁目4番22号	43-2115
	ファミリーマート都留文科大学入り口店	田原四丁目612番1号	46-5350
	ファミリーマート都留インター店	つる一丁目16番25号	46-4006
	オギノ 都留店	田原二丁目11番1号	46-5600
	おかじま 都留店	田原二丁目9番2号	43-7255
	喜和田屋食料品店	中央二丁目4番2号	43-5459
	石川米穀店	上谷四丁目1番6号	43-2704
	角屋米穀店	つる一丁目7番1号	43-2032
	風間商店	つる一丁目1番22号	43-2025
	キッチン隆	上谷二丁目1番9号	45-4822
	お弁当 どんどん 都留店	田原二丁目1240番	20-8866
	ほっともっと 都留店	つる一丁目9番10号	46-5529
	小僧寿し 都留店	つる一丁目16番19号	45-0424
	うおいち・はいから亭	下谷三丁目8番11号	43-0015
	おふくろ	つる五丁目1番63号	45-5737
	シャディサラダ館つる店	つる一丁目5番13号	45-7667
	(有)うすい商店	つる一丁目10番15号	43-2892
三吉	デイリーヤマザキ都留バイパス店	法能1124番地1	46-1050
開地	ローソン 都留小野店	小野416番地12	56-7722
東桂	ローソン都留桂店	桂町694番地	43-5742
宝	泉屋商店	大幡1132番地	45-0662
	セブンイレブン金井店	金井62番地1	45-0440
禾生	おむすびのおおみや 禾生店	古川渡554番地3	43-2360
	セブンイレブン井倉店	井倉619番地8	45-5278
	(株)公正屋都留店	四日市場37番地4	45-1900
	(株)公正屋田野倉店	田野倉198番地1	43-2777
	ほっともっと 田野倉店	田野倉172番地2	46-6230
	小僧寿し 田野倉店	田野倉237番地1	43-9500
	ドラッグ セイムス都留店	田野倉461番地	45-0700
	セブンイレブン都留田野倉南店	田野倉1509番地1	45-6700
	ローソン都留田野倉店	田野倉1005番地	45-8665
	ローソン都留赤坂店	四日市場158番地1	67-8505
	ファミリーマートかぶとや都留店	四日市場7番地1	45-1855
	(株)大月木材センター	田野倉308番地	45-1021
	ベイシア(カインズスーパーセンター都留店)	井倉494番地1	46-6111

盛里	山木田商店	朝日曽雌 1 4 5 6 番地	48-2052
----	-------	-----------------	---------

2 副食、調味料業者

地 区	名 称	所 在 地	電 話
谷村	佐藤酒店	上谷三丁目 3 番 2 8 号	43-2517
東桂	菊地酒店	桂町 6 6 6 番地	43-3103
	昭和屋商店	桂町 8 9 6 番地	43-2591
宝	桂屋酒店	大幡 4 5 2 9 番地	43-3089
	(株)中村酒販	厚原 1 0 1 0 番地 1	43-2237

3 応急復旧用資機材調達先

地 区	名 称	所 在 地	電 話
谷村	田中幸助商店	上谷三丁目 2 番 1 3 号	43-2166
	志村貫二商店	中央二丁目 5 番 1 1 号	43-3119
	藤巻商店	つる一丁目 1 番 1 8 号	43-2710
禾生	(株)大月木材センター	田野倉 3 0 8 番地	45-1021
	二見屋機工	田野倉 1 5 7 2 番地 4	45-3900
	綿半 J マート 都留店	四日市場 1 5 5 番地 1	20-3600
	カインズ(カインズスーパーセンター都留店)	井倉 4 9 4 番地 1	46-6111

○都留市指定水道事業者（市内）一覧

No	地 区	業 者 名	住 所	電 話 番 号
1	谷村	(有)楽山設備	田原三丁目 1 番 2 6 号	43-0368
2		(有)太田水道工務店	上谷六丁目 1 1 番 7 号	43-8822
3		(有)不二工業所	川棚 9 番地	43-4446
4		(有)ティーケイコーポレーション	田原二丁目15番8号	45-7535
5	三吉	(有)志村水道工事店	法能 9 3 5 番地	43-3798
6	開地	重森工業（株）	小野 8 2 9 番地	43-5846
7	東桂	（株）関山建設	夏狩 1 7 1 9 番地	43-7203
8		尾上設備工業（株）	鹿留 2 2 4 番地 1	43-0533
9		丸佐設備	鹿留 8 7 8 番地	45-1123
10		（株）丸昇建設	鹿留 6 2 1 番地	43-6006
11		久保田住設	鹿留 5 8 2 番地	43-5093
12		天野設備	境 2 8 3 番地 3	45-2429
13		(有)佐藤商店	桂町 1 1 7 3 番地 8	43-4174
14	宝	宝栄設備	中津森 7 3 番地	43-3782
15		奥秋織物(株)	中津森 1 9 7 番地	43-3343
16		もりしま創備	大幡 5 3 番地 3	45-0593
17		宝秀設備	大幡 3 2 9 8 番地	45-1471
18	禾生	小俣管工設備(有)	四日市場 8 6 3 番地 2	45-7120
19		(有)星野設備工業所	小形山 4 8 6 番地	43-8581
20		共和設備	田野倉 2 7 2 番地 3	43-8190
21	盛里	小幡管工(有)	朝日曽雌 1 8 5 3 番地	48-2760
22		（株）朝日設備工業所	朝日曽雌 1 8 8 3 番地	48-2323
※ 都留市指定水道工事店組合事務所			大幡 1 9 4 4 番地 8 1	43-7196

[災害、災害危険箇所関係]

○過去の主な災害

災害区分	災害発生日	災害地域	災害状況
水害	明治40.8.23～8.24	大幡川沿岸地域	宝地区大幡方面は、人畜家屋の被害甚大
地震	大正7.6.26	全域	石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂等被害甚大（谷村地震）
地震	大正12.9.1	全域	家屋の被害甚大（関東大地震）
山崩れ	大正14.8.26	下谷地区	死者10名・負傷者3名・倒壊・埋没家屋6戸
火災	昭和24.5.13	下谷地区	負傷者17名・り災世帯339世帯・り災人員1586名・焼失棟数334棟・焼失面積60,222m ² 損害額558,420千円
水害	昭和34.8.12～8.14	全域	堤防決壊・道路・橋梁の流失等63箇所被害甚大
台風	昭和34.9.27	〃	全壊59戸・半壊132戸
台風	昭和36.9.15～9.17	〃	負傷者6名・全壊15戸・半壊28戸・その他 水稲の被害大
水害	昭和41.9.23～9.25	〃	特に宝地区多く、市内山間地域、被害甚大 土木被害額2億有余円
台風及び大雨	昭和57.8.1～8.3	〃	市内全域被害大 農林水産業、公共土木施設等 被害額15億有余円
地震	昭和58.8.8	〃	市内各所 家屋、農業及び公共土木施設等 被害額1億有余円
台風	昭和58.8.16～8.17	〃	市内各所 農業及び公共土木施設等被害額4億有余円
台風	昭和60.6.30～7.1	〃	市内各所 農林業、土木施設等被害額1億有余円
台風	平成3.8.20～8.21	〃	市内各所 農林業、公共土木施設等被害額1億有余円
地震	平成8.3.6	〃	市内各所 家屋、農業及び公共土木施設等 被害額5千万有余円
雪害	平成10.1.15～1.16	〃	市内各所 家屋・公共施設等 被害額7千万有余円
台風	平成23.9.1～9.6	〃 (特に東桂・楽山地区)	市内各所（避難勧告発令：88世帯/204名） 土石流流出、がけ崩れ、河川氾濫等 家屋、公共土木施設等被害甚大（負傷者1名）
台風	平成23.9.21	〃 (特に東桂・小野地区)	市内各所 土石流流出、法面崩落、河川氾濫等 公共土木施設等被害甚大
雪害	平成26.2.14～2.15	全域	市内各所（2.15消防署観測：最大積雪量108cm） 軽傷10名、全壊7戸・半壊10戸・一部破損62戸 農林水産業施設等被害額8千万有余円
台風	令和元年10.12	全域	市内各所（避難勧告発令：市内全域） 土石流流出、土砂崩れ、河川護岸崩落 公共土木施設等被害甚大

○山地災害危険地一覧

(1) 崩壊土砂流出危険地区

番号	位 置		保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域 指 定	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	公 共 施 設 等					
	市町村	大字、字							人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路を除く)	道 路
1	都留市	加畑梅久保	無	無	無	無	0.51	無						高速道路
2	〃	加畑高曽利	無	無	無	無	1.12	無				2		
3	〃	加畑日影林	無	無	無	無	0.89	無						市町村道
4	〃	川棚種山	有	無	無	無	6.00	無						高速道路
5	〃	境条ヶ尾	有	無	有	無	1.76	一部概成	217				2	国道
6	〃	境棒差	有	無	有	無	0.72	一部概成	234				2	国道
7	〃	境棒差	有	無	有	無	1.46	一部概成	178				4	その他
8	〃	境佐渡林	有	無	有	無	1.00	未成	142				8	その他
9	〃	境上の山	有	無	有	無	5.00	未成		34				その他
10	〃	鹿留上の山	有	無	有	無	0.15	無		41			2	県道
11	〃	鹿留観能	有	無	有	無	2.57	一部概成		16			1	県道
12	〃	鹿留はあす	有	無	有	無	3.24	無		12				県道
13	〃	鹿留トビゾオリ	有	無	有	無	19.40	一部概成		28				県道
14	〃	鹿留本土差上	有	無	有	無	5.00	無		19				県道
15	〃	鹿留土沢	有	無	有	無	3.00	無		18				県道
16	〃	鹿留本土差上	有	無	有	無	21.00	無		23			1	県道
17	〃	鹿留戸沢	有	無	有	無	11.00	一部概成			9		1	県道
18	〃	鹿留唐沢	有	無	有	無	2.00	無				2		林道
19	〃	鹿留トビゾオリ	有	無	有	無	6.00	未成				2		林道
20	〃	鹿留トビゾオリ	有	無	有	有	7.16	未成						林道
21	〃	鹿留トビゾオリ	有	無	有	有	6.00	未成						林道
22	〃	鹿留トビゾオリ	有	無	有	無	2.00	未成				3		林道
23	〃	鹿留トビゾオリ	有	無	有	無	2.00	未成		10			1	県道
24	〃	鹿留うつぼ沢	有	無	有	無	2.00	未成	53				2	県道
25	〃	鹿留トビゾウリ	有	無	有	無	6.00	未成	145				2	県道
26	〃	鹿留棚の沢	有	無	有	無	10.26	一部概成	101				1	国道
27	〃	十日市場桜山	有	無	有	無	21.00	未成	75				1	国道
28	〃	上谷大桑	有	無	有	無	8.00	未成	241				10	その他
29	〃	下谷とげ沢	有	無	有	無	1.16	無		20			3	県道

30	〃	法能中野	有	無	有	無	6.00	無		33			1	県道
31	〃	法能湯の沢	有	無	有	無	3.00	無	184				6	国道
32	〃	小野中尾	有	無	有	無	1.00	一部概成	54				1	県道
33	〃	小野杉名沢	無	無	有	無	1.30	無		30			1	県道
34	〃	小野文台	有	無	有	無	6.00	未成	58				2	県道
35	〃	小野矢花	無	無	有	無	12.00	無		41			3	県道
36	〃	大野細野山	有	無	有	無	5.00	未成		28			2	県道
37	〃	大野大入	有	無	無	無	2.03	一部概成		16				県道
38	〃	大野大沢	有	無	有	無	2.51	一部概成		18				県道
39	〃	大野入山	有	無	有	無	5.80	一部概成		17				県道
40	〃	大野佛沢	有	無	有	有	4.00	未成		22				県道
41	〃	大野湯ノ沢	有	無	無	無	1.00	未成		21				県道
42	〃	大野曲り沢	有	無	無	無	7.97	一部概成		17				県道
43	〃	大野棚苗代山	有	無	有	無	3.00	一部概成		30				県道
44	〃	大野ズサ山	有	無	有	無	1.10	一部概成		13				県道
45	〃	大野ズサ山	有	無	無	無	14.27	一部概成		14				県道
46	〃	大野四ッ沢	有	無	有	無	2.88	一部概成		13				県道
47	〃	大野四ッ沢	有	無	有	無	4.50	一部概成		10				県道
48	〃	大野タカザシ	有	無	有	有	4.75	一部概成		13				県道
49	〃	大野松猪沢山	有	無	無	無	2.36	一部概成		15				県道
50	〃	大野松猪沢山	有	無	有	無	2.81	一部概成		13				県道
51	〃	大野三ッ沢	有	無	有	無	2.20	一部概成		21				県道
52	〃	大野菅野山	無	無	無	無	1.15	一部概成		33			1	県道
53	〃	大野苗代沢	有	無	無	無	1.45	一部概成		18				県道
54	〃	大野蛇ノ沢	有	無	有	無	5.06	一部概成	61				3	県道
55	〃	大野長谷畑	有	無	有	無	1.76	一部概成	102				7	県道
56	〃	法能桜沢	有	無	有	無	3.43	無		41			1	県道
57	〃	法能大平	有	無	有	無	3.17	無		33				その他
58	〃	法能真桑戸	有	無	有	無	2.00	無		43			1	県道
59	〃	戸沢大平山	有	無	有	無	6.21	無		22				県道
60	〃	大幡善兵衛ザス	有	無	有	無	6.03	一部概成			8		1	県道
61	〃	大幡ケイゴヤ	有	無	有	無	0.70	一部概成			5		1	県道
62	〃	戸沢矢名沢	有	無	有	無	4.00	未成	161				4	県道
63	〃	大幡入山	有	無	有	無	1.00	未成				3		県道
64	〃	大幡入山	有	無	有	無	10.80	一部概成				3		県道
65	〃	大幡横道上	有	無	有	無	7.00	未成		45				県道
66	〃	大幡赤井河原	有	無	有	無	6.00	未成		49			1	県道
67	〃	大幡杉ノ荒	有	無	有	無	14.00	未成	96				4	県道
68	〃	戸沢向山	無	無	有	無	18.00	無	199				5	国道
69	〃	玉川馬場	無	無	有	無	4.00	無	186				5	国道

70	〃	玉川松木沢	無	無	有	無	0.60	無		30				その他
71	〃	下谷生出山南向	無	無	有	無	0.76	無		47			1	その他
72	〃	四日市場生出山南向	無	無	無	無	0.38	無				3		その他
73	〃	四日市場生出山表向	有	無	無	無	7.00	未成		46			1	国道
74	〃	井倉生出山	有	無	有	無	5.00	未成		34			1	国道
75	〃	井倉生出山	有	無	有	無	10.00	未成	53					国道
76	〃	与繩字里久保	有	無	有	無	8.40	一部概成	185				1	国道
77	〃	玉川馬場	無	無	有	無	0.03	一部概成						
78	〃	盛里丹沢	無	無	無	無	0.78	無	116				2	県道
79	〃	戸沢大久保	有	無	無	無	1.14	無	102				2	県道
80	〃	戸沢大久保	無	無	無	無	4.00	無	98				2	県道
81	〃	朝日馬場高橋	有	無	有	無	1.00	無	108				2	県道
82	〃	朝日馬場向山	有	無	無	無	0.13	無		12				県道
83	〃	朝日馬場清水頭	有	無	有	無	9.00	未成	50				6	県道
84	〃	朝日馬場赤道	有	無	有	無	1.11	無			8			県道
85	〃	朝日曾雌宮之前	有	無	有	無	0.90	一部概成	58				5	県道
86	〃	朝日曾雌猿焼日向	有	無	有	無	4.00	未成			5			林道
87	〃	朝日曾雌杉ノ沢	有	無	有	無	3.00	未成			8			県道
88	〃	朝日曾雌石代	有	無	有	有	18.00	未成		39			4	県道
89	〃	朝日曾雌大棚原	有	無	有	無	6.78	無	55				4	県道
90	〃	朝日曾雌長畑	有	無	有	無	3.56	一部概成		27			2	県道
91	〃	朝日馬場神門上	無	無	有	無	1.81	一部概成		28			2	県道
92	〃	朝日馬場和田	無	無	無	無	1.00	無		13				
93	〃	朝日馬場和田	無	無	有	無	1.05	無		13				
94	〃	朝日馬場和田	有	無	有	無	8.00	無		13				その他
95	〃	朝日馬場鎌倉沢	有	無	有	無	0.76	一部概成		41			1	県道
96	〃	朝日馬場鎌倉沢	有	無	有	無	2.00	未成		23				その他
97	〃	朝日曾雌鎌之松	有	無	有	無	3.26	無				1		その他
98	〃	朝日馬場マガ久保	有	無	有	無	4.00	未成		40			1	林道
99	〃	朝日馬場トツ板	有	無	有	無	1.13	一部概成		18				その他
100	〃	朝日馬場カラ菅	無	無	有	無	0.66	無		15				その他
101	〃	朝日馬場尾ノ沢	有	無	有	無	10.00	無	84				6	県道
102	〃	朝日馬場滝ノ沢	有	無	有	無	6.00	未成	95				2	県道
103	〃	与繩大平	有	無	有	無	17.00	無	87				1	県道
104	〃	井倉久留美	有	無	有	無	10.00	未成	127				3	国道
105	〃	井倉九鬼山	有	無	有	無	5.29	一部概成		14			1	国道
106	〃	井倉池ノ山	有	無	無	無	0.64	無			6			国道
107	〃	井倉池ノ山	有	無	有	無	4.00	無		17			1	国道
108	〃	田野倉池ノ山	有	無	有	無	3.11	無		25			1	国道

109	〃	田野倉大戸平	有	無	無	無	0.54	一部概成		24			1	国道
110	〃	田野倉大戸平	無	無	有	無	5.00	未成	282				8	国道
111	〃	田野倉栃子	無	無	有	無	5.00	未成	134				4	国道
112	〃	田野倉二タ俣	有	無	有	無	4.57	一部概成		46				国道
113	〃	大幡から沢	有	無	有	無	10.00	未成	247				2	県道
114	〃	大幡臼久保	有	無	有	無	3.00	無	88				3	県道
115	〃	中津森向山	有	無	無	無	10.00	無	55				2	県道
116	〃	加畑千代民	有	無	有	無	21.00	未成		48			1	その他
117	〃	加畑種山	有	無	有	無	2.36	無		14			1	その他
118	〃	加畑種山	無	無	有	無	2.09	無		26			2	その他
119	〃	平栗大久保	無	無	有	無	9.00	無		27			2	その他
120	〃	厚原大久保	無	無	有	無	0.92	無		38			1	その他
121	〃	川棚細久保	有	無	有	無	17.00	無	89				1	県道
122	〃	川棚城山	無	無	有	無	0.23	無				2		県道
123	〃	大幡舟井沢	無	無	有	無	0.14	無		11				県道
124	〃	大幡舟井沢	有	無	有	無	0.06	無		12			1	県道
125	〃	大幡岩崎	無	無	有	無	0.94	無	72					県道
126	〃	大幡ミタチ	無	無	有	無	3.23	無	94				3	県道
127	〃	中津森観音沢	無	無	有	無	2.00	無	111				3	県道
128	〃	金井大奈良山	有	無	有	無	2.90	一部概成	63				1	県道
129	〃	金井後口山	無	無	有	無	0.60	一部概成	51				2	県道
130	〃	下谷西入	有	無	有	無	9.00	無	54				3	県道
131	〃	川茂上浄土久保	無	無	有	無	2.00	未成			7			高速道路
132	〃	川茂上揚久保	無	無	有	無	11.00	未成	87				6	高速道路
133	〃	小形山柿沢	有	無	有	無	8.00	未成	66				2	林道
134	〃	小形山大棚	有	無	有	無	5.31	一部概成			5			林道
135	〃	小形山滝ノ尾	無	無	有	無	4.00	未成		36			1	高速道路
136	〃	小形山火伏	有	無	無	無	3.00	無			6			高速道路
137	〃	朝日曾雌大板屋	有	無	有	無	2.43	無				4		林道

(2) 山腹崩壊危険地区

番号	位 置		保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	公 共 施 設 等					
	市町村	大字、字						人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路を除く)	道 路
1	都留市	鹿留上の山	有	有	無	13	無				2		
2	〃	鹿留トビゾオリ	有	有	無	5	一部概成						林道

3	〃	下谷東御嶽	有	有	無	11	一部概成		10			1	国道
4	〃	下谷南山	有	有	無	10	一部概成				2		
5	〃	小野雁丸	無	有	無	19	無		12				その他
6	〃	大野細野山	有	有	無	14	一部概成				1		林道
7	〃	大野西指	無	有	無	10	無			8		1	
8	〃	大野大平山	有	有	無	16	無		10				県道
9	〃	小野大竹	有	有	無	12	一部概成		26			3	県道
10	〃	朝日馬場和田	有	有	無	7	無			5			
11	〃	朝日馬場向山	有	無	無	14	無				1		
12	〃	朝日曾雌広瀬	有	有	無	15	無				1		
13	〃	朝日曾雌大板屋	無	有	無	5	無				1		林道
14	〃	朝日馬場カラ菅	有	有	無	20	無						その他
15	〃	大幡芝原	無	無	無	6	無				1		
16	〃	加畑	無	有	無	7	無		13			1	その他
17	〃	川棚城山	有	有	無	6	無				2		高速道路
18	〃	小形山向山	有	無	無	8	一部概成			6			林道

○土石流危険渓流一覧

河 川 名	渓 流 名	市 町 村	字	人 家 戸 数	公共施設数	公 共 建 物
桂 川	宿 沢	都 留 市	宿	100	1	
〃	窪 川	〃	窪 川	22	3	
〃	九 鬼 沢	〃	九 鬼	1	1	富士急行線
朝 日 川	あ た ご 沢	〃	〃	21	1	
〃	沢 戸 沢 1	〃	井 倉	2	1	
〃	沢 戸 沢 2	〃	〃	2	1	
〃	丹 地 久 保 沢	〃	与 縄	29	1	消防詰所
〃	み の げ 沢	〃	〃	17	1	
〃	上 手 沢	〃	〃	35	1	
〃	馬 場 沢 2	〃	馬 場	3	1	
〃	本 光 沢	〃	〃	60	1	集会所
〃	赤 羽 根 沢	〃	〃	3	1	
〃	馬 場 沢 3	〃	〃	5	0	
〃	幕 沢	〃	〃	24	0	
〃	堀 久 保 沢	〃	久 保	24	3	公民館
大 平 川	ト ツ 坂 沢	〃	大 平	5	0	
朝 日 川	茂 尻 久 保 沢	〃	〃	7	2	
〃	引 田 沢	〃	引 田	13	0	
〃	大 平 川	〃	大 平	10	0	
〃	ス ラ バ 沢	〃	神 門	17	2	保育所
〃	山 沢	〃	曾 雌	15	0	
〃	雛 鶴 沢 1	〃	〃	2	1	リニア車両基地
〃	雛 鶴 沢 2	〃	〃	2	1	リニア車両基地
〃	大 旅 川	〃	〃	10	0	
〃	宮 の 前 沢	〃	〃	14	1	
〃	馬 場 沢 1	〃	馬 場	2	3	
〃	盛 里 沢 1	〃	盛 里	4	2	
〃	御 の 口 沢	〃	与 縄	26	3	
〃	松 原 沢	〃	〃	15	1	
〃	寺 の 沢	〃	井 倉	2	4	
〃	向 山 沢	〃	〃	19	3	

〃	井 倉 沢	〃	〃	14	5	診療所
菅 野 川	下 谷 沢 1	〃	下 谷	30	0	
〃	玉 川 沢	〃	玉 川	14	2	
朝 日 川	矢 名 沢	〃	戸 沢	48	2	公民館
〃	西 海 戸 沢	〃	〃	15	1	
〃	道 沢	〃	〃	8	0	
〃	軽 沢	〃	引 田	12	1	
〃	引 田 の 沢 3	〃	〃	23	3	公民館
〃	引 田 の 沢 1	〃	〃	29	3	公民館
〃	引 田 の 沢 2	〃	〃	31	3	公民館
菅 野 川	聖 川 1	〃	法 能	20	3	
〃	聖 川 2	〃	〃	16	3	
〃	熊 井 戸 沢	〃	熊 井 戸	21	2	中学校
〃	菅 野 沢 1	〃	菅 野	11	0	
〃	菅 野 沢 2	〃	〃	14	0	
〃	菅 野 川	〃	〃	13	0	
〃	菅 野 沢 3	〃	〃	11	0	
〃	細 野 沢 4	〃	細 野	18	2	公民館
〃	細 野 川	〃	〃	26	2	公民館
〃	細 野 沢 3	〃	〃	30	2	公民館
〃	細 野 沢 2	〃	〃	20	2	公民館
〃	細 野 沢 1	〃	〃	16	2	公民館
〃	御 堂 沢	〃	〃	27	2	公民館
〃	杉 の 木 沢	〃	中 小 野	167	8	公民館
〃	権 現 原 沢	〃	小 野	15	2	
〃	小 野 沢	〃	〃	21	6	
大 幡 川	下 谷 沢 2	〃	下 谷	0	2	社会福祉施設
桂 川	南 山 沢	〃	下 谷 一 丁 目	68	3	公民館
〃	御 岳 沢	〃	御 岳 沢	112	3	郵便局
〃	白 木 沢	〃	中 央 三 丁 目	87	2	保育所、病院
〃	ヤ マ メ 沢	〃	田 原	180	1	
〃	田 原 沢	〃	〃	57	5	大学、合同庁舎
〃	大 桑 沢	〃	〃	79	5	大学、合同庁舎
大 幡 川	古 渡 沢	〃	古 渡	19	3	公民館
鹿 留 川	ガ ン ジ カ 沢	〃	〃	93	0	
大 幡 川	光 照 沢	〃	〃	10	1	
鹿 留 川	棚 草 沢	〃	鹿 留	18	0	
〃	門 瀬 川	〃	〃	13	0	
大 幡 川	田 屋 沢 2	〃	田 屋	3	1	
〃	田 屋 沢 3	〃	〃	1	1	
鹿 留 川	矢 素 沢	〃	大 野	9	0	
〃	土 沢	〃	〃	7	2	
〃	大 沢	〃	門 原	18	2	
〃	ヌ カ マ キ 沢	〃	〃	13	2	
〃	小 沢	〃	〃	9	1	
〃	神 の 沢	〃	桂 町	9	1	
桂 川	山 王 寺 沢	〃	〃	40	2	発電所
〃	広 徳 堀 沢	〃	境	18	1	
〃	峯 沢	〃	〃	53	2	公民館
〃	棒 差 沢	〃	〃	73	3	
〃	境 沢	〃	〃	36	3	集会所
〃	堀 尻 沢	〃	〃	67	2	集会所
大 幡 川	大 久 保 沢	〃	厚 原	17	2	公民館
〃	加 畑 沢	〃	加 畑	6	2	公民館
〃	御 岳 沢	〃	〃	11	1	集会所
〃	千 代 民 沢	〃	〃	5	0	
〃	岩 崎 沢	〃	下 大 幡	6	1	
〃	丹 保 川	〃	〃	9	2	
〃	丹 保 沢	〃	〃	10	2	

〃	丹 保 沢 2	〃	〃	13	2	
〃	春 日 沢	〃	〃	14	3	公民館
〃	入 道 沢	〃	上 大 幡	21	3	公民館
〃	南 川	〃	〃	20	0	
〃	宮 地 東 沢	〃	〃	20	0	
〃	宮 地 沢	〃	〃	14	0	
〃	沼 沢	〃	〃	5	2	
〃	唐 沢	〃	〃	11	3	
〃	上 大 幡 沢	〃	〃	4	2	
〃	大 幡 沢	〃	御 座 石	7	2	
〃	御 座 石 川	〃	〃	7	4	老人福祉施設
〃	本 社 川	〃	高 畑	20	4	公民館
〃	高 畑 沢	〃	〃	9	2	
〃	上 大 幡 沢 2	〃	上 大 幡	5	3	
〃	福 源 沢	〃	〃	10	4	
〃	船 井 沢	〃	〃	12	0	
〃	西 ハ ツ 沢	〃	下 大 幡	17	0	
〃	ハ ツ 沢	〃	〃	13	1	
〃	カ ニ 川	〃	〃	8	1	
〃	岩 崎 沢	〃	〃	17	1	
〃	岩 崎 東 沢	〃	〃	11	3	公民館
〃	豊 川 沢	〃	〃	13	2	
〃	丹 沢 川	〃	〃	20	1	郵便局
〃	観 音 沢	〃	中 津 森	23	1	病院
〃	ヨ コ ワ レ 沢	〃	〃	34	0	
〃	聖 願 寺 沢	〃	〃	24	2	公民館
〃	江 戸 川	〃	金 井	11	2	
〃	金 井 沢	〃	〃	28	5	
〃	松 尾 沢	〃	〃	34	1	公民館
〃	佐 久 治 川	〃	〃	16	1	
桂 川	落 合 沢	〃	羽 根 子	13	2	保育所
〃	西 羽 根 子 沢	〃	〃	6	0	
〃	羽 根 子 沢	〃	〃	6	0	
〃	東 羽 根 子 沢	〃	〃	5	0	
沢 入 川	入 山 川	〃	古 宿	5	2	宿泊施設
〃	高 川	〃	〃	10	2	宿泊施設
〃	小 田 川 沢	〃	松 葉	22	1	集会所

○地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）

箇所数	1	箇所名	下 谷
-----	---	-----	-----

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

指 定 区 域 名	郡 市	大 字	字	指 定 年 月 日	指 定 番 号	指 定 面 積 (ha)	保 全 戸 数 (戸)
上 町	都留市	上 谷	家 中	昭51. 1. 19	40	1. 30	15
南 山	〃	下 谷	南 山	昭51. 8. 16	545	4. 13	48
先 ノ 宮	〃	田 野 倉	先 ノ 宮	昭51. 11. 22	697	0. 44	5
鍛 冶 屋 坂	〃	中央三丁目 他	鍛 冶 屋 坂 他	昭52. 12. 22	446	17. 33	41
中 津 森	〃	中 津 森 他	八 津 他	昭54. 10. 8	379	7. 71	35
上 岩 崎	〃	大 幡	馬 場 他	昭57. 4. 8	185	2. 63	18
大 野	〃	鹿 留	田 屋 上 他	昭57. 4. 8	186	1. 33	11
大 野	〃	鹿 留	田 屋 上 他	昭58. 7. 14	362	0. 33	2
久 保	〃	朝 日 馬 場	瀬 木 他	昭59. 6. 18	291	0. 38	7
鹿 留	〃	鹿 留	大 野 他	昭60. 5. 9	191	0. 63	15
曾 雌	〃	朝 日 曾 雌	宮 の 前	昭60. 5. 9	192	1. 44	28
加 畑	〃	加 畑	千 代 民	昭60. 5. 9	193	0. 70	11
加 畑	〃	加 畑	千 代 民	昭62. 12. 7	419	0. 07	0

八幡	〃	小野	大竹	他	昭61.7.24	366	0.56	10
八幡	〃	小野	大竹	他	昭62.12.7	420	1.20	4
中津森の3	〃	大幡	他	ミタチ	昭61.7.24	368	1.78	16
中津森の3	〃	大幡	他	ミタチ	昭63.9.5	409	0.07	0
小形山	〃	小形山	瀬木	他	昭63.9.5	407	1.36	14
里内	〃	夏狩	里内	他	平2.2.8	48	0.66	11
原	〃	小形山	原		平2.2.8	50	0.27	10
四日市場	〃	四日市場	木渡	他	平2.2.8	51	0.44	18
四日市場	〃	四日市場	木渡	他	平8.2.29	120	0.22	1
菅野	〃	大野	菅野	他	平3.7.4	378	1.02	14
下岩崎	〃	大幡	寺ノ前	他	平4.8.24	325	1.60	14
細野	〃	大野	細野	他	平4.10.15	414	0.62	10
つる三丁目	〃	つる三丁目			平6.2.17	158	0.16	13
緑町	〃	小野	カジャ坂	他	平7.3.13	94	0.60	9
大久保	〃	古川渡	前ヶ久保	他	平8.2.29	116	0.08	6
中野原	〃	田野倉	中野、中野原		平9.3.31	137	0.11	5
川茂	〃	川茂	知方	他	平9.3.31	138	0.60	14
城の腰	〃	下谷 つる五丁目			平10.3.19	113	0.10	11
都留市駅西	〃	つる三丁目			平13.3.22	131	0.64	6
日向	〃	与 縄	竹ノ花		平15.2.17	85	0.09	5
大穴口	〃	四日市場	他	大穴口 他	平15.2.17	86	0.80	32
屋敷	〃	古川渡	屋敷		平17.3.17	131	0.25	5
屋敷	〃	古川渡	屋敷		平18.12.25	622	0.03	1
屋敷	〃	古川渡	屋敷		平20.3.17	111	0.09	3
楽山	〃	上谷 田原三丁目	根 田 入		平20.3.27	140	0.07	1
つる五丁目	〃	つる五丁目			平20.7.10	307	0.30	2
堀の内	〃	小形山	大 輪		平24.1.26	31	0.16	6
金井	〃	金井	天神	他	平26.2.3	30	0.31	9
金井	〃	金井	天神		平26.11.17	325	0.20	5
沢戸	〃	井倉	馬場		平27.6.15	206	1.41	21
大津の3	〃	大野	大津、大津山		平28.9.15	305	1.17	0

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

箇所名	郡市	大字	字	人家戸数 (戸)	指定区域名
田野倉	都留市	田野倉	田野倉	4	先の宮
田野倉の2	〃	〃	〃	26	
田野倉の3	〃	〃	〃	13	
中野原	〃	〃	中野原	36	中野原
大輪	〃	小形山	大輪	1	
中野	〃	田野倉	中野	10	
堀の内	〃	小形山	堀の内	9	
原	〃	〃	原	8	原
磯辺	〃	川茂	磯辺	6	原
門前	〃	田野倉	門前	10	
門前の2	〃	〃	〃	14	
原の2	〃	小形山	原	4	
田野倉の4	〃	田野倉		21	
九鬼	〃	井倉	九鬼	10	
大久保	〃	古川渡	大久保	10	大久保
井倉	〃	井倉	馬場	5	
沢戸	〃	〃	沢戸	12	
沢戸の2	〃	〃	〃	19	
日向	〃	与繩	日向	6	
水沼	〃	朝日馬場	水沼	9	
馬場	〃	〃	馬場	17	
久保	〃	〃	瀬木、和田	8	久保
神門	〃	〃	神門	6	

石 代	〃	朝 日 曾 雌	石 代	6	
保 良	〃	〃	保 良	38	
朝 日 曾 雌 の 3	〃	〃		2	曾雌
瀬 中 の 2	〃	四 日 市 場	瀬 中	4	
下 谷	〃	下 谷	下 谷	0	
大 穴 口	〃	玉 川	大 穴 口	30	
中 野	〃	法 能	中 野	13	
玉 川 の 3	〃	玉 川	玉 川	29	
下 戸 沢	〃	戸 沢	下 戸 沢	11	
上 戸 沢	〃	〃	上 戸 沢	1	
引 の 田	〃	法 能	引 の 田	9	
引 の 田 の 2	〃	〃	〃	7	
法 能	〃	〃	法 能	8	
住 吉	〃	〃	住 吉	7	
熊 井 戸	〃	小 野	熊 井 戸	23	
緑 町	〃	〃	鍛 冶 屋 坂	12	緑町
八 幡	〃	〃	八 幡	17	八幡
大 津	〃	大 野	大 津	11	
大 津 の 2	〃	〃	〃	7	
大 津 の 3	〃	〃	〃	2	
大 平	〃	〃	大 平	10	
菅 野	〃	〃	小 川 原	20	菅野
細 野	〃	〃	細 野	9	細野
中 島	〃	古 川 渡	中 島	2	
生 出 山 表 向	〃	四 日 市 場	生 出 山 表 向	11	
深 田	〃	下 谷 一 丁 目	深 田	8	
深 田 の 2	〃	下 谷 二 丁 目	〃	3	
仲 町	〃	下 谷	仲 町	54	南山
鍛 冶 屋 坂	〃	上 谷	三 丁 目	62	鍛冶屋坂
金 山	〃	〃	金 山	11	
元 坂	〃	〃	元 坂	14	
元 坂 の 2	〃	〃	〃	19	
上 谷	〃	〃	上 谷	34	
上 谷 の 2	〃	〃	〃	11	
上 谷 の 3	〃	〃	〃	2	
田 原 三 丁 目	〃	田 原 三 丁 目	田 原 三 丁 目	47	
楽 山	〃	楽 山		70	
小 形 山	〃	小 形 山	中 谷	11	小形山
屋 敷	〃	古 川 渡	屋 敷	5	
川 茂	〃	川 茂	坂 本	14	
屋 敷 の 2	〃	古 川 渡	屋 敷	17	
川 茂 の 2	〃	川 茂	坂 本	22	
屋 敷 の 3	〃	古 川 渡	屋 敷	12	屋敷
知 方	〃	川 茂	知 方	1	
知 方 の 2	〃	〃	〃	5	
屋 敷 の 4	〃	古 川 渡	屋 敷	1	
川 茂 の 3	〃	川 茂	川 茂	0	
四 日 市 場	〃	四 日 市 場	四 日 市 場	1	
四 日 市 場 の 2	〃	〃	〃	6	
四 日 市 場 の 3	〃	〃	木 渡 し	37	四日市場
鷹 巣	〃	下 谷 一 丁 目	鷹 の 巣	23	
つ る 三 丁 目	〃	下 谷	つ る 三 丁 目	51	つる三丁目、つる市駅西
旭 ケ 丘	〃	川 棚	旭 ケ 丘	24	
川 棚	〃	〃	松 苗 下	5	
谷 中	〃	上 谷	家 中	9	
上 町	〃	〃	〃	5	上町
一 の 側	〃	田 原 一 丁 目	一 の 側	18	
一 の 側 の 2	〃	〃		16	
田 原 四 丁 目	〃	田 原 四 丁 目	田 原 四 丁 目	11	

上	谷	〃	上	谷	一の瀬	9	
田	原	〃	田	原	一丁目	1	
十	日	〃	十	日	市場	6	
里	内	〃	夏	狩	里内	8	里内
里	内	〃	〃	〃	〃	9	
湯	の	〃	東	桂	湯沢	2	
古	渡	〃	鹿	留	古渡	7	
門	原	〃	〃	〃	門原	3	
門	原	〃	〃	〃	〃	6	
は	あ	〃	〃	〃	はあす	2	
門	原	〃	〃	〃	門原	5	
岩	下	〃	〃	〃	岩下上	9	
大	野	〃	〃	〃	田屋の上	9	大野
岩	下	〃	〃	〃	岩下上	6	
鹿	留	〃	〃	〃	大の上	11	鹿留
宮	ノ	〃	下	谷	宮ノ腰	6	
金	井	〃	金	井	金井	6	
金	井	〃	〃	〃	〃	9	
平	栗	〃	平	栗	平栗	5	
平	栗	〃	〃	〃	〃	10	
加	畑	〃	加	畑	千代民	6	加畑
加	畑	〃	〃	〃	加畑	16	
中	津	〃	中	津	森	12	中津森
中	津	〃	〃	〃	〃	6	中津森
中	津	〃	中	津	森	3	
中	津	〃	〃	〃	〃	47	中津森の3
下	大	〃	大	幡	下大幡	5	下岩崎
下	岩	〃	〃	〃	岩崎	6	下岩崎
中	津	〃	大	幡、中津森	観音沢ミタチ	7	上岩崎
上	岩	〃	大	幡	岩崎	5	上岩崎
丹	保	〃	〃	〃	丹保	5	
入	道	〃	〃	〃	入道沢	5	
上	大	〃	〃	〃	上大幡	8	
高	畑	〃	〃	〃	高畑	8	
高	畑	〃	〃	〃	〃	0	
高	畑	〃	〃	〃	〃	1	
つ	る	〃	つ	る	五丁目	0	
城	ノ	〃	下	谷	〃	14	城ノ腰

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧

自然現象の種類	区 域 名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	中津森の4	○	中津森	H18. 12. 7	604
〃	下大幡	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	下岩崎	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	中津森の5	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	上岩崎-1	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	上岩崎-2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹保	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	上大幡	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	高畑	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	高畑の2-1	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	高畑の2-2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	高畑の2-3	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	高畑の3	○	大幡	H18. 12. 7	604

〃	大幡Ⅱ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	下大幡Ⅱ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	岩崎Ⅱ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢Ⅱ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	上大幡Ⅱ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	中津森Ⅱ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹保Ⅲ	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	宮ノ越	○	羽根子	H19. 7. 9	267
〃	金井、金井の2、院辺橋Ⅱ	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	平栗、平栗Ⅱの2	○	平栗	H19. 7. 9	267
〃	平栗の2	○	平栗	H19. 7. 9	267
〃	加畑	○	加畑	H19. 7. 9	267
〃	加畑の2	○	加畑	H19. 7. 9	267
〃	中津森の2	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	中津森	○	中津森	H19. 7. 9	267
〃	中津森の3	○	中津森	H19. 7. 9	267
〃	平栗Ⅱ	○	平栗	H19. 7. 9	267
〃	平栗Ⅱの3	○	平栗	H19. 7. 9	267
〃	厚原Ⅱ	○	厚原	H19. 7. 9	267
〃	加畑Ⅱ	○	加畑	H19. 7. 9	267
〃	厚原Ⅲ、厚原Ⅲの2	○	厚原	H19. 7. 9	267
〃	平栗Ⅲ	○	平栗	H19. 7. 9	267
〃	水沼一1	○	朝日馬場	H21. 2. 2	21
〃	水沼一2	○	朝日馬場	H21. 2. 2	21
〃	馬場	○	朝日馬場	H21. 2. 2	21
〃	神門	○	朝日馬場	H21. 2. 2	21
〃	石大	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	曾雌、朝日曾雌Ⅲの2	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日曾雌の3	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	水沼Ⅱ	○	朝日馬場	H21. 2. 2	21
〃	朝日馬場Ⅱ	○	朝日馬場	H21. 2. 2	21
〃	石代Ⅱ、石代Ⅲ	○	朝日曾雌	H21. 2. 2	21
〃	宮ノ前Ⅱ	○	朝日曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日曾雌Ⅱ	○	朝日曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日曾雌Ⅱの2	○	朝日曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日曾雌Ⅱの3	○	朝日曾雌	H21. 2. 2	21
〃	黄皮沢Ⅱ	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	朝日馬場Ⅲ	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	朝日馬場Ⅲの2	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	朝日馬場Ⅲの3	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	神門Ⅲ	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	梨木Ⅲ	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日曾雌Ⅲ	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日曾雌Ⅲの3	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	朝日馬場Ⅲの4	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	朝日馬場Ⅲの5、6、7	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	境Ⅱの2	○	境	H21. 2. 2	21
〃	境Ⅱの3	○	境	H21. 2. 2	21
〃	境Ⅱ一1	○	境	H21. 2. 2	21
〃	境Ⅱ一2	○	境	H21. 2. 2	21
〃	境Ⅱ一3	○	境	H21. 2. 2	21
〃	宮下Ⅱ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	宮下Ⅱの2	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	宮下Ⅱの3	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門原	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門原Ⅲ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門原の2、門原Ⅲの2	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	はあす、はあすⅡ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門原の3	○	鹿留	H21. 2. 2	21

〃	岩下上Ⅲ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	岩下上	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	岩下上の2、岩下上Ⅱ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	鹿留	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	大野上Ⅱ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	鹿留Ⅱ―1	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	鹿留Ⅱ―2	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	大野	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	田屋Ⅱ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門瀬Ⅱの2、門瀬Ⅱの3	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門瀬Ⅱ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	古渡	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	古渡Ⅲ	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	桂町Ⅱの3―1	○	桂町	H21. 2. 2	21
〃	桂町Ⅱの3―2	○	桂町	H21. 2. 2	21
〃	桂町Ⅱ	○	桂町	H21. 2. 2	21
〃	桂町Ⅱの2	○	桂町	H21. 2. 2	21
〃	湯の沢	○	東桂	H21. 2. 2	21
〃	里内、里内の2、御所Ⅱ、里内Ⅱの2	○	夏狩	H21. 2. 2	21
〃	下谷	○	下谷	H21. 2. 2	21
〃	大穴口	○	玉川	H21. 2. 2	21
〃	中野	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	法能―1	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	法能―2	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	住吉	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	玉川Ⅱ	○	玉川	H21. 2. 2	21
〃	玉川Ⅱの2	○	玉川	H21. 2. 2	21
〃	宮原Ⅱ、宮原Ⅱの2、玉川Ⅱの3	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	中野Ⅲ	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	宮原Ⅲ	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	熊井戸	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	緑町、法能Ⅱ、緑町Ⅱ、緑町Ⅲ	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	八幡、熊井戸Ⅱ、熊井戸Ⅱの2、緑町Ⅲの3	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	大津	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	大津の2、大津Ⅱ	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	大津の3、大津Ⅱの2、大津Ⅲ	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	大平、大平Ⅱ	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	菅野、菅野Ⅱ―1	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	菅野、菅野Ⅱ―2	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	細野―1	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	細野―2	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	八幡Ⅱ	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	大平Ⅱの4	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	大平Ⅱの3	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	菅野Ⅱの2	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	清風台別荘地Ⅱ―1	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	清風台別荘地Ⅱ―2	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	菅野Ⅱの3	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	元坂Ⅱの2	○	上谷	H21. 2. 2	21
〃	緑町Ⅱの2	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	西海戸Ⅱ	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	緑町Ⅲ	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	緑町Ⅲの2―1	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	緑町Ⅲの2―2	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	大津Ⅲの2	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	菅野Ⅲ	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	清風台別荘地Ⅲ	○	大野	H21. 2. 2	21
〃	緑町Ⅲの4	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	清風台新規	○	大野	H21. 2. 2	21

〃	田野倉、先ノ宮Ⅱ	○	田野倉	H21. 12. 21	396
〃	田野倉の２、田野倉の３、中野原	○	田野倉	H21. 12. 21	396
〃	大輪、堀の内	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	中野	○	田野倉	H21. 12. 21	396
〃	原、磯辺	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	門前、門前の２、門前Ⅱ	○	田野倉	H21. 12. 21	396
〃	原の２、大原Ⅲ	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	田野倉の４	○	田野倉	H21. 12. 21	396
〃	九鬼	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	井倉、井倉Ⅱ	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	沢戸、沢戸の２、日向Ⅲ		井倉	H21. 12. 21	396
〃	日向-１	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	日向-２	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	小形山	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	盛里Ⅱ	○	盛里	H21. 12. 21	396
〃	日向Ⅱ	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	日向Ⅱの２	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	中谷Ⅱ	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	古宿Ⅱ	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	井倉Ⅲ	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	井倉Ⅲの２	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	矢崎Ⅲ、矢崎Ⅲの２	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	小形山Ⅲ	○	小形山	H21. 12. 21	396
〃	大久保	○	古川渡	H21. 12. 21	396
〃	中島、生山表向	○	古川渡	H21. 12. 21	396
〃	屋敷	○	古川渡	H21. 12. 21	396
〃	川茂	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	屋敷の２、屋敷の３、屋敷Ⅲ	○	古川渡	H21. 12. 21	396
〃	川茂の２	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	知方	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	知方の２	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	屋敷の４	○	古川渡	H21. 12. 21	396
〃	川茂の３	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	四日市場、四日市場の２、四日市場Ⅲ	○	四日市場	H21. 12. 21	396
〃	四日市場の３、四日市場Ⅱ	○	四日市場	H21. 12. 21	396
〃	中島Ⅱ	○	古川渡	H21. 12. 21	396
〃	四日市場Ⅱ	○	四日市場	H21. 12. 21	396
〃	川茂Ⅱ-１	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	川茂Ⅱ-２	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	川茂Ⅱ-３	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	川茂Ⅱ	○	川茂	H21. 12. 21	396
〃	下戸沢	○	戸沢	H21. 12. 21	396
〃	上戸沢	○	戸沢	H21. 12. 21	396
〃	引の田-１	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田-２	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田の２-１	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田の２-２	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	下戸沢Ⅱ	○	戸沢	H21. 12. 21	396
〃	引の田Ⅱ	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田Ⅱの２	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田Ⅱの３	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	下戸沢Ⅲ	○	戸沢	H21. 12. 21	396
〃	下戸沢Ⅲの２	○	戸沢	H21. 12. 21	396
〃	瀬中の２、瀬中Ⅱ、瀬中Ⅲ	○	四日市場	H23. 8. 4	306
〃	深田-１	○	下谷一丁目	H23. 8. 4	306
〃	深田-２	○	下谷一丁目	H23. 8. 4	306
〃	深田の２	○	下谷二丁目	H23. 8. 4	306
〃	横町	○	下谷	H23. 8. 4	306
〃	下町	○	下谷	H23. 8. 4	306

〃	鍛冶屋坂	○	上谷	H23. 8. 4	306
〃	鷹巣	○	下谷一丁目	H23. 8. 4	306
〃	つる三丁目	○	下谷	H23. 8. 4	306
〃	旭ヶ丘	○	川棚	H23. 8. 4	306
〃	川棚	○	川棚	H23. 8. 4	306
〃	谷中、上町	○	上谷	H23. 8. 4	306
〃	つる五丁目、つる五丁目Ⅲ	○	つる五丁目	H23. 8. 4	306
〃	城ノ腰、つる五丁目Ⅲの2	○	下谷	H23. 8. 4	306
〃	つる五丁目Ⅱ	○	つる五丁目	H23. 8. 4	306
〃	川棚Ⅱ	○	川棚	H23. 8. 4	306
〃	御厩所Ⅱ	○	下谷	H23. 8. 4	306
〃	川棚Ⅲ、川棚Ⅲの2	○	川棚	H23. 8. 4	306
〃	金山、金山Ⅱ	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	元坂、元坂Ⅱ	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	元坂の2	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	上谷、上谷の2、上谷の3-1	○	上谷、田原	H23. 8. 11	319
〃	上谷の3-2	○	上谷、田原	H23. 8. 11	319
〃	上谷の3-3	○	上谷、田原	H23. 8. 11	319
〃	上谷の3-4	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	田原三丁目	○	上谷、田原	H23. 8. 11	319
〃	楽山-1	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	楽山-2	○	上谷、田原	H23. 8. 11	319
〃	一の側、一の側の2、田原四丁目、田原、一の側Ⅱ、一の側Ⅱの2、田原一丁目Ⅲ	○	上谷、田原	H23. 8. 11	319
〃	上谷-1、十日市場Ⅱ	○	十日市場	H23. 8. 11	319
〃	上谷-2		十日市場	H23. 8. 11	319
〃	十日市場	○	十日市場	H23. 8. 11	319
〃	元坂Ⅱの3	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	元坂Ⅱの4	○	上谷	H23. 8. 11	319
〃	十日市場Ⅱの2	○	十日市場、鹿留	H23. 8. 11	319
〃	中野の2	○	田野倉	H23. 8. 11	319
〃	田野倉の6	○	田野倉	H23. 8. 11	319
〃	田野倉の7	○	田野倉、井倉	H23. 8. 11	319
〃	堀の内の2	○	小形山	H23. 8. 11	319
〃	大原	○	大原、川茂	H23. 8. 11	319
〃	下谷の2	○	下谷	H23. 8. 11	319
〃	川棚の2	○	川棚	H23. 8. 11	319
〃	田野倉の5	○	田野倉、大月市 大月町大月	H23. 8. 11	319
土 石 流	岩崎沢		大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹保川	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹保沢		大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹保沢2-1	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹保沢2-2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	春日沢-1	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	春日沢-2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢-1		大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢-2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢-3	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢-4	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢-5	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	入道沢-6	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	南川		大幡	H18. 12. 7	604
〃	宮地東沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	宮地沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	沼沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	唐沢-1	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	唐沢-2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	上大幡沢	○	大幡	H18. 12. 7	604

〃	御座石川	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	本社川	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	高畑沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	上大幡沢 2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	福源沢		大幡	H18. 12. 7	604
〃	船井沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	西ハツ沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	ハツ沢		大幡	H18. 12. 7	604
〃	カニ川		大幡	H18. 12. 7	604
〃	岩崎沢- 1	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	岩崎沢- 2		大幡	H18. 12. 7	604
〃	岩崎東沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	豊川沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹沢川- 1		大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹沢川- 2	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	丹沢川- 3		大幡	H29. 3. 23	74
〃	上大幡西沢	○	大幡	H18. 12. 7	604
〃	赤井沢		大幡	H18. 12. 7	604
〃	落合沢		下谷	H29. 3. 23	74
〃	西羽根子沢	○	下谷	H19. 7. 9	267
〃	羽根子沢- 1	○	下谷	H19. 7. 9	267
〃	羽根子沢- 2	○	下谷	H19. 7. 9	267
〃	東羽根子沢	○	下谷	H19. 7. 9	267
〃	江戸川- 1	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	江戸川- 2	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	江戸川- 3	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	金井沢		金井	H19. 7. 9	267
〃	松尾沢	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	佐久治川	○	金井	H19. 7. 9	267
〃	観音沢		中津森	H19. 7. 9	267
〃	ヨコワレ沢	○	中津森	H19. 7. 9	267
〃	聖願寺沢	○	中津森	H19. 7. 9	267
〃	大久保沢		厚原	H19. 7. 9	267
〃	加畑沢		平栗	H19. 7. 9	267
〃	御岳沢	○	加畑	H19. 7. 9	267
〃	加畑沢の 2	○	加畑	H19. 7. 9	267
〃	馬場沢 2	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	本光沢	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	赤羽根沢	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	馬場沢 3	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	幕沢	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	堀久保沢		久保	H21. 2. 2	21
〃	スラバ沢	○	神門	H21. 2. 2	21
〃	山沢	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	雛鶴沢 1	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	雛鶴沢 2	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	大旅川	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	宮の前沢	○	曾雌	H21. 2. 2	21
〃	馬場沢 1	○	馬場	H21. 2. 2	21
〃	古渡沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	ガンジカ沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	光照沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	棚草沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	門瀬川	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	田屋沢 2	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	田屋沢 3	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	矢糸沢- 1	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	矢糸沢- 2		鹿留	H21. 2. 2	21
〃	土沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21

〃	糠蒔沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	小沢	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	神の沢－1	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	神の沢－2	○	鹿留	H21. 2. 2	21
〃	山王寺沢		鹿留	H21. 2. 2	21
〃	広徳堀沢		境、鹿留	H21. 2. 2	21
〃	峯沢	○	境	H21. 2. 2	21
〃	中曽根沢－1	○	境	H21. 2. 2	21
〃	中曽根沢－2		境	H21. 2. 2	21
〃	棒差沢		境	H21. 2. 2	21
〃	境沢－1	○	境	H21. 2. 2	21
〃	境沢－2	○	境	H21. 2. 2	21
〃	下谷沢 1		下谷	H21. 2. 2	21
〃	玉川沢	○	玉川	H21. 2. 2	21
〃	聖川 1	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	聖川 2	○	法能	H21. 2. 2	21
〃	下谷沢 2	○	下谷	H21. 2. 2	21
〃	熊井戸沢	○	熊井戸	H21. 2. 2	21
〃	菅野沢 1	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野沢 2	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－2	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－3	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－4	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－5	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－7	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－9	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野川－10		菅野	H21. 2. 2	21
〃	菅野沢 3	○	菅野	H21. 2. 2	21
〃	細野沢 4	○	細野	H21. 2. 2	21
〃	細野川	○	細野	H21. 2. 2	21
〃	細野沢 3	○	細野	H21. 2. 2	21
〃	細野沢 2	○	細野	H21. 2. 2	21
〃	細野沢 1		細野	H21. 2. 2	21
〃	御堂沢－1		細野	H21. 2. 2	21
〃	御堂沢－2		細野	H21. 2. 2	21
〃	杉の木沢		中小野	H29. 3. 23	74
〃	権現原沢	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	小野沢	○	小野	H21. 2. 2	21
〃	大津沢	○	上小野	H21. 2. 2	21
〃	宿沢	○	宿	H21. 12. 21	396
〃	九鬼沢	○	九鬼	H21. 12. 21	396
〃	あたご沢	○	九鬼	H21. 12. 21	396
〃	沢戸沢 1		井倉	H21. 12. 21	396
〃	沢戸沢 2	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	丹地久保沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	みのげ沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	上手沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	盛里沢 1	○	盛里	H21. 12. 21	396
〃	御の口沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	松原沢	○	与縄	H21. 12. 21	396
〃	寺の沢	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	向山沢	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	井倉沢	○	井倉	H21. 12. 21	396
〃	入山川		古宿	H21. 12. 21	396
〃	高川－1	○	古宿	H21. 12. 21	396
〃	高川－2	○	古宿	H21. 12. 21	396
〃	小田川沢－1	○	松葉	H21. 12. 21	396
〃	小田川沢－2	○	松葉	H21. 12. 21	396
〃	盛里沢 2	○	盛里	H21. 12. 21	396

〃	矢名沢		戸沢	H21. 12. 21	396
〃	西海戸沢		戸沢	H21. 12. 21	396
〃	道沢		戸沢	H21. 12. 21	396
〃	軽沢		戸沢	H21. 12. 21	396
〃	引の田沢 3		法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田沢 1	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	引の田沢 2	○	法能	H21. 12. 21	396
〃	宮沢		戸沢	H21. 12. 21	396
〃	南山沢	○	下谷	H23. 8. 4	306
〃	窪川	○	田野倉	H23. 8. 11	319
〃	トツ坂沢	○	朝日曽雌	H23. 8. 11	319
〃	茂尻久保沢		朝日曽雌	H23. 8. 11	319
〃	引田沢		朝日曽雌	H23. 8. 11	319
〃	大平川- 1		朝日曽雌	H23. 8. 11	319
〃	大平川- 2		朝日曽雌	H23. 8. 11	319
〃	ヤマメ沢		田原	H23. 8. 11	319
〃	田原沢		田原	H23. 8. 11	319
〃	大桑沢		田原	H23. 8. 11	319
〃	戸沢	○	戸沢	H23. 8. 11	319
地 す べ り	下谷		下谷	H23. 8. 11	319

[通信関係]

○山梨県防災行政無線網による市設置局一覧

局 種	局 名	設 置 場 所	識別信号	周波数	空中線電力	備 考
陸 上 移 動 局	都留市	都留市上谷一丁目1番1号 都留市役所2階 (行政防災室)	やまなし010	260MHz帯	5W	デジタル
	都留市 消防本部	都留市上谷二丁目2番9号 都留市消防署	やまなし037	260MHz帯	5W	デジタル
衛 星 地 球 局	都留市	都留市上谷一丁目1番1号 都留市役所地下 (守衛室)	SCCじちたいやまなしけん やまなし かはんちきゅう V64			V S A T
	都留市 消防本部	都留市上谷二丁目2番9号 都留市消防署	SCCじちたいやまなしけん やまなし かはんちきゅう V80			V S A T

○固定系無線（屋外子局）一覧（固定局子局 151局）

（１）上谷地区

連番	番号	名称	連番	番号	名称
1	101	市役所	10	110	旭ヶ丘
2	102	上谷二丁目（都留信用組合）	11	111	上谷三丁目（公園）
3	103	上町自治会館	12	112	産業技術短期大学
4	104	都留興譲館高校	13	113	田原三丁目（都留文科大学）
5	105	田原団地（公園）	14	114	田原一丁目
6	106	田原一丁目（文大入口）	15	115	田原二丁目（田原 2 号公園）
7	107	上谷（アスカインデックス）	16	116	田原四丁目（やまびこ競技場）
8	108	市民総合体育館	17	117	都留文科大学柔道場跡地
9	109	川棚			

（２）中谷地区

連番	番号	名称	連番	番号	名称
18	201	高尾神社	22	206	つる五丁目
19	203	中央一丁目（山梨信用金庫）	23	207	中央三丁目（びゅあ富士）
20	204	つる一丁目（谷一分団第8部詰所）	24	208	つる三丁目（日本救命）
21	205	城北町集会場			

（３）下谷地区

連番	番号	名称	連番	番号	名称
25	301	つる二丁目（深田発電所入口）	-	-	羽根子延長SP
26	302	下谷三丁目（分譲地）	-	-	羽根子延長SP
27	303	下谷体育館	31	307	下谷一丁目（深田公民館）
28	304	つる四丁目（児童公園）	32	308	つる四丁目（都留IC）
29	305	鷹の巣	33	309	つる五丁目（都留市立病院入口）
30	306	羽根子	34	310	下谷（サン玉川公園）

(4) 三吉

連番	番号	名称	連番	番号	名称
35	401	法能自治会館	42	408	下戸沢（テクノハウス）
36	402	住吉球場	43	409	上戸沢
37	403	谷村第二小学校	44	410	サントウン玉川
38	404	都留自動車教習所	45	411	法能 1（住吉工業上）
39	405	玉川公民館	46	412	法能 2（中村エンジニアリング）
40	406	引の田（富士新幸玉川工場）	47	413	玉川（天翔鶴）
41	407	引の田自治会館	48	414	戸沢自治会館

(5) 開地

連番	番号	名称	連番	番号	名称
49	501	緑町（アイトー電子）	54	506	下細野（杉本商店）
50	502	下小野（ヘアースタジオ）	55	507	上細野自治会館
51	503	中小野自治会館	56	508	菅野公民館
52	504	上小野自治会館	57	509	西海戸
53	505	第五水源地	58	510	熊井戸自治会館

(6) 東桂

連番	番号	名称	連番	番号	名称
59	601	十日市場公民館	74	616	沖 1（大沢橋）
60	602	蒼竜峡団地	75	617	沖 2（WAYS）
61	603	下夏狩（ヒバリ電子）	76	618	境 1（鹿留発電所余水路）
62	604	下夏狩公民館	77	619	境公民館
63	605	上夏狩（身緑堂）	78	620	境 2
64	606	桂町（東桂第二高架橋）	79	621	高村建設
65	607	十日市場	80	622	蒼竜峡自治会公園
66	608	桂町 1	81	623	桂町 3（登り坂石油）
67	609	東桂地域コミュニティセンタ ー	82	624	東桂中学校
68	610	桂町 2（公園）	83	625	鹿留公民館
69	611	鹿留団地	84	626	沖自治会館
70	612	古渡公民館	85	627	下夏狩（戸塚醸造店）
71	613	古渡 1（光照寺）	86	628	古渡 2
72	614	宮下公民館	87	629	沖 3
73	615	宮下			

(7) 宝地区

連番	番号	名称	連番	番号	名称
88	701	厚原自治会館	98	711	上大幡配水池
89	702	平栗	99	712	上大幡 2（宝秀設備）
90	703	加畑集会所	100	713	上大幡 3（つるぎ上バス停）
	-	加畑集会所延長SP	101	714	高畑自治会館
91	704	金井 1	102	715	サントウン宝
92	705	中津森 1（田辺電気）	103	716	サントウン平栗
93	706	中津森 2（宝分団第3部詰所）	104	717	下大幡（岩崎バス停）
94	707	宝地域コミュニティセンター	105	718	上大幡 4（ヤマザキYショップ）
95	708	宝小学校	106	719	金井 2（県道トンネル）
96	709	下大幡公民館	107	720	高畑（一之橋）
97	701	上大幡 1（JAクレイン）	108	721	機神社

(8) 禾生地区

連番	番号	名称	連番	番号	名称
109	801	瀬中公園	126	818	田野倉 1 (下芦出集会所)
110	802	四日市場公民館	127	819	田野倉 2 (宿公民館)
111	803	四日市場 1 (都留スズキ販売)	128	820	田野倉 3 (オーツル)
112	804	月見ヶ丘集会所	129	821	三嶋神社
113	805	富士見台 (健康科学大学)	130	822	九鬼
114	806	古川渡 1	131	823	井倉団地 (NBCメッシュテック)
115	807	東陽保育園	132	824	川茂 1 (東部配水場)
116	808	禾生農協	133	825	都留二中
117	809	古川渡遊園地	134	826	九鬼団地
118	810	古川渡 2 (山梨トヨペット前)	135	827	小形山 4 (大原)
119	811	井倉集会所	136	828	小形山 3 (稲村神社)
120	812	井倉健康広場	137	829	田野倉 4 (田野倉公民館)
121	813	川茂自治会館	138	830	田野倉 5 (古沢会館)
122	814	古宿	139	831	小形山 2 (リニア見学センター)
123	815	小形山 1 (消防会館)	140	832	川茂 2 (浄泉寺)
-	-	小形山 1 (消防会館) 延長SP	141	833	四日市場 2 (赤坂駅)
124	816	禾生第二小学校	142	834	田野倉東部集会場
125	817	(株) しらかわ			

(9) 盛里地区

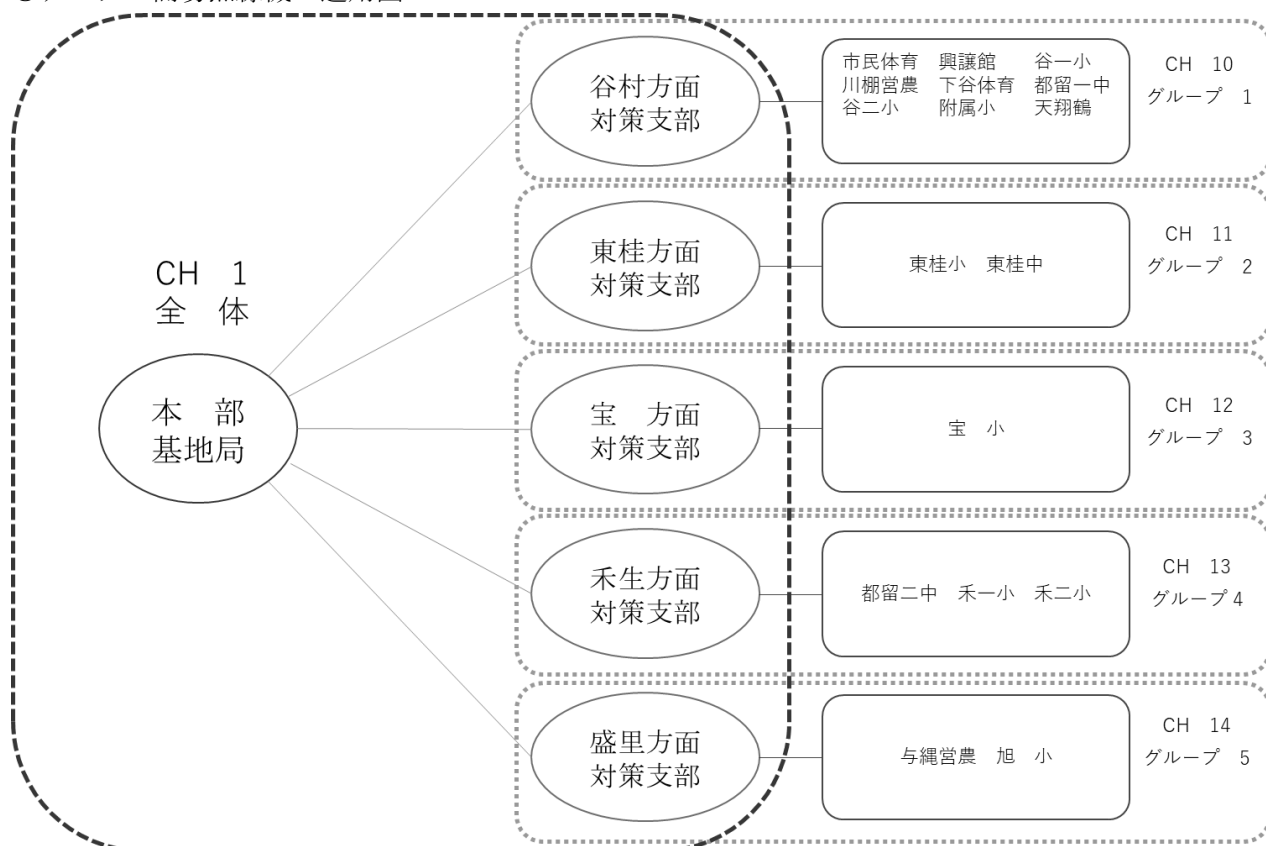
連番	番号	名称	連番	番号	名称
143	901	与縄 1 (与縄橋)			曾雌自治会館延長SP
144	902	与縄 2 (日建板)	149	907	大平
145	903	朝日馬場 (馬場第一自治会館)			大平延長SP
146	904	久保 (石船神社)	150	908	朝日団地 (水沼グラウンド)
147	905	神門 (梨木橋)	151	909	与縄 3 (旧営農指導センター)
148	906	曾雌自治会館			

○デジタル簡易無線 配置先・グループ一覧

表番号	種別	本体表示	自局番号	常置場所	グループ
1	携帯	本部携 1	0031	都留市役所 (対策本部)	基地、グループ 1、2、3、4、5、6
2	携帯	本部携 2	0032	都留市役所 (対策本部)	基地、グループ 1、2、3、4、5、6
3	携帯	市民体育	0033	都留市民総合体育館	グループ 1
4	携帯	興譲館高	0034	都留興譲館高校	グループ 1
5	携帯	谷一小	0035	谷村第一小学校	グループ 1
6	携帯	川棚営農	0036	旧川棚営農指導センター	グループ 1
7	携帯	下谷体育	0037	下谷体育館	グループ 1
8	携帯	都留二中	0038	都留第二中学校	グループ 4
9	携帯	都留一中	0039	都留第一中学校	グループ 1
10	携帯	谷二小	0040	谷村第二小学校	グループ 1
11	携帯	附属小	0041	都留文科大学附属小学校	グループ 1
12	携帯	東桂小	0042	東桂小学校	グループ 2
13	携帯	東桂中	0043	東桂中学校	グループ 2
14	携帯	禾一小	0044	禾生第一小学校	グループ 4

15	携帯	禾二小	0045	禾生第二小学校	グループ 4
16	携帯	宝小	0046	宝小学校	グループ 3
17	携帯	与縄営農	0047	旧与縄営農指導センター	グループ 5
18	携帯	旧旭小	0048	旧旭小学校	グループ 5
19	車載	市長車	0011	都留市役所（市長車）	グループ 6
20	車載	建設課 1	0012	都留市役所（建設課）	グループ 6
21	車載	建設課 2	0013	都留市役所（建設課）	グループ 6
22	車載	建設課 3	0014	都留市役所（建設課）	グループ 6
23	車載	上下水 1	0015	都留市役所（上下水道課）	グループ 6
24	車載	上下水 2	0016	都留市役所（上下水道課）	グループ 6
25	車載	上下水 3	0017	都留市役所（上下水道課）	グループ 6
26	固定	本部	0001	都留市役所（放送室）	基地、グループ 1、2、3、4、5、6
27	固定	谷村方面	0002	都留市役所 （谷村方面対策支部）	基地、グループ 1、6
28	固定	東桂方面	0003	東桂地域コミュニティセンター （東桂方面対策支部）	基地、グループ 2、6
29	固定	宝方面	0004	宝地域コミュニティセンター （宝方面対策支部）	基地、グループ 3、6
30	固定	禾生方面	0005	禾生地地域コミュニティセンター （禾生方面対策支部）	基地、グループ 4、6
31	固定	盛里方面	0006	盛里地域コミュニティセンター （盛里方面対策支部）	基地、グループ 5、6

○デジタル簡易無線機 運用図



○都留市消防専用超短波無線一覧

局 種	呼 出 符 号	電波型式	出 力	設 置 場 所
基地局	しょうぼうつる	5K80G1D 5K80G1E	1 0 W	都留市消防本部内
〃	しょうぼうどうし	〃	〃	道志出張所内
移動局	つるぼんぷ1	〃	〃	都留市上谷二丁目2番9号
〃	つるぼんぷ2	〃	〃	〃
〃	つるぼんぷ3	〃	〃	〃
〃	つるきゅうじょ1	〃	〃	〃
〃	つるはしご1	〃	〃	〃
〃	つるきゅうきゅう1	〃	〃	〃
〃	つるきゅうきゅう2	〃	〃	〃
〃	つるきゅうきゅう3	〃	〃	〃
〃	つるしき1	〃	〃	〃
〃	つるしき2	〃	〃	〃
〃	つるれんらく1	〃	5 W	〃
〃	つるよぼう1	〃	〃	〃
〃	つるはんそう1	〃	1 0 W	〃
〃	どうしれんらく1	〃	〃	南都留郡道志村6 2 5 4 番地1
〃	どうしぼんぷ1	〃	〃	〃
〃	どうしきゅうきゅう1	〃	〃	〃
〃	つる101～105	5K80G1D	5 W	都留市上谷二丁目2番9号
〃	つる201～205	〃	〃	〃
〃	つる301～305	〃	〃	〃
〃	つる401～405	〃	〃	〃
〃	どうし501～502	〃	〃	南都留郡道志村6 2 5 4 番地1
〃	つるかはん1	〃	1 0 W	都留市上谷二丁目2番9号
〃	つるたくじょう1	〃	〃	〃
〃	どうしたくじょう1	〃	〃	南都留郡道志村6 2 5 4 番地1

○都留市消防団簡易無線機一覧

区分	階 級	呼 出 名 称	区分	階 級	呼 出 名 称
消防本部		しょうぼうほんぶ		谷村第一分団第13部部长	やむら1-13
		つるしれい		〃 車載	〃
		しょうぼうほんぶ1～8		谷村第二分団本部（第1部）	やむら2ほんぶ
団本部	団 長	つるだん1		分 団 長	2ぶんだん1
	副 団 長 A	〃 2		副 分 団 長 A	2ぶんだん2
	副 団 長 B	〃 3		副 分 団 長 B	2ぶんだん3
谷村第一分団	谷村第一分団本部（第5部）	やむら1ほんぶ		本 部 員	2ぶんだん4
	分 団 長	1ぶんだん1	谷村第二分団	谷村第二分団第1部部长	やむら2-1
	副 分 団 長 A	1ぶんだん2		〃 車載	〃
	副 分 団 長 B	1ぶんだん3		谷村第二分団第2部部长	やむら2-2
	本 部 員 A	1ぶんだん4		〃 車載	〃
	本 部 員 B	1ぶんだん5		谷村第二分団第3部部长	やむら2-3
	谷村第一分団第1部部长	やむら1-1		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第4部部长	やむら2-4
	谷村第一分団第2部部长	やむら1-2		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第5部部长	やむら2-5
	谷村第一分団第3部部长	やむら1-3		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第6部部长	やむら2-6
	谷村第一分団第4部部长	やむら1-4		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第7部部长	やむら2-7
	谷村第一分団第5部部长	やむら1-5		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第8部部长	やむら2-8
	谷村第一分団第6部部长	やむら1-6		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第9部部长	やむら2-9
	谷村第一分団第7部部长	やむら1-7		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第10部部长	やむら2-10
	谷村第一分団第8部部长	やむら1-8		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		谷村第二分団第11部部长	やむら2-11
	谷村第一分団第9部部长	やむら1-9		〃 車載	〃
	〃 車載	〃	東桂分団	東桂分団本部（第8部）	ひがしかつらほんぶ
	谷村第一分団第10部部长	やむら1-10		分団長	ひがしかつらぶんだん1
	〃 車載	〃		副分団長A	ひがしかつらぶんだん2
	谷村第一分団第11部部长	やむら1-11		副分団長B	ひがしかつらぶんだん3
	〃 車載	〃		本部員	ひがしかつらぶんだん4
	谷村第一分団第12部部长	やむら1-12		東桂分団第1部部长	ひがしかつら1
	〃 車載	〃		〃 車載	〃

東 桂 分 団	東桂分団第2部部長	ひがしかつら 2	宝 分 団	宝分団本部（第3部）	たからほんぶ
	〃 車載	〃		分 団 長	たからぶんだん 1
	東桂分団第3部部長	ひがしかつら 3		副 分 団 長 A	たからぶんだん 2
	〃 車載	〃		副 分 団 長 B	たからぶんだん 3
	東桂分団第4部部長	ひがしかつら 4		本 部 員	たからぶんだん 4
	〃 車載	〃		宝分団第1部部長	たから 1
	東桂分団第5部部長	ひがしかつら 5		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		宝分団第2部部長	たから 2
	東桂分団第6部部長	ひがしかつら 6		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		宝分団第3部部長	たから 3
	東桂分団第7部部長	ひがしかつら 7		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		宝分団第4部部長	たから 4
	東桂分団第8部部長	ひがしかつら 8		〃 車載	〃
	〃 車載	〃		宝分団第5部部長	たから 5
禾 生 分 団	禾生分団本部（第2部）	かせいほんぶ	盛 里 分 団	盛里分団本部（第2部）	もりさとほんぶ
	分 団 長	かせいぶんだん 1		分 団 長	もりさとぶんだん 1
	副 分 団 長 A	かせいぶんだん 2		副 分 団 長 A	もりさとぶんだん 2
	副 分 団 長 B	かせいぶんだん 3		副 分 団 長 B	もりさとぶんだん 3
	本 部 員	かせいぶんだん 4		本 部 員	もりさとぶんだん 4
	禾生分団第1部部長	かせい 1		盛里分団第1部部長	もりさと 1
	〃 車載	〃		〃 車載	〃
	禾生分団第2部部長	かせい 2		盛里分団第2部部長	もりさと 2
	〃 車載	〃		〃 車載	〃
	禾生分団第3部部長	かせい 3		盛里分団第3部部長	もりさと 3
	〃 車載	〃		〃 車載	〃
	禾生分団第4部部長	かせい 4		盛里分団第4部部長	もりさと 4
	〃 車載	〃		〃 車載	〃
	禾生分団第5部部長	かせい 5			
	〃 車載	〃			
	禾生分団第6部部長	かせい 6			
	〃 車載	〃			

○都留市社会福祉協議会防災ネットアマチュア無線クラブ

氏 名	コール サイン	氏 名	コール サイン
山本 秀臣	JE1BGA	志村 徳光	JS1HJQ
渡辺 幸男	JE1GZW	山本 義典	JN1URZ
渡邊 功資	JA1XIX	小林 守行	JJ1RXV
藤本 雅夫	JE1MVO	藤江 良次	7 k 3HVE
藤江 謙司	JN1BJC	藤井 卓夫	JK1IJI
中井 洋	JF1KHR	大和久 登志夫	JE1DOF
渡辺 芳彦	7L2QBC	小幡 秀一	JM1UKY
菊地 将仁	JI1TFZ	小澤 紘一郎	JA2BEN
輻形 有一	JJ1GRY	荻窪 一則	JM1OYK
佐藤 徳幸	JJ1QWG	森嶋 美子	JE1ASI
谷内 種次	JK1SGN	都留市防災ネット アマチュア無線クラブ	JQ1YOF
井上 和彦	JO1GXE		

[避難施設、医療機関等関係]

○指定緊急避難場所一覧

避難場所		使用を想定する自治会		収容人数 1人10㎡	所在地	種類	管理者	面積
		風水害 (台風・土砂災害等)	地震等の災害					
1	都留文科大学グラウンド☆		楽山	2049人	田原三丁目	グラウンド	都留文科大学	20,493㎡
2	都留興譲館高等学校校庭	楽山・田原・田原団地・上町・上天神町	田原・田原団地・上町・上天神町	1000人	上谷五丁目	校庭	山梨県教育委員会	10,000㎡
3	谷村第一小学校校庭	仲町・下町・高尾町・横町・栄町・城北町・田町・幸町・新町・下天神町・早馬町・川棚・旭ヶ丘	仲町・下町・高尾町・横町・栄町・城北町・田町・幸町・新町・下天神町・早馬町	567人	上谷一丁目	校庭	都留市教育委員会	5,673㎡
4	旧川棚営農指導センター☆		川棚・旭ヶ丘	134人	川棚		都留市	1,345㎡
5	下谷体育館駐車場	寿町・弁天町・長者町・深田・新明町・新井・姥沢・鷹之巣・羽根子		161人	下谷四丁目	駐車場	都留市教育委員会	1613㎡
6	都留第二中学校校庭	月見ヶ丘・四日市場・富士見台		1445人	四日市場	校庭	都留市教育委員会	14,456㎡
7	住吉球場	熊井戸・緑町・下小野・中小野・権現原・西海戸・熊井戸団地・法能・住吉町・日の出町・上小野・大津・下細野・上細野・菅野	熊井戸・緑町・下小野・中小野・権現原・西海戸・熊井戸団地・法能・住吉町・日の出町	1634人	法能	グラウンド	都留市教育委員会	16,349㎡
8	谷村第二小学校校庭	玉川・宮原・引の田・上戸沢・下戸沢・サントウン玉川・中野団地		360人	法能	校庭	都留市教育委員会	3,600㎡
9	都留文科大学附属小学校校庭☆		上小野・大津・下細野・上細野・菅野	544人	大野	校庭	都留市教育委員会	5,449㎡
10	東桂小学校校庭	十日市場・蒼竜峽・桂町・下夏狩・上夏狩・鹿留古渡・鹿留宮下・鹿留沖・境	十日市場・蒼竜峽・桂町・下夏狩・上夏狩	955人	桂町	校庭	都留市教育委員会	9,556㎡
11	東桂中学校校庭		鹿留古渡・鹿留宮下・鹿留沖・境	1386人	桂町	校庭	都留市教育委員会	13,864㎡
12	禾生第一小学校校庭	古川渡・川茂・井倉・九鬼・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉・与縄日影・与縄日向・与縄上手	古川渡・川茂・井倉・九鬼・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉	670人	古川渡	校庭	都留市教育委員会	6,707㎡
13	禾生第二小学校校庭	田野倉・田野倉団地・小形山		785人	小形山	校庭	都留市教育委員会	7,856㎡
14	宝小学校校庭	金井・中津森・上大幡・下大幡・高畑・サントウン宝・サントウン平栗・厚原・平栗・加畑		744人	大幡	校庭	都留市教育委員会	7,445㎡
15	旧与縄営農指導センター☆		与縄日影・与縄日向・与縄上手	35人	与縄		都留市	350㎡
16	旧旭小学校校庭	馬場第一・馬場第二・神門・久保・曾雌・大平・朝日団地		230人	朝日馬場	校庭	都留市教育委員会	2,300㎡

☆は、施設の一部又は全部が、土砂災害警戒区域又は特別警戒区域に該当するとみなされるもの。

○指定避難所一覧

避難所		使用を想定する自治会		収容人数 1人3㎡	所在地	管理者	面積
		風水害 (台風・土砂災害等)	地震等の災害				
1	都留市民総合体育館☆		楽山	800人	田原三丁目	都留市教育委員会	2400㎡
2	都留興譲館高等学校	楽山・田原・田原団地・上町・上天神町	田原・田原団地・上町・上天神町	601人	上谷五丁目	山梨県教育委員会	1803㎡
3	谷村第一小学校	仲町・下町・高尾町・横町・栄町・城北町・田町・幸町・新町・下天神町・早馬町・川棚・旭ヶ丘	仲町・下町・高尾町・横町・栄町・城北町・田町・幸町・新町・下天神町・早馬町	358人	上谷一丁目	都留市教育委員会	1074㎡
4	旧川棚営農指導センター☆		川棚・旭ヶ丘	33人	川棚	都留市	100㎡
5	下谷体育館	寿町・弁天町・長者町・深田・新明町・新井・姥沢・鷹之巣・羽根子		260人	下谷四丁目	都留市教育委員会	780㎡
6	都留第二中学校	月見ヶ丘・四日市場・富士見台		400人	四日市場	都留市教育委員会	1200㎡
7	都留第一中学校	熊井戸・緑町・下小野・中小野・権現原・西海戸・熊井戸団地・法能・住吉町・日の出町・上小野・大津・下細野・上細野・菅野	熊井戸・緑町・下小野・中小野・権現原・西海戸・熊井戸団地・法能・住吉町・日の出町	436人	法能	都留市教育委員会	1310㎡
8	谷村第二小学校	玉川・宮原・引の田・上戸沢・下戸沢・サントウン玉川・中野団地		322人	法能	都留市教育委員会	966㎡
9	都留文科大学附属小学校☆		上小野・大津・下細野・上細野・菅野	154人	大野	都留市教育委員会	464㎡
10	東桂小学校	十日市場・蒼竜峽・桂町・下夏狩・上夏狩・鹿留古渡・鹿留宮下・鹿留沖・境	十日市場・蒼竜峽・桂町・下夏狩・上夏狩	373人	桂町	都留市教育委員会	1120㎡
11	東桂中学校		鹿留古渡・鹿留宮下・鹿留沖・境	400人	桂町	都留市教育委員会	1200㎡
12	禾生第一小学校	古川渡・川茂・井倉・九鬼・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉・与縄日影・与縄日向・与縄上手	古川渡・川茂・井倉・九鬼・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉	284人	古川渡	都留市教育委員会	853㎡
13	禾生第二小学校	田野倉・田野倉団地・小形山		300人	小形山	都留市教育委員会	901㎡
14	宝小学校	金井・中津森・上大幡・下大幡・高畑・サントウン宝・サントウン平栗・厚原・平栗・加畑		282人	大幡	都留市教育委員会	847㎡
15	旧与縄営農指導センター☆		与縄日影・与縄日向・与縄上手	33人	盛里	都留市	100㎡
16	旧旭小学校	馬場第一・馬場第二・神門・久保・曾雌・大平・朝日団地		250人	朝日馬場	都留市教育委員会	752㎡
17	都留市まちづくり交流センター☆		市内全域及び「福祉避難所」としてのバックアップ	211人	中央三丁目	都留市教育委員会	635㎡
18	いきいきプラザ都留☆	福祉避難所		326人	下谷	都留市	980㎡

☆は、施設の一部又は全部が、土砂災害警戒区域又は特別警戒区域に該当するとみなされるもの。

○富士山火山災害時の避難所一覧（溶岩流、融雪型火山泥流時のみ）

1. 避難所一覧（一般住民）

	優先度	避難所名	使用を 想定する 自治会名	収容可能人数		所在地	避難対象 エリア
				総数	内訳		
1		都留市民総合体育館	十日市場 蒼竜峡	800	800	田原三丁目8番36号	—
2	◎	都留興譲館高等学校 体育館	鹿留古渡 鹿留宮下 境	706	301	上谷五丁目7番1号	第5次
		都留興譲館高等学校 校舎			405		
3	◎	谷村第一小学校体育館	桂町	1,097	358	上谷一丁目1番2号	第5次
		谷村第一小学校校舎			739		
4		旧川棚営農指導センター	—	33	33	川棚809番地	第5次
5		下谷体育館	新町 早馬町	260	260	下谷四丁目2番19号	第5次
6	◎	都留第一中学校体育館	下夏狩 上夏狩	906	436	大野52番地5	—
		都留第一中学校校舎			470		
7	◎	谷村第二小学校体育館	田原 上町	672	322	法能923番地	—
		谷村第二小学校校舎			350		
8	◎	都留文科大学附属小学校 体育館	—	514	154	大野396番地	—
		都留文科大学附属小学校 校舎			360		
9	◎	禾生第一小学校体育館	高尾町 栄町 幸町	795	284	古川度553番地	第5次
		禾生第一小学校校舎			511		
10	◎	禾生第二小学校体育館	長者町 鷹之巣 羽根子	667	300	小形山753番地	第5次
		禾生第二小学校校舎			367		
11	◎	宝小学校体育館	川棚 金井 中津森	653	290	大幡1143番地	—
		宝小学校校舎			363		
12		旧与縄営農指導センター	—	33	33	盛里134番地1号	—
13	◎	旧旭小学校体育館	川茂 月見ヶ丘 富士見台	477	250	朝日馬場544番地	—
		旧旭小学校校舎			227		

※学校施設は、◎の体育館から優先的に使用し、体育館だけでは収容しきれない場合は校舎を使用する。ただし、降灰が生じた場合、体育館では屋根が破損する可能性があるため、速やかに校舎へ移動する。

※降灰、降灰後土石流、噴石発生時の避難先については、311頁の「指定避難所一覧」の地震等の災害の避難所とする。

2. 福祉避難所一覧(災害時要配慮者)

	福祉避難所名	利用対象者	所在地	避難対象 エリア
1	いきいきプラザ都留	川茂、月見ヶ丘、富士見台、鷹之巣、 長者町、羽根子、上町、新町、田原、 早馬町、川棚、高尾町、栄町、幸町、 中津森、金井、十日市場、桂町、蒼竜 峡、下夏狩、上夏狩、境、鹿留宮下、 鹿留古渡の24自治会の災害時要配慮者	下谷2516番地1	第6次
2	都留市まちづくり交流センター		中央三丁目8番1号	第6次

※降灰、降灰後土石流、噴石発生時の避難先については、311頁の「指定避難所一覧」の地震等の災害の避難所とする。

○自主避難所一覧（風水害の場合）

地 区 名（対象住民）	自主避難所名	住 所
上谷、中谷、下谷、開地	消防署2階会議室	上谷二丁目2番9号
東桂	東桂地域コミュニティセンター	桂町678番地
禾生	禾生地域コミュニティセンター	古川渡577番地
宝	宝地域コミュニティセンター	中津森718番地
盛里	盛里地域コミュニティセンター	朝日馬場309番地
三吉	天翔鶴 ハーモスホール	玉川642番地

※ 自主避難所を開設する場合、いきいきプラザ都留（福祉避難所）については、災害警戒本部等において、開設の有無を判断する。

○自主防災会選定一時避難場所・避難所一覧

（自主防災会別一覧）

自主防災会名	一 時 避 難 場 所	一 時 避 難 所
田 原	「組別一覧」のとおり	—
田 原 団 地	田原団地集会場	—
楽 山	都留文科大学グラウンド	—
上 町	「組別一覧」のとおり	—
上 天 神 町	「組別一覧」のとおり	—
下 天 神 町	「組別一覧」のとおり	—
早 馬 町	城南公園	—
新 町	谷村第一小学校校庭	—
川 棚	—	—
旭 ヶ 丘	旭ヶ丘公園（防災倉庫前）	—
仲 町	谷村第一小学校校庭	—
下 町	円通院 駐車場	円通保育園 園舎
高 尾 町	高尾山公園	高尾町自治会館

横	町	「組別一覧」のとおり	—								
栄	町	大戸医院前駐車場・三町亭駐車場	—								
幸	町	日本救命器具株式会社駐車場（5・6組） 天理教谷村町分教会駐車場（1～3組）	天理教谷村町分教会（1～6組）								
城	北	町	県営住宅広場	城北町自治会館							
田	町	円通院駐車場	—								
寿	町	ダイソー 山梨都留店駐車場 ファミリーマート都留インター店駐車場	—								
弁	天	町	割烹奥駐車場・畳屋上駐車場・佐藤保駐 車場・(株)タイヤセンター小林駐車場	—							
長	者	町	「組別一覧」のとおり	—							
深	田	—	—								
新	明	町	小俣 幸夫さん宅駐車場	—							
新	井	新井天満宮境内	新井自治会館								
姥	沢	サン玉川公園・井上石油駐車場	—								
鷹	之	巣	白山神社	鷹之巣集会所							
羽	根	子	長生寺境内	長生保育園 園舎							
法	能	法能自治会館広場	法能自治会館								
住	吉	町	住吉球場グラウンド	住吉町自治会館							
日	の	出	町	地区内公園	—						
宮	原	宮原自治会館前、宮原生出神社境内	宮原自治会館								
玉	川	玉川グラウンド(KBY葬儀場2階)、 玉川自治会館前	玉川自治会館								
引	の	田	引の田自治会館前	引の田自治会館							
下	戸	沢	正蓮寺駐車場、下戸沢自治会館前	下戸沢自治会館							
上	戸	沢	よっちゃばれ広場	上戸沢自治会館							
サ	ン	タ	ウ	ン	玉川自治会館前広場	サ	ン	タ	ウ	ン	玉川自治会館
中	野	団	地	—	—						
熊	井	戸	—	—							
緑	町	—	緑町公民館								
下	小	野	下小野自治会館広場	下小野自治会館							
中	小	野	大信建設事務所駐車場	中小野自治会館							
上	小	野	—	上小野自治会館							
大	津	—	—								
下	細	野	消防詰所（杉本商店前）	—							
上	細	野	上細野自治会館	—							
菅	野	—	菅野公民館								
権	現	原	権現原団地公園	権現原団地集会所							

西 海 戸	防災倉庫前	—
熊 井 戸 団 地	—	熊井戸団地集会所
十 日 市 場	旧会館広場、(株)中村製作所都留工場広場	十日市場公民館
桂 町	「組別一覧」のとおり	—
下 夏 狩	石頭山長慶寺 境内	下夏狩自治会館
上 夏 狩	駐車所(夏狩2088)	上夏狩公民館
鹿 留 宮 下	地区内広場(鹿留91-5)	宮下公民館
鹿 留 沖	鹿留沖自治会館広場	鹿留沖自治会館
鹿 留 古 渡	古渡団地児童公園	古渡団地集会所
蒼 竜 峡	蒼竜峡団地駐車場、集会所前公園	蒼竜峡団地内集会所
境	境公民館広場	境自治会館、境公民館
金 井	用津院	金井公民館
中 津 森	「組別一覧」のとおり	中津森自治会館
下 大 幡	宝小学校グラウンド	—
上 大 幡	上大幡公民館前	上大幡公民館
平 栗	平栗なかよし公園	消防詰所
厚 原	厚原自治会館駐車場	厚原自治会館
加 畑	—	加畑集会所
高 畑	—	—
サ ン タ ウ ン 平 栗	—	—
サ ン タ ウ ン 宝	サントウン宝公園	サントウン宝自治会館、空きガレージ
富 士 見 台	久武志神社境内	—
四 日 市 場	「組別一覧」のとおり	四日市場自治会館
四日市場一番東一組	保寿院駐車場	—
月 見 ケ 丘	月見ヶ丘自治会館前広場	月見ヶ丘自治会館
古 川 渡	(東側 5組: 禾生第一小学校正門横) (西側 4組: 古川渡自治会館前)	古川渡自治会館
井 倉	生出神社境内	井倉集会所
九 鬼	旧落合橋横	九鬼集会所
川 茂	—	川茂自治会館
小 形 山	稲村神社境内	小形山集会所
田 野 倉	「組別一覧」のとおり	—
田 野 倉 団 地	団地内駐車場	—
九 鬼 団 地	—	九鬼団地集会所
井 倉 団 地	健康ふれあい広場	—
サ ン タ ウ ン 井 倉	—	—
与 縄 日 影	ユニテック(株)駐車場	—

与 縄 日 向	「組別一覧」のとおり	—
与 縄 上 手	「組別一覧」のとおり	もりの郷
馬 場 第 一	馬場第一自治会館前	馬場第一自治会館
馬 場 第 二	盛里地域コミュニティセンター駐車場	盛里地域コミュニティセンター
久 保	久保自治会館前	久保自治会館
神 門	旧旭小学校	神門自治会館
曾 雌	傳昌寺境内	曾雌自治会館
大 平	大平自治会館駐車場	大平自治会館
朝 日 団 地	朝日団地内駐車場	朝日団地集会所

(組別一覧)

自主防災会名	組 名	一 時 避 難 場 所
田 原 自 主 防 災 会	滝下 1 組	ファミリーマート駐車場
	滝下 2 組	セブンイレブン駐車場
	原 上組	法泉寺駐車場
	原 中組	藤江和敬宅前庭
	原 下組	滝本宅前庭
	住宅 1 組	山本歯科医院駐車場
	住宅 2 組	JA駐車場
	新道 1 組	トラベルインフォメーション駐車場
	新道 2 組	トラベルインフォメーション駐車場
	新道 3 組	JA駐車場
上 町 自 主 防 災 会	1-1組	西村さん宅前の駐車場
	2-1組	山本さん宅駐車場
	2-2組	深沢祥邦さん宅下の駐車場
	3-1組	深沢祥邦さん宅下の駐車場
	3-2組	夢庵駐車場
	4-1組	富山さん宅前の駐車場（自治会館前）
	4-2組	普門寺駐車場
	4-3組	佐波さん宅前の空き地
	4-5組	ニッセイ鉄工所入口の空き地
	4-*組	愛りっしゅ前
	5-1組	中野さん宅前駐車場
	5-2組	山口さん宅駐車場
	5-3-1組	杉本さん宅駐車場
	5-3-2組	古屋さん宅前
	5-4組	都留興譲館高校入口（洗心橋側）

	5-5組	上谷郵便局前の駐車場
下天神町 自主防災会	1組	金子寿元様 金毘羅神社境内
	2組	トミ美容院駐車場
	3組	
上天神町 自主防災会	1組	関戸さん宅駐車場
	2組	鈴木商店前駐車場
	3組	自治会館前
	5組	西村弓子さん宅前
	6組	渡辺さん・三枝さん宅駐車場
	7組	富士・東部建設会館前駐車場
上天神町 自主防災会	8組	割烹いしばし裏畑、西願寺境内
	9組	自治会館前
	10組	富士・東部建設会館前駐車場
	11組	ファミリーボウル大駐車場
	12組	杉林モータース反対駐車場
	13組	斉藤富重さん宅前庭
	14組	アルソーレ中村前駐車場
	15組	ウエルシア前の道路
横町自主防災会	一の一組	東漸寺駐車場
	一の二組	天野会計裏駐車場
	二の一組	専念寺
	二の二組	ことぶき前駐車場
	三番組	山梨信用金庫駐車場
	四番組	田中歯科横駐車場、まあと道向かい駐車場
長者町自主防災会	一組	都留市立病院駐車場
	二組	都留市立病院駐車場
	三組	日伸モデルハウス
	四組	キタジマ ヨシオさん宅駐車場
	五組	組内公園
桂町自主防災会	Aブロック(1-A)	蒼竜峡入口ハッピードリンク
	Aブロック(1-B)	不二家駐車場
	Aブロック(1-C)	桂タウン
	Aブロック(2)	2組防災倉庫前
	Aブロック(3)	東桂小学校の隣接地域(直接集合)/ゴミ集積場2
	Aブロック(4-A)	上組・下組 ゴミ集積場
	Aブロック(4-B)	防災倉庫前
	Bブロック(5)	小学校体育館前

	Bブロック (6)	東桂駅入口駐車場
	Bブロック (7)	佐藤高治様宅駐車場
	Bブロック (8-A)	サンアイガソリンスタンド裏空地
	Bブロック (12)	東桂中学校 (中学校隣接地)
	Bブロック (13)	渡辺工務所さん前
	Cブロック (8-B)	宝鏡寺入口
	Cブロック (8-C)	8-C公園内
	Cブロック (8-D)	オノダ家隣駐車場
	Cブロック (9)	鈴木英夫さん前バス停留所
	Cブロック (10-A)	土屋邸 前
桂 町 自 主 防 災 会	Cブロック (10-B)	刑部さん宅前道路
	Cブロック (11-A)	志村高光さん宅駐車場
	Cブロック (11-B)	亀田昇さん宅 裏空地
中 津 森 自 主 防 災 会	「上」＝上の上組、 上の下組、中組	宝地域コミュニティセンター駐車場
	「中」＝天神組、宮 下組、下組、南組	矢竹悟さん宅駐車場 (ハッピードリンク下)
	「下」＝横畑上組、 横畑中組、横畑下組	磯部鉄工 (株) 前広場
四 日 市 場 自 主 防 災 会	赤坂・上組	環境管理開発(株)前
	赤坂・中組	赤坂瀬中会館前
	赤坂・瀬中	瀬中チビッコ広場
	一番西の一組	公正屋駐車場
	一番西の二組	組敷地内公園
	一番西の三組	矢島利通さん宅庭
	一番西の四組	三浦薬局横
	一番西杉の木組	防災備蓄倉庫前
	一番東二組	保寿院駐車場
	二番組	北村忠義さん宅前
	三番組	中村政夫さん宅前庭
	四番組	清泉寺入口広場
	椿組	都留二中グラウンド
田 野 倉 自 主 防 災 会	門前地区	門前集会所、上芦出集会所、中野法福寺
	宿地区	アピオ駐車場、農村公園、オーツルホームセンタ ー駐車場
与 縄 日 向 自 主 防 災 会	一番組	臼井武さん宅前広場
	二番組	(有)うすい建築資材置場隣広場
	三番組	谷内正和さん宅前広場

与 縄 上 手 自 主 防 災 会	一班	谷内建設(株)資材置場
	二班	野武厚さん宅前広場
	三班	橋本義春さん宅広場
	四班	(株)日建板事務所隣駐車場

○市内医療機関・都留医師会加盟医療機関一覧

1 外科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	四日市場188番地	45-8861

2 内科

名 称	所 在 地	電 話
磯部医院	中央一丁目1番15号	43-4121
大戸内科医院	中央二丁目3番5号	45-3188
回生堂病院	四日市場270番地	43-2291
しまだ医院	南都留郡西桂町小沼1710番地1	0555-25-2388
須藤整形外科医院	古川渡3番地	43-3151
武井クリニック	法能669番地	45-6811
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	四日市場188番地	45-8861
つる内科クリニック	上谷1466番地1	45-1003
道志村国民健康保険診療所	南都留郡道志村7710番地	52-2040
東桂メディカルクリニック	十日市場958番地1	20-8010
山岸医院	上谷五丁目4番14号	43-2067
スバルビューティー ヘルス クリニック	都留市井倉628番地3	45-4440

3 整形外科

名 称	所 在 地	電 話
須藤整形外科医院	古川渡3番地	43-3151
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	四日市場188番地	45-8861

4 脳神経外科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	四日市場188番地	45-8861

5 呼吸器外科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811

6 形成外科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
つる内科クリニック	上谷1466番地1	45-1003
スパルビューティー ヘルス クリニック	都留市井倉628番地3	45-4440

7 産婦人科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811

8 小児科

名 称	所 在 地	電 話
磯部医院	中央一丁目1番15号	43-4121
しまだ医院	南都留郡西桂町小沼1710番地1	0555-25-2388
須藤整形外科医院	古川渡3番地	43-3151
武井クリニック	法能669番地	45-6811
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
道志村国民健康保険診療所	南都留郡道志村7710番地	52-2040
東桂メディカルクリニック	十日市場958番地1	20-8010
山岸医院	上谷五丁目4番14号	43-2067

9 精神科

名 称	所 在 地	電 話
回生堂病院	四日市場270番地	43-2291
小石澤医院	田原二丁目5番28号	43-4625
富士吉田診療所	南都留郡西桂町下暮地184番地	0555-25-3661

10 眼科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
野村眼科医院	四日市場8番地6	20-8070

11 耳鼻咽喉科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811

12 皮膚科

名 称	所 在 地	電 話
武井クリニック	法能669番地	45-6811
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
つる内科クリニック	上谷1466番地1	45-1003
東桂メディカルクリニック	十日市場958番地1	20-8010
富士吉田診療所	南都留郡西桂町下暮地184	0555-25-3661
山岸医院	上谷五丁目4番14号	43-2067
スバルビューティーヘルスクリニック	都留市井倉628番地3	45-4440
磯部医院	中央一丁目1番15号	43-4121

13 泌尿器科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
東桂メディカルクリニック	十日市場958番地1	20-8010

14 リハビリテーション科

名 称	所 在 地	電 話
都留市立病院	つる五丁目1番55号	45-1811
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	四日市場188番地	45-8861

15 アレルギー科

名 称	所 在 地	電 話
武井クリニック	法能669番地	45-6811
野村眼科医院(眼)	四日市場8番地6	20-8070

16 心療内科・神経内科

名 称	所 在 地	電 話
回生堂病院	四日市場270番地	43-2291
富士吉田診療所	南都留郡西桂町下暮地184番地	0555-25-3661

17 胃腸科

名 称	所 在 地	電 話
大戸内科医院	中央二丁目3番5号	45-3188

18 消化器科

名 称	所 在 地	電 話
しまだ医院	南都留郡西桂町小沼1710番地1	0555-25-2388
東桂メディカルクリニック	十日市場958番地1	20-8010

19 神経科

名 称	所 在 地	電 話
回生堂病院	四日市場270番地	43-2291
小石澤医院	田原二丁目5番28号	43-4625

20 歯科

名 称	所 在 地	電 話
金子歯科医院	下谷二丁目1番10号	45-1118
カムカム歯科	下谷三丁目4番17号	45-2800
伊藤歯科医院	田原三丁目3番25号	45-2288
秋山歯科医院	上谷六丁目12番6号	45-2233
亀田歯科医院	上谷二丁目2番22号	43-8211
山本歯科医院	田原一丁目8番5号	43-0119
ファミリー歯科医院	下谷四丁目1番6号	43-8884
米山歯科医院	桂町875番地 1	43-8589
たんぽぽ歯科医院	つる三丁目4番23号	45-6480
フナクボ歯科医院	桂町1215番地5	45-7411
戸澤歯科医院	戸沢290番地1	43-4102
富士・東部口腔保健センター	つる五丁目1番55号	56-8899
小俣歯科医院	田野倉1322番地	43-0889

○市内要配慮者利用施設一覧

	分類	名 称	土砂災害 警戒区域 特別警戒 区域	住所	電話番号	FAX 番号
1	介護支援 事業所	介護老人保健施設つる	警戒区域	つる 5-1-55	45-1813	45-1006
2		特別養護老人ホーム よこぶき荘 よこぶき荘指定短期入所生活介護事業所 よこぶき荘指定通所介護事業所	警戒区域	川茂 328-4	45-4165 45-8686	45-5056
3		デイサービスこわた	警戒区域	鹿留 2079-1	45-7677	45-7699
4		ツクイ都留中津森 ツクイ都留中津森グループホーム	警戒区域	中津森 1033-2	46-6050	46-6031
5		デイサービスあいる	警戒区域	田野倉 545-1	56-7709	56-7719
6		フィットネスサロンあいる	警戒区域	田野倉 546-1	45-7739	45-7738
7		れりーふ	警戒区域	玉川 610-85	45-1608	43-4526
8		デイサービスいろは	警戒区域	小野 632-1	56-8755	56-8756
9		都留市社会福祉協議会	警戒区域	下谷 2516-1 いきいきプラ ザ地下1階	46-5117	46-5103
10	介護支援 事業所 ・ 医療機関	ショートステイ はなみずき ソル虎ノ門通所リハビリテーションそよ かぜ ソル虎ノ門外科・リハビリテーション病 院	特別警戒 区域	四日市場 188	45-8861	45-8876
11	医療機関	回生堂病院	警戒区域	四日市場 270	43-2291	43-5595

12		須藤整形外科医院	警戒区域	古川渡 3	43-3151	43-2125
13		つる内科クリニック	警戒区域	上谷 1466-1	45-1003	45-1003
14		スバルビューティーヘルスクリニック	警戒区域	井倉 628-3	45-4440	45-4440
15		社会福祉法人 山梨福祉事業会 宝山寮	特別警戒区域	大幡 5118	43-3265	43-9533
16	障がい者施設	特定非営利活動法人 むつみの会 むつみの家	特別警戒区域	下谷 2516-1	45-6887	68-8022
17		宝夢ぐらんど都留大月事業所	警戒区域	田野倉 1517-1 ビーナスコート 1F	56-8077	56-8099
18		円通保育園	警戒区域	中央 3-5-1	43-4835	45-3555
20	保育所(園)	川茂保育園	警戒区域	川茂 172-1	45-4088	45-4090
21		さくら保育園	警戒区域	田野倉 1324-2	45-2700	45-2700
22		ひまわり幼稚園	警戒区域	つる 2-3-23	43-4194	43-8182
23		青藍幼稚園	警戒区域	上谷 3-6-30	43-3168	43-0845
24	認定こども園	開地保育園	警戒区域	小野 623	43-3647	43-3647
25		長生保育園	警戒区域	下谷 2954-3	45-0683	43-9919
26	小学校	都留文科大学附属小学校	特別警戒区域	大野 396	43-2336	43-9741
27	中学校	都留第一中学校	警戒区域	大野 52-5	43-4111	43-4112
28	学童保育	とまとクラブ（都留文科大学附属小学校区）	特別警戒区域	大野 396 都留文科大学付 属小学校校舎内	46-0303 080-5880- 5204	—
29	地域子育て支援拠点	心のそだち being	警戒区域	朝日曾雌 1798	48-2053	48-2855
30	公共施設	都留児童相談所	警戒区域	田原 3-5-24	45-7838	45-7836

○活動火山対策特別措置法に基づく避難促進施設一覧

	分類	名 称	住所	電話番号	FAX 番号
1	保育所(園)	境保育園	境 129-2	45-2297	45-8896
2	中学校	都留第二中学校	四日市場 750	43-4395	43-4601
3		東桂中学校	桂町 840	43-2421	43-9746

○市内薬局・薬店等一覧

地 区	名 称	責 任 者	所 在 地	電 話
谷村	(有)中 村 薬 局	中 村 錦 蔵	中央一丁目5番12号	4 3—1 1 7 7
	志 村 衛 生 堂 薬 舗	志 村 孝	上谷二丁目5番10号	4 3—2 5 1 1
	ク ス リ の 志 村	志 村 雅 仁	上谷二丁目1番23号	4 3—3 1 2 9
	杉 本 薬 局	杉 本 道 代	上谷四丁目8番9号	4 3—2 6 6 5
	ク ボ タ 薬 局	藤 井 佳 江	上谷六丁目1番11号	4 3—2 7 0 0
	トﾞラックﾞストアーハヤカワ	早 川 勉	中央一丁目3番18号	4 3—2 8 4 5
	赤 坂 調 剤 薬 局	濱 田 剛	下谷三丁目5番21号	4 5—8 0 1 1
	ツ ル ハ ド ラ ッ グ 都 留 文 大 駅 前 店	鈴 木 善 久	田原二丁目1107番地	4 5—0 2 6 8
	ウエルシア薬局都留店	渡 部 昭 彦	上谷六丁目13番1号	2 0—3 8 1 1
	都 留 調 剤 薬 局	菅 谷 綾	つる五丁目3番5号	2 0—3 9 9 3
	雨 宮 調 剤 薬 局	雨 宮 明 弘	つる五丁目3番35号	4 3—3 2 6 8
三吉	(株)ウエノ ウエノ東薬局	渡 邊 真 澄	法能670番地	4 3—9 3 0 0
東桂	あ ん ず 薬 局	加 部 延 茂	十日市場931番地	4 5—4 7 0 8
禾生	ウエルシア薬局田野倉店	森 秀 美 樹	田野倉158番地2	4 6—6 2 8 0
	ツ ル ハ ド ラ ッ グ 都 留 赤 坂 店	神 田 哲 朗	四日市場129番地	2 0—8 2 6 8
	トﾞラックﾞ セイムス都留店	梶 原 久	田野倉461番地	4 5—0 7 0 0
	薬 の マ ツ ヤ	熊 坂 ツ ル 代	田野倉700番地	4 5—1 2 0 1

○緊急炊出し施設一覧

名 称	電 話	位 置	炊出し人員	備 考（給食学校名）
都留市立学校給食 センター	43-1165	夏狩559番地11	20,000 人分	谷村第一小学校、谷村第二小学校 都留文科大学附属小学校、東桂小学校 都留第一中学校、都留第二中学校 東桂中学校、宝小学校
禾 生 第 一 小 学 校	43-2734	古川渡553番地	380人分	
禾 生 第 二 小 学 校	43-8005	小形山753番地	230人分	
道 の 駅 つ る	43-1110	大原88番地	400人分	

[給水等関係]

○応急給水用具一覧

種別 \ 区分	能 力	保 有 数	所 管
浄 水 器	1000 l / H	大型 1 小型 32	—
給 水 タ ン ク (車載用)	1000 l	3	上下水道課
給 水 タ ン ク (据置用)	1000 l	6	上下水道課

○耐震性貯水槽設置場所一覧

番号	耐 震 性 貯 水 槽 設 置 場 所	級別(t)	設 置 年 度	備 考
1	まちづくり交流センター駐車場	100	昭和54年度	大震火災対策施設等整備費補助事業
2	都留文科大学駐車場（旧南都留合同庁舎駐車場）	100	昭和55年度	〃
3	内藤宅私有地駐車場（中央二丁目287番地1）	100	昭和56年度	〃
4	山梨県立産業技術短期大学校（都留キャンパス）敷地内	100	昭和57年度	〃
5	月 見 ケ 丘 公 園 内	60	昭和58年度	〃
6	大月警察署都留分庁舎駐車場	100	昭和59年度	〃
7	珠 久 宅 私有地駐車場	60	〃	〃
8	J A ク レ イ ン 駐 車 場	100	昭和60年度	〃
9	権 現 原 団 地 市 営 2 号 棟	100	〃	〃
10	下 天 神 町 内	60	〃	〃
11	市 営 田 野 倉 団 地 3 号 棟 前	100	昭和61年度	〃
12	富 士 ・ 東 部 建 設 会 館 駐 車 場	100	〃	〃
13	法 能 自 治 会 館 駐 車 場	60	〃	〃
14	蒼 竜 峡 団 地 公 園 内	100	昭和62年度	〃
15	境 公 民 館 敷 地	60	昭和63年度	〃
16	ゆ い ま 〜 る 都 留 入 口	60	〃	〃
17	深 田 教 員 住 宅 入 口	60	〃	〃
18	中央自動車道東桂第二高架橋前（下り線）	60	〃	〃
19	志村宅私有地（桂町992番地2）	60	平成1年度	〃
20	都 留 市 立 病 院 駐 車 場	100	〃	〃
21	旧 平 栗 分 校 跡 地	60	平成2年度	〃
22	川 棚 旭 ケ 丘 団 地 内	60	平成3年度	消防防災施設整備費補助事業
23	サンタウン玉川自治会館前	60	平成4年度	〃
24	サンタウン平栗公園用地	60	〃	〃
25	下 戸 沢 自 治 会 館 前	60	平成5年度	〃

26	上杉宅私有地畑（鹿留1008番地1）	60	平成5年度	消防防災施設整備費補助事業
27	谷村第二小学校体育館	60	〃	〃
28	禾生地域コミュニティセンター駐車場	60	〃	〃
29	ザ・ダイソー山梨都留店駐車場	60	〃	〃
30	都の杜うぐいすホール駐車場	100	平成7年度	〃
31	宝鏡寺敷地内	60	〃	〃
32	森島宅私有地（加畑103番地1）	60	〃	〃
33	菅野公民館前広場（谷二第11部詰所）	60	平成8年度	〃
34	十日市場公民館前広場	60	〃	〃
35	ミュージアム都留駐車場	100	平成9年度	〃
36	八王子神社境内	60	〃	〃
37	盛里分団第3部詰所前	60	〃	〃
38	都留第二中学校校庭	100	平成10年度	〃
39	禾生分団第5部詰所裏駐車場	60	〃	〃
40	市営田原団地3号棟駐車場	60	〃	〃
41	普門寺駐車場	100	平成11年度	〃
42	中嶋公民館権現社境内	60	〃	〃
43	宝小学校駐車場	60	〃	〃
44	谷村第一小学校校庭	100	平成12年度	〃
45	都留文科大学学長官舎	60	〃	〃
46	東桂地域コミュニティセンター駐車場	60	〃	〃
47	禾生第一小学校校庭	100	平成13年度	〃
48	東桂分団第6部詰所	60	〃	〃
49	瀬中児童公園	60	〃	〃
50	高尾神社公園前	40	平成14年度	〃
51	金山神社公園前（玉川）	60	〃	〃
52	生出神社境内（井倉）	60	〃	〃
53	熊井戸自治会館	60	平成15年度	〃
54	渡辺宅私有地（鹿留1876番地1）	60	〃	〃
55	古沢会館	60	〃	〃
56	いきいきプラザ都留駐車場	60	平成16年度	〃
57	下天神町児童公園	60	〃	〃
58	禾生第二小学校体育館前	60	〃	〃
59	仲町大神社境内	60	平成17年度	〃
60	サントウン宝公園内	60	〃	〃
61	市営朝日団地2号棟	60	〃	〃
62	上夏狩自主防災会資機材置場	60	平成18年度	〃
63	つる四丁目児童公園	60	〃	〃
64	小野熊野神社境内	60	〃	〃

65	下 芦 出 集 会 場	60	平成24年度	消防防災施設整備費補助事業
66	都 留 市 下 谷 体 育 館 敷 地 内	60	〃	〃
67	四 日 市 場 自 治 会 館	60	平成25年度	〃
68	十 日 市 場 自 治 会 館 広 場	60	〃	〃
69	県 道 大 野 夏 狩 線 敷 地 内 (鹿 留 9 0 9 番 地 3 先)	60	平成30年度	県道拡幅工事に伴う耐震性貯水槽新 設事業

○浄水器保有状況

災 害 使 用 場 所		保 管 場 所	台数	摘 要
1	都 留 興 譲 館 高 校	都留興譲館高校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
2	旧川棚営農指導センター	旧川棚営農防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
3	谷 村 第 一 小 学 校	谷村第一小学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
4	都 留 第 二 中 学 校	都留第二中学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
5	都 留 第 一 中 学 校	都留第一中学校防災倉庫	1	平成9年度購入（H10. 3. 30）シバウラSMF100
6	住 吉 球 場	住吉球場防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
7	谷 村 第 二 小 学 校	谷村第二小学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
8	都留文科大学附属小学校	文大附属小学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
9	東 桂 小 学 校	東桂小防災倉庫	1	平成9年度購入（H10. 3. 30）シバウラSMF100
10	東 桂 中 学 校	東桂中防災倉庫	1	平成9年度購入（H10. 3. 30）
11	禾 生 第 一 小 学 校	禾生第一小学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
12	禾 生 第 二 小 学 校	禾生第二小学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
13	宝 小 学 校	宝小学校防災倉庫	1	平成9年度購入（H10. 3. 30）シバウラSMF100
14	宝小学校旧平栗分校	平栗分校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
15	旧与縄営農指導センター	旧与縄営農防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
16	旧 旭 小 学 校	旧旭小学校防災倉庫	1	平成10年度購入（H10. 10. 21）東レRC—600L
17	都 留 文 科 大 学	都留文科大学防災倉庫	1	平成23年度購入（H24. 2. 17） 伸栄工業水神SP-R-C
18	いきいきプラザ都留	いきいきプラザ都留 防災倉庫	1	平成25年度購入（H25. 4. 11） 伸栄工業水神SP-R-C
19	下 谷 体 育 館	下谷体育館防災倉庫	1	平成25年度購入（H25. 4. 11） 伸栄工業水神SP-R-C

○水道施設状況

1 上水道

(1) 水源（湧水又は地下水）

種 別	名 称	所 在 地	取 水 量
上水道	都留市上水道第1水源	十日市場字山梨477番地	7,500m ³
〃	第3水源	〃 字市部1555番地1	3,000m ³
〃	第4水源	下谷字姥沢2809番地14	7,000m ³
〃	第5水源	大野字大津268番地1	2,300m ³
〃	第6水源	法能字住吉376番地1	3,300m ³
〃	第7水源	田原四丁目927番1	4,000m ³

(2) 配水池

名 称	容 量
都留市上水道 滝下浄水場第1配水池（田 原 地 内）	950m ³
〃 〃 第2配水池（ 〃 ）	2,150m ³
〃 楽 山 配 水 池（上 谷 地 内）	2,420m ³
〃 法 能 配 水 池（法 能 地 内）	1,000m ³
〃 玉 川 配 水 池（下 谷 地 内）	540m ³
〃 大 津 配 水 池（大 野 地 内）	1,000m ³

(3) 導・送・配水管

上水道区域内全長 116,726m

2 簡易水道（市営）

(1) 水源

名 称	所 在 地	取 水 量
桂町簡易水道第1水源	夏狩2519番地	1,500m ³
〃 第2水源	十日市場894番地5	1,000m ³
〃 第3水源	〃 739番地	600m ³
〃 第4水源	桂町1041番地2	1,800m ³
上大幡簡易水道第2水源	大幡5129番地4	800m ³
〃 第4水源	〃 4203番地	1,100m ³
〃 第5水源	〃 2826番地4	1,100m ³
北部簡易水道水源	〃 1877番地2	1,200m ³
東部簡易水道第1水源	川茂590番地2	1,800m ³
〃 第3水源	川茂590番地3	1,800m ³
盛里簡易水道第1水源	朝日曾雌230番地2	630m ³
〃 第2水源	〃 2007番地2	360m ³
〃 第3水源	朝日馬場135番地1	1,100m ³
大野簡易水道第1水源	大野2818番地	20m ³
〃 第3水源	〃 1570番地	80m ³

〃 第4水源	〃 1476番地	50m ³
〃 第5水源	〃 913番地	60m ³
〃 第6水源	〃 2780番地	68m ³
戸沢簡易水道水源	戸沢516番地2	800m ³
境簡易水道第1水源	境345番地2	1,000m ³
〃 第2水源	南都留郡西桂町倉見839番地3	800m ³
鹿留大野簡易水道水源	鹿留1553番地	135m ³
古渡簡易水道水源	鹿留1852番地2	340m ³

(2) 配水池

名 称	容 量
桂町簡易水道第1配水池（夏狩地内）	270m ³
〃 第2配水池（十日市場地内）	45m ³
〃 第3配水池（十日市場地内）	1,500m ³
〃 第4配水池（桂町地内）	518m ³
上大幡簡易水道第1配水池（大幡地内）	78m ³
〃 第2配水池（大幡地内）	148m ³
〃 第4配水池（大幡地内）	154m ³
北部簡易水道配水池（大幡地内）	166m ³
宝南簡易水道第1配水池（加畑地内）	77m ³
宝南簡易水道第2配水池（加圧用）（平栗地内）	30m ³
東部簡易水道第1配水池（川茂地内）	1,500m ³
〃 中谷配水池（小形山地内）	30m ³
〃 第2配水池（川茂・古宿地内）	100m ³
〃 第3配水池（川茂・大棚地内）	23m ³
盛里簡易水道第1配水池（朝日曾雌地内）	174m ³
〃 第2配水池FRP（朝日曾雌地内）	24m ³
〃 RC（朝日曾雌地内）	174m ³
〃 第3配水池（朝日馬場地内）	138m ³
大野簡易水道第1配水池（大野・菅野地内）	86m ³
〃 第2配水池（大野・上細野地内）	86m ³
〃 第3配水池（大野・下細野地内）	27m ³
戸沢簡易水道配水池（戸沢地内）	321m ³
境簡易水道第1配水池（境地内）	100m ³
〃 第2配水池（境地内）	123m ³
鹿留大野簡易水道配水池（鹿留地内）	92m ³
古渡簡易水道配水池（鹿留地内）	35m ³

(3) 導・送・配水管

簡易水道給水区域内全長 134,270m

[消防、資機材等関係]

○発電機保管場所一覧

番号	保 管 場 所	災 害 時 使 用 場 所 (指 定 避 難 所)	摘 要
1	谷村第1分団第2部 詰所	都 留 興 譲 館 高 校	昭和55年度購入 (S 56. 3. 30) ホンダ E 1200
2	谷村第1分団第3部 詰所	旧川棚営農指導センター	〃
3	市 役 所	市 役 所	〃
4	谷村第一小学校防災倉庫	谷 村 第 一 小 学 校	〃
5	都留第二中学校防災倉庫	都 留 第 二 中 学 校	昭和56年度購入 (S 57. 2. 13) ホンダ EM1500
6	都留第一中学校防災倉庫	都 留 第 一 中 学 校	〃
7	住吉球場防災倉庫	市 営 住 吉 球 場	〃
8	谷村第二小学校防災倉庫	谷 村 第 二 小 学 校	昭和57年度購入 (S 58. 2. 18) ホンダ EM1500
9	都留文科大学付属小学校 防 災 倉 庫	都 留 文 科 大 学 附 属 小 学 校	〃
10	東桂小学校防災倉庫	東 桂 小 学 校	〃
11	東桂中学校防災倉庫	東 桂 中 学 校	昭和58年度購入 (S 58. 11. 21) ヤンマー Y S G 1300
12	禾生第一小学校防災倉庫	禾 生 第 一 小 学 校	〃
13	禾生第二小学校防災倉庫	禾 生 第 二 小 学 校	〃
14	宝小学校防災倉庫	宝 小 学 校	昭和59年度購入 (S 59. 10. 9) ヤンマー Y S G 2000
15	平栗分校跡地防災倉庫	平 栗 分 校 跡 地	〃
16	旧与縄営農指導セン タ ー 防 災 倉 庫	旧 与 縄 営 農 指 導 セ ン タ ー	〃
17	旧旭小学校防災倉庫	旧 旭 小 学 校	〃
18	都留第二中学校防災倉庫	都 留 第 二 中 学 校	〃
19	東桂小学校防災倉庫	東 桂 小 学 校	〃
20	市 役 所	市 役 所	昭和61年度購入 (S 62. 3. 25) ヤンマー Y S G 2000 B
21	都 留 興 譲 館 高 校 防 災 倉 庫	都 留 興 譲 館 高 校	〃
22	都 留 興 譲 館 高 校 防 災 倉 庫	都 留 興 譲 館 高 校	〃

23	住吉球場防災倉庫	住吉球場	昭和62年度購入（S63.2.8） ヤンマーYSG2000B
24	市役所	都留市役所	〃
25	都留第二中学校防災倉庫	都留第二中学校	〃
26	都留第一中学校防災倉庫	都留第一中学校	昭和63年度購入（H1.1.20） ヤンマーYSG2000B
27	谷村第二小学校防災倉庫	谷村第二小学校	〃
28	東桂中学校防災倉庫	東桂中学校	〃
29	禾生第一小学校防災倉庫	禾生第一小学校	平成元年度購入（H2.2.7） ヤンマーYSG200S
30	禾生第二小学校防災倉庫	禾生第二小学校	〃
31	宝小学校防災倉庫	宝小学校	〃
32	都留第一中学校防災倉庫	都留第一中学校	平成9年度購入（H10.3.27） 新ダイワEG2400
33	住吉球場防災倉庫	住吉球場	〃
34	谷村第二小学校防災倉庫	谷村第二小学校	〃
35	都留文科大学附属小学校 防災倉庫	都留文科大学附属小学校	〃
36	東桂小学校防災倉庫	東桂小学校	〃
37	東桂中学校防災倉庫	東桂中学校	〃
38	宝小学校防災倉庫	宝小学校	〃
39	平栗分校跡広場防災倉庫	平栗分校跡広場	〃
40	都留興譲館高校 防災倉庫	都留興譲館高校	平成10年度購入（H10.10.13） 新ダイワEG2400
41	旧川棚営農指導セン ター防災倉庫	旧川棚営農指導センター	〃
42	谷村第一小学校防災倉庫	谷村第一小学校	〃
43	都留第二中学校防災倉庫	都留第二中学校	〃
44	禾生第一小学校防災倉庫	禾生第一小学校	平成10年度購入（H10.10.13） 新ダイワEG2400
45	禾生第二小学校防災倉庫	禾生第二小学校	〃
46	旧与縄営農指導セン ター防災倉庫	旧与縄営農指導センター	〃
47	旧旭小学校防災倉庫	旧旭小学校	〃
48	都留興譲館高校 防災倉庫	都留興譲館高校	平成10年度購入（H10.3.26） 新ダイワEG2400

49	旧川棚営農指導センター 防災倉庫	旧川棚営農指導センター	〃
50	谷村第一小学校防災倉庫	谷村第一小学校	〃
51	都留第二中学校防災倉庫	都留第二中学校	〃
52	都留第一中学校防災倉庫	都留第一中学校	〃
53	住吉球場防災倉庫	住吉球場	〃
54	谷村第二小学校防災倉庫	谷村第二小学校	〃
55	都留文科大学附属小学校 防災倉庫	都留文科大学附属小学校	〃
56	東桂小学校防災倉庫	東桂小学校	〃
57	東桂中学校防災倉庫	東桂中学校	〃
58	禾生第一小学校防災倉庫	禾生第一小学校	〃
59	禾生第二小学校防災倉庫	禾生第二小学校	〃
60	宝小学校防災倉庫	宝小学校	〃
61	平栗分校跡広場防災倉庫	平栗分校跡広場	〃
62	旧与縄営農指導センター 防災倉庫	旧与縄営農指導センター	〃
63	旧旭小学校防災倉庫	旧旭小学校	〃
64	都留文科大学防災倉庫	都留文科大学	平成23年度購入（H24. 2. 17） ホンダEB23
65	都留文科大学防災倉庫	都留文科大学	〃
66	いきいきプラザ都留 防災倉庫	いきいきプラザ都留	平成25年度購入（H25. 4. 8） ヤマハEF2300
67	いきいきプラザ都留 防災倉庫	いきいきプラザ都留	〃
68	下谷体育館防災倉庫	下谷体育館	〃
69	下谷体育館防災倉庫	下谷体育館	〃
70	まちづくり交流センター 防災倉庫	まちづくり交流センター	平成26年度購入（H26. 8. 26） 三菱重工MGC900GP
71	まちづくり交流センター 防災倉庫	まちづくり交流センター	平成26年度購入（H26. 8. 26） 三菱重工MGC900GP
72	谷村第一小学校	谷村第一小学校	平成26年度購入（H27. 2. 16） ヤマハEF1600iS
73	道の駅つる 防災倉庫	道の駅つる	平成28年度購入（H28. 6. 10） ホンダ EBR2300CX 50Hz 2. 0kVA

○災害応急対策備蓄資材器具一覧（指定避難所・医療救護所等） 令和7年3月1日時点

[illegible]

– 379 –

物品名・施設名		災害対策本部設置場所	
		市役所	
応急危険判定用品	吊り下げ名札		68
	ヘルメット用シール		68
	下げ降り		62
	下げ降り保持具		4
	クラックスケール		68
	ガムテープ		65
	バインダー		65
	応急危険判定調査票	木造用	500
		S造用	130
		RC作用	14
	判定ステッカー	調査済み（緑）	469
		要注意（黄）	195
		危険（赤）	100

○都留市消防職員等消防現有勢力一覽

1 消防職員数 62名

令和7年1月時点

	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	合 計
消防本部（署）	1	8	9	1 8	9	7	5 2
道 志 出 張 所	0	1	1	6	2	0	9
合 計	1	9	1 0	2 4	1 1	7	6 2

2 消防団員数 670名

階級 分団別	部数	団長	副団長	分団長	副 分 長	本部員	部長	班長	団員	合計
団 本 部	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
谷村第一分団	13	0	0	1	2	2	13	13	104	135
谷村第二分団	11	0	0	1	2	1	11	11	111	137
東 桂 分 団	8	0	0	1	2	1	8	16	107	135
禾 生 分 団	6	0	0	1	2	1	6	13	91	114
宝 分 団	5	0	0	1	2	1	5	7	58	74
盛 里 分 団	4	0	0	1	2	1	4	8	56	72
合 計	47	1	2	6	12	7	47	68	527	670

3 消防車両等（消防本部）

区分 所 属	ボ ン プ 自 動 車	普 通 消 防 車	梯 子 車	救 助 工 作 車	資 器 材 搬 送 車	査 察 車	救 急 自 動 車	指 揮 車	連 絡 車	ボ 小 型 動 力 車	合 計
消 防 署	3	1	1	1	1	1	3	2	1	(4)	1 3 (4)
道 志 出 張 所	1	0	0	0	0	0	1	0	1	(1)	3 (1)
計	4	1	1	1	1	1	4	2	2	(5)	1 6 (5)

4 消防団ポンプ現有数

区 分 所 属	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小型動力ポンプ付積載車	合 計
谷 村 第 一 分 団	0	1 3	1 3
谷 村 第 二 分 団	0	1 1	1 1
東 桂 分 団	0	8	8
禾 生 分 団	0	6	6
宝 分 団	0	5	5
盛 里 分 団	0	4	4
合 計	0	4 7	4 7

○消防水利状況

種 別 地 区 別		消 火 栓 公 設	消 火 栓 私 設	貯 水 槽 公 設	貯 水 槽 私 設	プ ー ル	合 計
都留市消防署管内	谷 村	172	4	33	0	1	210
	三 吉 ・ 開 地	124	11	28	1	3	167
	東 桂	129	15	29	1	2	176
	禾 生	175	6	26	0	4	212
	宝	109	4	24	1	1	139
	盛 里	56	26	23	9	1	115
	合 計	765	66	163	12	12	1019

(令和6年1月1日時点)

【都留市消防署管内 地区別内訳】

- 谷村地区（谷村1区・谷村2区・谷村3区・谷村4区・谷村5区・谷村6区・谷村7区）
- 三吉・開地地区（三吉1区・三吉2区・開地）
- 東桂地区（東桂1区・東桂2区）
- 禾生地区（禾生1区・禾生2区・田野倉・小形山）
- 宝地区（宝1区・宝2区）
- 盛里地区（盛里）

○危険物施設一覧

1 貯蔵施設等

令和7年1月1日時点

地区別 施設別	上 谷	下 谷	開 地	三 吉	東 桂	禾 生	宝	盛 里	合 計
屋 内 貯 蔵 所	0	0	0	1	1	6	0	1	9
屋外タンク貯蔵所	0	1	1	0	0	0	2	0	4
屋内タンク貯蔵所	3	0	0	0	0	1	0	0	4
地下タンク貯蔵所	6	4	0	3	4	8	3	2	29
移動タンク貯蔵所	2	3	0	2	5	0	2	0	14
給 油 取 扱 所	2	3	0	1	4	3	2	0	15
同 上 (自 家 用)	0	2	0	7	3	5	2	4	23
一 般 取 扱 所	2	2	0	0	2	3	1	1	11
鉄 道 給 油 取 扱 所	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合 計	15	15	1	14	19	25	12	9	110

2 銃砲火薬類施設

銃 砲 等		火 薬 類						
販 売	製 造 販 売	販 売 業 者			火 薬 庫			
業 者	業 者	産 業 火 薬 類	猟 用 火 薬 類	競 技 用 紙 雷 管	1 級	2 級	3 級	
0	0	0	0	2	0	0	0	

3 火薬庫所有者

火 薬 庫 所 有 者		事 務 所 所 在 地
業 種	名 称	
販 売	三 枝 和 成	鹿留470

4 液化石油ガス貯蔵タンク施設

事 業 所 名	タ ン ク 設置場所	貯蔵タンクの内容			備 考
		形状	設置数	最大貯蔵料(t)	
富 岳 物 産 株式会社	小 形 山	横型	2	40	充てん所
(株)NBCメッシュテック山梨都留工場	井 倉	〃	1	10	特定高圧ガス消費施設

5 毒物、劇物取締法関係施設

一 般 販 売 業	農 業 用 品 販 売 業	法 第 22 条 に 基 づ く 業 務 上 取 扱 者
18	3	21

〔水防関係〕

○水防倉庫資材備蓄状況

令和6年1月時点

品 名		消防本部	谷村第二 分団第1 部詰所	東桂分団 第5部詰所	東桂分団 第6部詰所	宝	盛里	禾生分団 第2部詰 所
縄						4巻		
むしろ						18枚		
鉄 線	8番					4巻	4巻	
	10番					2巻	1巻	
蛇 籠						28	30	
材 木	長木等					23本	70本	
	杭等							
スコップ	剣スコ	17	14	25	5	38	29	5
	角スコ	10				6	1	1
つるはし		4	15	6		14	8	
鋤簾（じょれん）		14	10			14	12	
鋸（のこぎり）			4	5	4	6	6	2
ペンチ		9	22	11		24	24	
腰鉋（こしなた）			12	7	4	2	3	4
鍵鉋（かぎなた）		2	3	2	2			
鎌（かま）			2	4	2	4		2
唐鉋（とんが）			23	6	4	4	3	2
ワイヤーカッター		8	2			1	1	
掛矢		5	3	3		4	3	
ビニールシート		7	4	4	3	3	4	1
土嚢		1112	30	10	100	200	100	40
大型ハンマー		4	1	1		1	1	

○水位観測所一覧

番 号	1	2	3	4
河 川 名	菅 野 川	桂 川	朝 日 川	鹿 留 川
水 位 観 測 所 名	菅 野 川	城 南 橋	宮 前 橋	大 野 橋
水 位 観 測 所 位 置	三 吉 地 区	上 谷 地 区	盛 里 地 区	東 桂 地 区
	法 能	上 谷	朝 日 曾 雌	大 野
	住 吉 橋	城 南 橋	宮 前 橋	大 野 橋
種 別	洪	洪	洪	洪
連 絡 事 務 所	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
平 水 位	-0.60m	1.00m	0.00m	-0.50m
水 防 団 待 機 水 位	1.5m	1.5m	0.80m	1.10m
氾 濫 注 意 水 位	2.6m	2.0m	1.4m	1.90m
管 理 団 体	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県

○簡易型水位計一覧

番 号	1	2	3	4	5
河 川 名	桂 川	戸 沢 川	戸 沢 川	菅 野 川	大 幡 川
簡 易 型 水 位 計 位 置	東 桂 地 区	三 吉 地 区	三 吉 地 区	禾 生 地 区	宝 地 区
	境	玉 川	玉 川	井 倉	上 大 幡
	境 橋	前 田 橋	玉 川 公 園 橋	宮 川 橋	千 代 川 橋
種 別	洪	洪	洪	洪	洪
連 絡 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所
氾 濫 開 始 水 位	氾濫開始水位0.00mと基準とし、危険水位・観測開始水位を表す				
危 険 水 位	-0.90m	-1.65m	-1.10m	-2.05m	-1.05m
観 測 開 始	-1.45m	-2.90m	-2.00m	-3.55m	-1.85m
管 理 団 体	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県

○雨量計一覧

番 号	1	2	3	4	5	6	7
雨 量 計 位 置	谷 村 地 区	東 桂 地 区	開 地 地 区	禾 生 地 区	宝 地 区	三 吉 地 区	盛 里 地 区
	田 原	大 野	道坂トンネル	田 野 倉 東 部 集 会 所	下 大 幡 岩 崎 バ ス 停 前	戸 沢 自 治 会 館	曾 雌 自 治 会 館
連 絡 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	富 士 東 部 建 設 事 務 所	都 留 市 総 務 課	都 留 市 総 務 課	都 留 市 総 務 課	都 留 市 総 務 課
管 理 団 体	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	都 留 市	都 留 市	都 留 市	都 留 市

○水防管理団体及び組織一覧

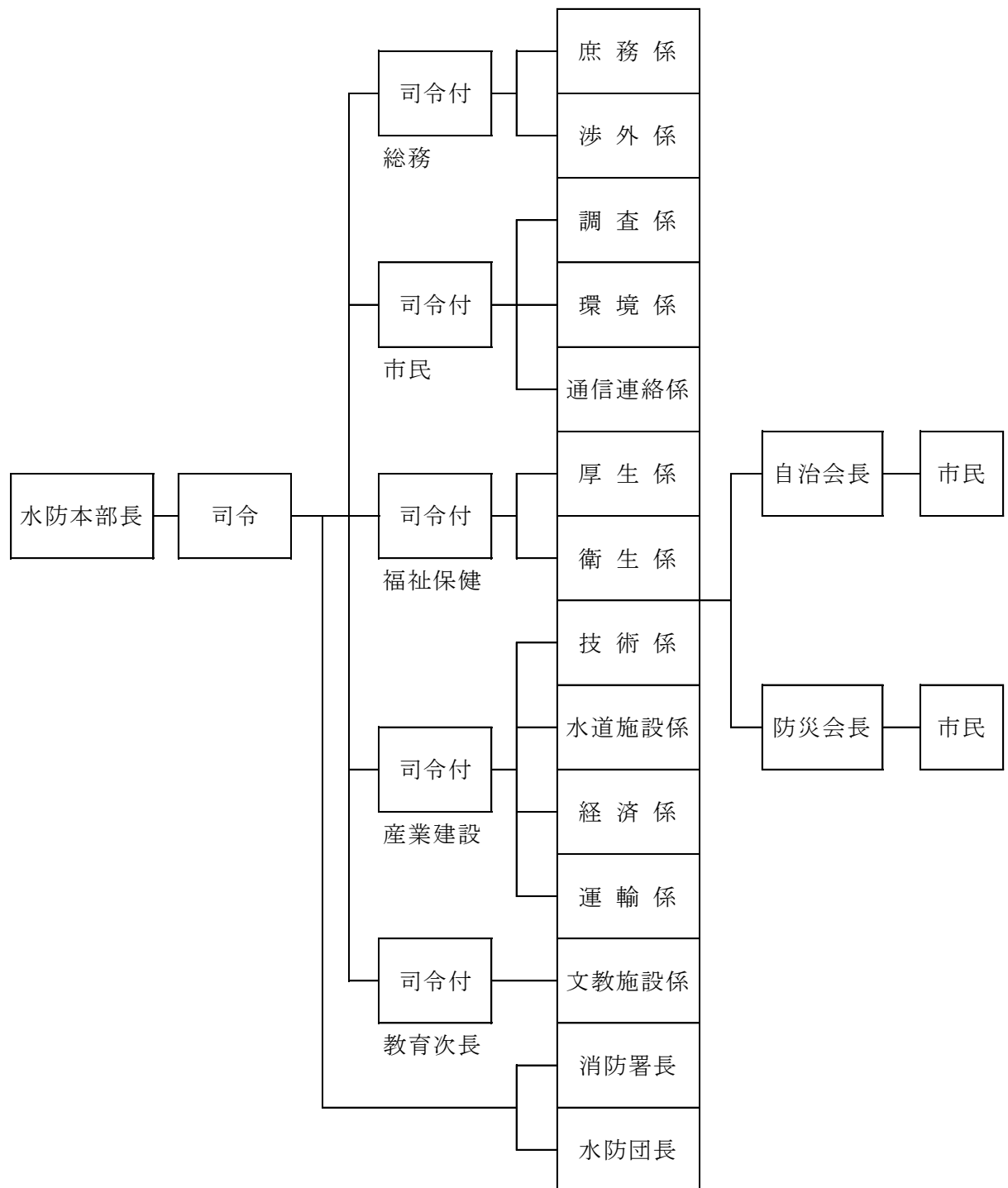
都 市 別	団 体 別	指定非 指定別	水 防 団 (消 防 団) 部 名 部員数	所 管 区 域	土木水防 支 部 名
都 留	都留市	指 定	都留市消防団正副団長 28 正副分団長本部員	市 内 全 域	都 留
〃	〃	〃	都留市消防団谷村第一分団第 1 部 10	田原・楽山	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 2 部 10	上町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 3 部 10	早馬町・新町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 4 部 10	上、下天神町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 5 部 10	仲町・下町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 6 部 10	高尾町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 7 部 10	横町・田町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 8 部 10	弁天町・寿町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 9 部 10	新井・姥沢・新明町・深田	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第10部 10	鷹の巣	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第11部 10	羽根子・長者町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第12部 10	栄町・幸町・城北町	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第13部 10	川棚・旭ヶ丘	〃
〃	〃	〃	〃 谷村第二分団第 1 部 16	法能・住吉・日の出	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 2 部 11	宮原	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 3 部 10	引の田	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 4 部 11	玉川	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 5 部 10	下戸沢	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 6 部 13	上戸沢	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 7 部 17	熊井戸・緑町・下小野	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 8 部 10	中小野・西海戸	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 9 部 11	上小野・大津	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第10部 15	細野	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第11部 9	菅野	〃
〃	〃	〃	都留市消防団 東桂分団第 1 部 18	十日市場・蒼竜峽	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 2 部 15	下夏狩	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 3 部 17	上夏狩	〃

都 留	都留市	指 定	都留市消防団 東桂分団第 4 部	12	古渡	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 5 部	15	沖	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 6 部	16	宮下	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 7 部	18	境	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 8 部	20	桂町	〃
〃	〃	〃	〃 禾生分団第 1 部	20	四日市場・月見ヶ丘	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 2 部	19	古川渡	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 3 部	12	川茂	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 4 部	21	松葉・原・堀之内・古宿・中谷	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 5 部	22	田野倉	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 6 部	16	井倉・九鬼	〃
〃	〃	〃	〃 宝分団第 1 部	15	上大幡	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 2 部	13	下大幡	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 3 部	19	中津森	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 4 部	10	金井	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 5 部	13	平栗・厚原・加畑	〃
〃	〃	〃	〃 盛里分団第 1 部	21	与縄	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 2 部	21	馬場・久保・神門	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 3 部	17	曾雌	〃
〃	〃	〃	〃 〃 第 4 部	9	大平	〃
合 計	670					

都留市水防協議会委員

会 長	都 留 市 長
委 員	都 留 市 教 育 長
〃	都 留 市 消 防 長
〃	都 留 市 消 防 団 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 副 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 副 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 谷 村 第 一 分 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 谷 村 第 二 分 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 東 桂 分 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 禾 生 分 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 宝 分 団 長
〃	都 留 市 消 防 団 盛 里 分 団 長
〃	総 務 部 長
〃	市 民 部 長
〃	福 祉 保 健 部 長
〃	産 業 建 設 部 長
〃	都 留 市 立 病 院 事 務 局 長

○水防組織系統図



○水防業務分担表

〈1 事務分担〉

水防本部長	水防管理者	市長
司 令	副市長・教育長・消防長	
司 令 付	各部長・教育次長	
・庶務係	—	各係員・消防署・水防団に関する招集 水防警報に関する事項 水防に関する庶務一般
・技術係	—	情勢に応じて緊急対策の樹立 水防工法の技術指導 水防資材の調達
・水道施設係	—	被災地住民の飲用水確保 被災水道施設の修理復旧
・厚生係	—	被災者の厚生に関する事項 被災者に対する物資援助
・衛生係	—	被災地内の救護並びに防疫に関する事項 被災者の医療に関する事項
・環境係	—	環境保全に関する事項 清掃に関する事項
・経済係	—	食料に関する事項 金融に関する事項
・運輸係	—	物資の運輸に関する事項 水防資材の輸送
・通信連絡係	—	各種水防情報・警報の受理・伝達
・渉外係	—	渉外関係に関する事項
・文教施設係	—	被災教育施設の修理復旧
・調査係	—	被害の調査に関する事項

〈2 職務分担〉

庶務係	総務課・消防本部職員
技術係	建設課・上下水道課・消防署職員
水道施設係	上下水道課職員
厚生係	建設課・福祉課・長寿介護課職員
衛生係	健康子育て課職員
環境係	地域環境課職員
経済係	産業課・会計課・農業委員会職員
運輸係	財務課・建設課職員
通信連絡係	市民課・地域コミュニティセンター職員
渉外係	企画課職員
文教施設係	教育委員会職員
調査係	税務課・選管・監査職員

災害の調査については、急を要するため、次の区分により行い、庶務係において集計し、関係機関に報告する。

1 人身の被害	福祉課
2 家屋の被害	税務課
3 農地等農業用施設及び農作物の被害	産業課
4 道路・河川の被害	建設課
5 水道施設の被害	上下水道課
6 教育施設の被害	教育委員会
7 公共施設の被害	財務課

○重要水防区域及び危険箇所一覧

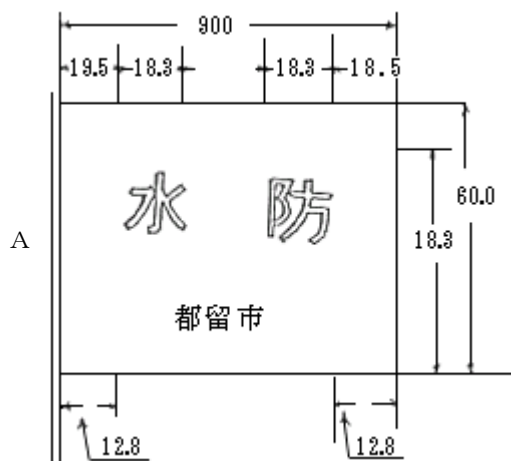
土木水防 支 部 名	水防管理 団 体 名	河 川 名	地 名 (大 字 等)	延長 (m)	重 要 度		理 由	備 考
					階級	種 別		
都 留 指 都留市	桂 川 左 岸	都留市十日市場771番地先		80	A	水 衝 箇 所	水量増加による	越水十日市場駅裏
〃	〃	〃	〃 下谷2876番地先	30	B	〃	護 岸 弱 し	羽根子 相沢修二宅前
〃	〃	桂 川 右 岸	〃 四日市場371番地先	80	A	〃	護 岸 洗 掘	月見ヶ丘団地裏
〃	〃	〃	〃 古川渡899番地先	50	A	〃	浸 蝕 天 然 岩 石 崩 落	川茂橋上流200m付近
〃	〃	桂 川 左 岸	〃 川茂102番地先	200	A	〃	無	堤 川茂橋上下
〃	〃	〃	〃 川茂590番地先	50	B	〃	〃	坪松市営簡易水道水源地先
〃	〃	桂 川 右 岸	〃 田原1—10—4番地先	50	B	〃	〃	都留文科大学会館前
〃	〃	〃	〃 田野倉1174番地先	100	B	〃	〃	田野倉東部集会所先
〃	〃	〃	〃 田野倉	100	A	〃	天 然 河 岸 で 侵 食	鉄道下
〃	〃	桂 川 左 岸	〃 小形山641番地先	150	A	堤 防 高	水量増加による越水	舟場橋上
〃	〃	桂 川 右 岸	〃 つる5丁目623番地先	180	B	水 衝 箇 所	無	堤 院辺橋下
〃	〃	鹿 留 川 右 岸	〃 鹿留2,229番地先	100	A	〃	護 岸 洗 掘	古渡団地前
〃	〃	鹿 留 川 左 右 岸	〃 鹿留382番地先	300	A	堤 防 高	〃	鹿留公民館前
〃	〃	鹿 留 川 左 岸	〃 鹿留314番地先	100	B	水 衝 箇 所	無	堤 おなん淵下流
〃	〃	〃	〃 鹿留	50	A	〃	〃	集落前
〃	〃	菅 野 川 左 岸	〃 大野1,936番地先	90	A	〃	〃	落合橋50m上流
〃	〃	菅 野 川 右 岸	〃 大野282番地先	100	A	〃	水量増加による越水	沢田橋上青柳商店先
〃	〃	〃	〃 大野	50	A	〃	無	堤 菅野集落下
〃	〃	〃	〃 小野571番地先	60	B	〃	〃	下小野熊井戸用水入口
〃	〃	菅 野 川 左 岸	〃 法能2776番地先	50	B	〃	〃	住吉橋下
〃	〃	菅 野 川 右 岸	〃 井倉396番地先	150	B	〃	〃	宮川橋上・下
〃	〃	菅 野 川 左 右 岸	〃 古川渡503番地先	150	A	〃	〃	古川渡小林製材所裏
〃	〃	〃	〃 小野717番地先	80	A	〃	〃	八幡橋上
〃	〃	戸 沢 川 左 岸	〃 戸沢130番地先	100	B	〃	〃	ニッシンハウス前
〃	〃	〃	〃 玉川723番地先	55	A	〃	〃	引の田川合流地点上流
〃	〃	戸 沢 川 右 岸	〃 玉川168番地先	40	A	〃	〃	玉川橋上
〃	〃	戸 沢 川 左 右 岸	〃 玉川245番地先	300	B	〃	〃	前田橋上下
〃	〃	戸 沢 川 左 岸	〃 玉川654番地先	50	B	〃	〃	玉川佐藤鋳造場裏
〃	〃	引 の 田 川 左 右 岸	〃 玉川・法能	150	A	〃	〃	引の田
〃	〃	大 幡 川 左 岸	〃 中津森570番地先	100	B	〃	護 岸 弱 し	中津森
〃	〃	〃	〃 上大幡	300	B	堤 防 高	無	堤 千代川橋上
〃	〃	大 幡 川 右 岸	〃 厚原	50	B	〃	越 水	牛石橋上
〃	〃	丹 沢 川 左 右 岸	〃 大幡1245番地先	20	B	床 止 低 下	〃	大幡地内大幡川合流付近
〃	〃	加 畑 川 左 岸	〃 加畑18番地先	100	B	堤 防 高 及 堤 体 強 度	無 堤 及 び 護 岸 弱 し	鈴木恒行宅裏
〃	〃	〃	〃 加畑	100	B	〃	〃	養豚場下
〃	〃	〃	〃 加畑350番地先	70	B	堤 防 高 及 水 衝 箇 所	護 岸 弱 し	キノコ栽培所裏
〃	〃	加 畑 川 左 右 岸	都留市平栗	60	B	水 衝 箇 所	無	堤 中村橋下
〃	〃	加 畑 川 左 右 岸	〃 平栗1016地先	50	B	〃	水量増加による越水	渡辺忠男宅裏
〃	〃	朝 日 川 左 岸	〃 朝日曾雌1343番地	150	B	〃	無	堤 曾雌地内やすら園上
〃	〃	〃	〃 朝日曾雌1465番地先	10	B	〃	〃	宮の前橋上流
〃	〃	〃	〃 朝日曾雌62番地先	100	A	〃	〃	梨木橋50m上流
〃	〃	〃	〃 朝日曾雌1673番地先	300	B	堤 防 高	〃	梨の橋上・下
〃	〃	朝 日 川 右 岸	〃 朝日馬場544番地先	200	A	〃	護 岸 弱 し	旧旭小学校前
〃	〃	〃	〃 朝日馬場261番地先	170	A	水 衝 箇 所	無	堤 朝日郵便局前

〃	〃	朝 日 川 左 右 岸	〃 井倉694番地先	40	A	〃	〃	丸大産業裏
〃	〃	〃	〃 井倉694番地先	200	A	〃	堤 防 不 完 全	井倉字沢戸付近中央産業裏（公園横）
〃	〃	朝 日 川 右 岸	〃 井倉238番地先	20	B	〃	水 量 増 加 に よ る 越 水	井倉地内協栄精機上
〃	〃	〃	〃 井倉	20	B	〃	護 岸 弱 し 越 水	合流点
〃	〃	朝 日 川 左 右 岸	〃 朝日馬場759番地先	100	B	堤 防 高	護 岸 弱 し	鈴山橋下
〃	〃	朝 日 川 右 岸	〃 与縄272番地先	100	A	水 衝 箇 所	堤 防 不 完 全	農道橋上下
〃	〃	朝 日 川 右 岸	〃 朝日馬場244番地先	50	B	水 衝 箇 所	護 岸 洗 掘	馬場入口バス停前
〃	〃	大 平 川 右 岸	〃 朝日曾雌2158番地先	40	B	〃	無	市道大平線森の沢橋前
〃	〃	大 平 川 右 岸	〃 朝日馬場1846番地先	30	B	〃	護 岸 弱 し	宮の脇橋40m上流
〃	〃	窪 川 右 岸	〃 田野倉1636番地先	260	B	堤防高及び堤体強度	水 量 増 加 に よ る 越 水	札金温泉付近
〃	〃	窪 川 左 右 岸	〃 田野倉931番地先	200	B	〃	護岸不完全・水量増加による越水	甘酒橋上下
〃	〃	田 原 水 路	〃 田原2―4―21先	70		水 衝 箇 所	水 量 増 加 に よ る 越 水	楽山橋下流
〃	〃	三 ノ 側 水 路	〃 田原2―9―2先	150		〃	〃	ファミリーコ都留タウン横
〃	〃	夏 狩 重 沢 水 路	〃 夏狩2493番地先	30		〃	〃	溪山荘横
〃	〃	御 蔵 所 水 路	〃 つる5―8―38先	60		〃	〃	(株)鳴川裏
〃	〃	生 出 神 社 下 水 路	〃 四日市場1064―1先	70		〃	〃	生出神社横
〃	〃	林道入道沢線排水路	〃 大幡5582	15		〃	〃	サンエス潤滑先
〃	〃	佐 久 路 沢 流 路 溝	〃 金井389	70		〃	〃	桂林寺横
〃	〃	相模川（桂川右岸）	〃 上谷1丁目	100	A	水 衝 箇 所	天 然 河 岸 で 侵 食	家中（谷村駅手前）
〃	〃	相模川（桂川左岸）	〃 桂町・鹿留	80	A	堤 防 高	越 水 の 恐 れ	宮下橋上、下
〃	〃	相模川（桂川右岸）	〃 桂町・鹿留	80	A	〃	〃	宮下橋上、下
〃	〃	戸 沢 川 左 岸	〃 戸沢	80	B	〃	無	堤 正蓮寺前
〃	〃	柄 杓 流 川 右 岸	〃 夏狩	60	A	水 衝 箇 所	〃	神社先
〃	〃	寺 川 水 路	〃 上谷6―4先	30		〃	水 量 増 加 に よ る 越 水	金山神社前
〃	〃	家 中 川 水 路	〃 上谷1―3―1先	20		〃	〃	萱沼製作所
〃	〃	家 中 川 水 路	〃 中央1―8―22先	30		〃	〃	
〃	〃	寺 川 ・ 中 川 排 水 路	〃 中央3―8―1	310		〃	〃	文化会館前庭
〃	〃	家 中 川 水 路	〃 四日市場100―1先	30		〃	〃	四日市場公民館裏
〃	〃	女 川 水 路	〃 四日市場446先	20		〃	〃	都留第二中学校前
〃	〃	家 中 川	〃 田原4―2―1先	20		〃	〃	十万石前
〃	〃	菅 野 川 右 岸	都留市大野3088―1	20		水 衝 箇 所	天 然 河 岸 で 侵 食	源橋500m上流県道添
〃	〃	菅 野 川 左 岸	〃 四日市場111―6	200		〃	〃	第一石産(株)
〃	〃	〃	〃 四日市場1066	100		〃	〃	生出神社裏
〃	〃	〃	〃 四日市場1129	100		〃	〃	清泉寺橋上、下
〃	〃	大 幡 川 左 岸	〃 大幡5050	20		〃	〃	一之橋80m上流
〃	〃	〃	〃 大幡1351―4	100		〃	〃	久保橋上
〃	〃	〃	〃 中津森	80		〃	〃	平栗工業団地80m上流
〃	〃	門 川 右 岸	〃 羽根子地内	60		〃	〃	羽根子公民館裏斜面
〃	〃	桂 川 左 岸	〃 鹿留66番地先	150	A	堤 防 高	水 量 増 加 に よ る 越 水	タナカ興建(株)資材置場先
〃	〃	〃	〃 小形山462番地先	300	B	水 衝 箇 所	天 然 河 岸 で 侵 食	大原橋下流200m付近
〃	〃	〃	〃 小形山698番地先	150	B	〃	〃	舟場橋下流40m付近
〃	〃	柄 杓 流 川	〃 夏狩2493番地先	50	B	堤 防 高	水 量 増 加 に よ る 越 水	旅館溪山荘裏
〃	〃	菅 野 川 右 岸	〃 古川渡728番地先	350	B	水 衝 箇 所	天 然 河 岸 で 侵 食	東陽院裏

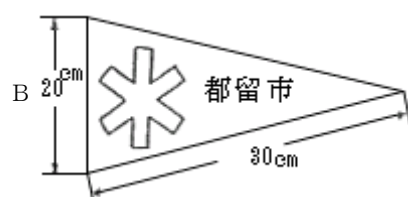
○水防標識、身分証明書及び腕章

- ・水防要員の標識 左腕に腕章をつける。
- ・詰所の標識 昼間の標識はAを夜間は標識灯を掲げる。
- ・水防用自動車優先通行標識
- ・水防用自動車として使用する車は次の標識を設置する。 標識B

(1) 水防標識



(註) 水防は赤字
赤線縁取は6耗とする。
太さは3耗とする。



(自動車の前部に掲げるものとする。)



表

水防の文字は赤字

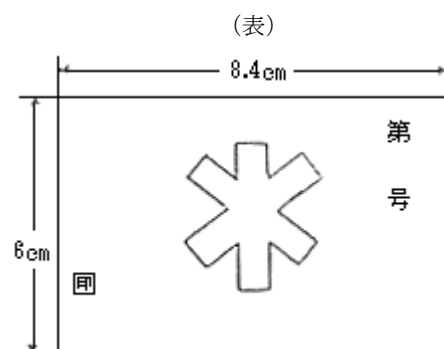


裏

(白地)

(文字は黒字)

(2) 身分証明書

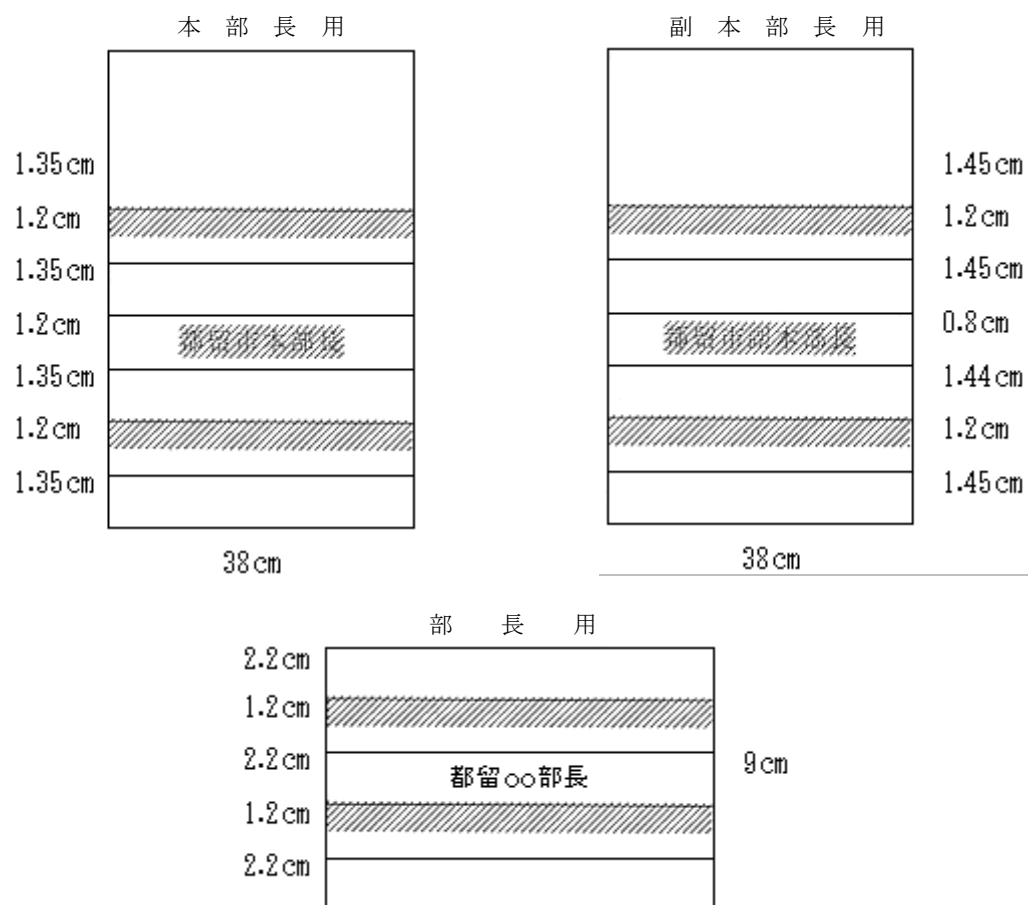


(註) 水の字はうすい水色

(裏)

- 心得
- 1 記名以外の者使用を禁ず。
 - 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
 - 3 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。
 - 4 本証は、水防法第36条第2項による立入証である。

(3) 腕章



○水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所ごとに作成するもの
作成責任者

管理団体名		都 留 市 水 防 団				指 定 非 指 定 の 例			指 定			
水防実施時の台風名又は豪雨名								報告年月日		年 月 日		
場 所		左岸 川 地先 m 右岸						所 要 経 費	人件費	手 当	円	
										その他	円	
										計	円	
日 時		自 月 日 至 月 日						物 件 費	資材費	円		
										機材費	円	
										燃料費	円	
										雑 費	円	
出動人員数		水 防 団 員		消 防 団 員		そ の 他		計			計	円
		人		人		人		人				
水防作業の概況及び工法		工法 箇所						合 計	円			
										か ま す	枚	
										む し ろ	枚	
										な わ	Kg	
水防の効果	効 果	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	使用資材	丸 太	本	
	被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人		そ の 他		

他の団体からの応援状況		立退の状況及びそれを指示した理由	
居住者 出動状況		水防功労者の氏名・ 年令・所属及びその 功 勞 概 況	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の 異状の有無及び緊急工 事を要するものが生じ たときはその場所及び 損傷の状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己 批 判	
水防関係者の死傷		備 考	

[輸送等関係]

○市有車両一覧

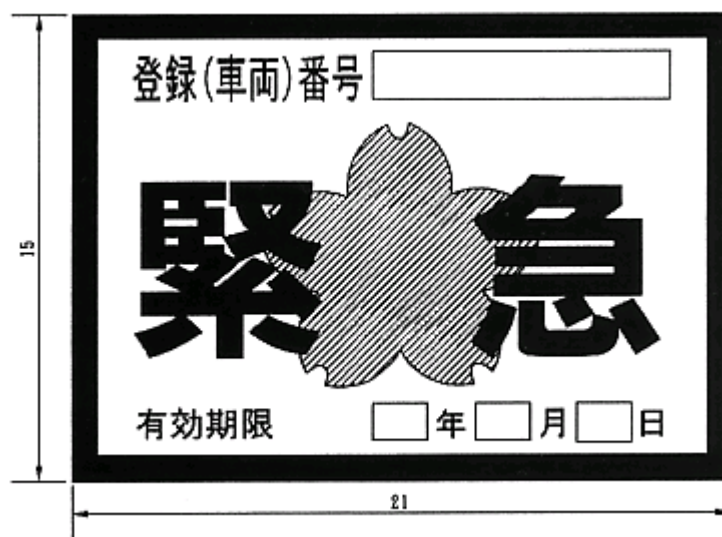
所 属 課	車 名	登 録 番 号	区 分	備 考
総 務 課	トヨタ アルファード	山梨331ね2012	乗 用	市長車（無線車）
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480さ671	軽 貨 物	（広報車）4WD
議 会 事 務 局	トヨタ カムリ	山梨300ほ8148	乗 用	
財 務 課	トヨタ プロボックスバン	山梨400そ3319	バ ン	
〃	トヨタ カローラフィールダー	山梨501ち2484	乗 用	
〃	ニ ッ サ ン リ ー フ	山梨300ほ7698	乗 用	電気自動車
〃	ミツビシ アイミーブ	山梨580す9145	軽 乗 用	電気自動車
〃	ダイハツ ムーヴコンテ	山梨580た4987	軽 乗 用	
〃	ホ ン ダ ヴ ェ ゼ ル	山梨300も2197	乗 用	
〃	マツダ ボンゴトラック	山梨400た1880	ト ラ ッ ク	
〃	トヨタ ヴォクシー	山梨501つ722	乗 用	8人乗り
〃	ホ ン ダ N - B O X	山梨580ほ5533	軽 乗 用	4WD
〃	トヨタ プリウス	山梨300ま7210	乗 用	
〃	トヨタ カローラフィールダー	山梨501す5519	乗 用	
〃	ミツビシ ミニキャブトラック	山梨480く7866	軽 貨 物	4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480け3173	軽 貨 物	土地開発公社 4WD
〃	三菱 ふそう ローザ	山梨200さ1319	バ ス	社協へ貸付
〃	トヨタ ハイエース	山梨300ふ4467	普 通 特 殊	社協へ貸付
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480せ4787	軽 貨 物	4WD
〃	スズキ アルト	山梨580に346	軽 乗 用	
〃	スズキ アルト	山梨580に345	軽 乗 用	
建 設 課	日 野 デ ュ ト ロ	山梨400た2330	ダ ン プ	（無線車）4WD
〃	トヨタ ラッシュ	山梨500ら3147	乗 用	4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480さ674	軽 貨 物	（無線車）4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480さ675	軽 貨 物	（無線車）4WD
〃	ダイハツ ハイゼットトラック	山梨480け580	軽 貨 物	4WD
〃	日立 ホイールローダー	都留市な592	小 型 特 殊	
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480す1278	軽 乗 用	4WD
産 業 課	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480き5104	軽 貨 物	
〃	スズキキャリートラック	山梨480く9112	軽 貨 物	4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480け3174	軽 乗 用	4WD
地 域 環 境 課	い す ゞ エ ル フ	山梨400た1288	ダ ン プ	塵芥収集車 4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480さ673	軽 貨 物	4WD
〃	ダイハツ ムーブ	山梨580み127	軽 貨 物	青色パトロール
生 涯 学 習 課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480く1281	軽 貨 物	
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480く1280	軽 貨 物	まちづくり交流センター
税 務 課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480さ5601	軽 貨 物	4WD
〃	スズキ アルト	山梨580ね84	軽 乗 用	
福 祉 課	スズキ ワゴンR	山梨580ほ1887	軽 乗 用	
〃	ミツビシ ミニキャブトラック	山梨480き1980	軽 貨 物	
〃	トヨタ カローラフィールダー	山梨501す5521	乗 用	
長 寿 介 護 課	ダイハツ ムーブ	山梨580つ3410	軽 乗 用	
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480け9556	軽 貨 物	
〃	トヨタ カローラフィールダー	山梨501す5520	乗 用	

〃	スズキ アルト	山梨580に344	軽乗用	
健康子育て課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480さ672	軽貨物	4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480く1279	軽貨物	
〃	ダイハツ ムーヴ	山梨580つ3409	軽乗用	
〃	スズキ アルト	山梨580に343	軽乗用	
〃	スズキ ワゴン R	山梨580ぬ9963	軽乗用	宝保育所
上下水道課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480こ56	軽貨物	4WD
〃	三菱 ミニキャブバン	山梨480く1395	軽貨物	(無線車) 4WD
〃	トヨタ ハイラックスサーフ	山梨300た670	乗用	(無線車) 4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480き5105	バン	(無線車) 4WD
〃	ダイハツ ハイゼットトラック	山梨480け579	軽ダンプ	4WD MT
〃	三菱 ミニキャブトラック	山梨480く7867	軽トラック	4WD
〃	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山梨480け3175	軽貨物	4WD
〃	いすゞ エルフ	山梨800す3943	トラック	給水用車両 4WD
給食センター	三菱 キャンター	山梨100す2903	トラック	給食配送車
〃	三菱 キャンター	山梨100す1330	トラック	〃
〃	三菱 キャンター	山梨100す3527	トラック	〃
〃	三菱 キャンター	山梨100す5351	トラック	〃
〃	いすゞ エルフ	山梨100さ280	トラック	〃
〃	マツダ ボンゴ	山梨400せ9704	ダンプ	残菜搬送車
〃	三菱 ミニキャブトラック	山梨480く1565	軽トラック	残飯搬送車
〃	ダイハツ ミラ	山梨580そ1450	軽乗用	
介護老人保健施設	トヨタ ハイエース	山梨800す3193	普通特殊	福祉車両
〃	トヨタ ハイエース	山梨800す1444	普通特殊	福祉車両
〃	スズキ エブリイ	山梨880あ1196	軽特殊	福祉車両
市立病院	三菱 ミニキャブトラック	山梨480け718	軽トラック	
〃	トヨタ プロボックスバン	山梨400そ3081	バン	
〃	トヨタ プリウス	山梨300ふ8311	乗用	院長車
〃	三菱 E K ワゴン	山梨580と4779	軽乗用	
〃	三菱 E K ワゴン	山梨580と4780	軽乗用	
〃	トヨタ ノア	山梨501す5723	乗用	
〃	スズキ エブリイ	山梨480す5679	軽貨物	
〃	ニッサン エルグランド	山梨830せ1119	救急車	DMAT車両
消防署	トヨタ ノア	山梨501す6430	乗用	連絡車
〃	スズキ アルト	山梨580に6236	軽乗用	

○緊急輸送道路一覧

区 分	道 路 種 別	路 線 番 号	路 線 名	起 終 点
第 一 次 緊 急 輸 送 道 路	高速国道	1100	中央自動車道 (富士吉田線)	県内全線
〃	一般国道	139	国道139号	静岡県境～ 国道20号交点（大月市内）
第 二 次 緊 急 輸 送 道 路	主要地方道	24	都留道志線	全線
〃	〃	35	四日市場上野原線	県内全線
〃	〃	40	都留インター線	全線
〃	市道	1005	天神通り線	国道139号交差点～国道139 号都留バイパス交点
〃	一般国道	139	国道139号都留バイ パス	天神通り線交点～四日市場 上野原線交点

○緊急通行（輸送）車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 (印) 公 安 委 員 会 (印)	
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

○緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事 (印) 公 安 委 員 会 (印)	
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

○離着陸場一覧

場外離着陸場

名 称	所 在 地	連 絡 先
都留市総合運動公園 (楽山球場)	都留市上谷1923番地	連絡先：都留市役所（教育プラザ都留 生涯学習課） 43-1111（内線88101・88102・88103）
都留市総合運動公園 (やまびこ競技場)	都留市上谷1923番地	連絡先：都留市役所（教育プラザ都留 生涯学習課） 43-1111（内線88101・88102・88103）

根拠法令：航空法第79条(国土交通省の許可を受けている場所)

緊急離着陸場

名 称	所 在 地	連 絡 先
都留市戸沢和みの里芝生施設 (ゆうゆう広場)	都留市戸沢地内 (ヘリポート戸沢874番地)	芭蕉月待ちの湯 46-1126
大月都留広域事務組合 (地区公園)	都留市田野倉1088番地	大月都留広域事務組合 20-2651
中津森ヘリポート	都留市中津森1119番地	市有地のため連絡不要

根拠法令：航空法第81条2（国土交通省の許可を受けていないが、捜索・救助の場合の特例場所）

その他臨時緊急離着陸場（学校）

名 称	所 在 地	連 絡 先	施設管理者 又は占有者	施 設 模 型			広 間 (巾×長さ) さ	消 防 要 所 防 署 間 (所)の間 (分)	地 域 防 災 掲 示 画 上
				大 型	中 型	小 型			
都 留 文 科 大 学 校 校 庭	都留市田原三丁目 8 番 1 号	0554-43-4311	学 長	○			80×100	5	○
都 留 市 営 住 吉 球 場	〃 法能 3 3 3 番地		市 長		○		100×100	7	○
谷村第一小学校校庭	〃 上谷一丁目 1 番 2 号	0554-43-3105	学 校 長			○	73× 82	2	○
都留第二中学校校庭	〃 四日市場 7 5 0 番地	0554-43-4395	〃			○	130×100	10	○
禾生第一小学校校庭	〃 古川渡 5 5 3 番地	0554-43-2734	〃			○	55× 65	13	○
宝 小 学 校 校 庭	〃 大幡 1 1 4 3 番地	0554-43-2664	〃			○	55× 55	13	○
東 桂 中 学 校 校 庭	〃 桂町 8 4 0 番地	0554-43-2421	〃			○	80×100	10	○
都留第一中学校校庭	〃 大野 5 2 番地 5	0554-43-4111	〃			○	88×100	7	○
都留興譲館高等学校校庭	〃 上谷五丁目 7 番 1 号	0554-43-2101	〃			○	90×100	5	○

根拠法令：航空法第81条2（国土交通省の許可を受けていないが、捜索・救助の場合の特例場所）

○自衛隊受入宿营地・進出拠点

宿营地

名 称	住 所	緯 度	経 度	当該宿营地への 進出ルート	敷 地 面 積	地 状	盤 況	駐 車 台 数	トイレ (設置数)	水 道 (設置数)	施設の活用 (収容人数)	耐震性 の有無	指定避難所等 の指定の有無	他実動機関 との調整	管理者	電話番号	担当消防本部
① 都のれうぐいすホール 駐屯場 ※厳密等時は屋内施設	山梨県 都留市上谷888番地1	35.5503	138.9057	都留ICから 国道139号線 【南進】	3897㎡	アスファルト		135台	有 (68)	有	有 (1118)	有	無	○	都留市	0554-43-1111(市役所) 生涯学習課 文化振興担当 0554-45-8008	都留市消防本部 都留市消防署 0554-43-1119
① 都留市総合運動公園 柔山球場駐屯場	山梨県 都留市上谷923番地	35.5356	138.8929	都留ICから 国道139号線 【南進】	16510㎡	アスファルト		65台	有 (11)	有	無	無	無	○	都留市	0554-43-1111(市役所) 生涯学習課 スポーツ振興担当 柔山球場 0554-43-2460	都留市消防本部 都留市消防署 0554-43-1119
② 道の駅つる 駐屯場 ※厳密等時は屋内施設	山梨県 都留市大原88	35.5827	138.9311	都留ICから 国道139号線 【東進】	3874㎡	アスファルト		76台	有 (21)	有	無	有	無	○	都留市	0554-43-1111(市役所) 産業課 農林振興担当 道の駅つる 0554-43-1110	都留市消防本部 都留市消防署 0554-43-1119

※他実動機関との調整：緊急消防援助隊が優先的に利用できる場合は「○」、優先的に出来ない場合は「×」 ※緯度・経度（世界測地系 10進法） ※施設の活用（収容人数）算出方法 敷地面積÷2㎡

進出拠点

名 称	住 所	緯 度	経 度	当該進出拠点への 進出ルート	敷 地 面 積	駐 車 台 数	トイレ (設置数)	指定避難所 等の指定	他実動機関 との調整	管理者	電話番号	担当消防本部	宿营地 との重複
① 中央自動車道 富士吉田線より 谷村PA	山梨県 都留市都留市川棚480番地1	35.5493	138.8972	静岡県方面から東富士五湖 道路、中央自動車道富士吉 田線【北進】	6,500㎡	大型：12 小型：41	有 (12)	無	○	中日本 高速道路 株式会社	0554-45-1528	都留市消防本部 都留市消防署 0554-43-1119	無
② 中央自動車道 上り 初狩PA	山梨県 大月市初狩町下初狩1318	35.6002	138.8847	長野県方面から中央自動車 道富士吉田線【南進】	4,071㎡	大型：10 小型：22	有 (17)	無	○	中日本 高速道路 株式会社	0554-25-6127	大月市消防本部 大月市消防署 0554-22-0119	無
③ 中央自動車道 下り 談合坂SA	山梨県 上野原市野田尻710	35.6327	139.0636	東京都・埼玉県・神奈川県・ 茨城県・栃木県・群馬県・千 葉県方面から中央自動車道 富士吉田線【西進】	36026㎡	大型：53 小型：330	有 (147)	無	○	中日本 高速道路 株式会社	0554-66-2543 下り線インフォメーション	上野原市消防本部 上野原市消防署 0554-62-4111	無

※他実動機関との調整：緊急消防援助隊が優先的に利用できる場合は「○」、優先的に出来ない場合は「×」 ※緯度・経度（世界測地系 10進法）

[条例・協定等関係]

○都留市防災会議条例

(昭和38年都留市条例第18号)

改正

昭和43年10月9日条例第34号

平成12年4月1日条例第19号

平成24年10月1日条例第17号

令和3年12月24日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、都留市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 都留市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、20人とする。

6 前項の委員は、次に掲げる者について市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市長が指定する関係地方行政機関の職員
- (2) 市の区域を管轄する警察署長又はその指名する職員
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 市の教育委員会の教育長
- (5) 市の消防長及び市の消防団長
- (6) 市長が指定する関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

7 前項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。

9 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事等)

第4条 前2条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年10月9日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成24年10月1日条例第17号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年12月24日条例第27号)
この条例は、公布の日から施行する。

○都留市防災会議委員

(令和5年2月27日現在)

会 長	都留市長
委 員	富士・東部地域県民センター所長
〃	日本郵便(株)都留郵便局長
〃	大月警察署長
〃	都留医師会長
〃	都留商工会会長
〃	東日本電信電話株式会社山梨支店長
〃	東京電力パワーグリッド株式会社大月支社長
〃	富士急行(株)事業部長
〃	甲府地方気象台長
〃	都留市教育長
〃	都留市消防長
〃	都留市消防団団長
〃	都留市女性団体連絡協議会会長
〃	都留市社会福祉協議会
〃	子育て支援活動団体
〃	総務部長
〃	市民部長
〃	福祉保健部長
〃	産業建設部長
〃	都留市立病院事務局長

○都留市災害対策本部条例

(昭和38年都留市条例第19号)

改正

昭和62年4月1日条例第2号

平成8年7月1日条例第15号

平成24年10月1日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、都留市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 市長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)となり、本部の事務を総括し、所属の所員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長をおき、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を統理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日条例第2号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

○都留市災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、都留市災害対策本部条例（昭和38年都留市条例第19号）に基づき、都留市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(本部の組織及び会議)

第2条 本部には、本部長の職務を補佐するために副本部長を置き、副市長・教育長をもって充てる。本部付として、各部長、教育次長、消防長及び市立病院事務局長を充てる。

2 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

(事務分掌等)

第3条 前条の組織及び事務分掌は、別に定めるとおりとする。

2 各部長は部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要な簿冊を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、各部長その他本部員は災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別に定める腕章を着用する。

(本部の場所及び本部連絡員)

第4条 本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「都留市災害対策本部」の表示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名するものをもって充てる。

5 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部から連絡事項を各部長に伝達する。

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部は災害が発生したとき、又は発生する恐れのある場合において、災害対策本部の設置基準に基づき活動を開始するために開設する。

2 本部は災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、閉鎖するものとする。

(本部開設前の措置)

第6条 総務部長は、予備報又は情報等により災害の発生する恐れがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予備報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係部との連絡調整

(非常配備の基準、編成計画等)

第7条 本部は被害を最少限に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。

2 非常配備の種別内容等の基準については、別に定めるとおりとする。

3 各部長は前項の基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

(第1配備下の体制)

第8条 第1配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務部長は、気象その他災害に関する情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部局に連絡しなければならない。

(2) 配備につく職員は、所属する部の所在場所に待機し、体制をとるものとする。

(第2配備下の体制)

第9条 第2配備下における体制はおおむね次のとおりとする。

- (1) 市長は、必要に応じ、関係部長を招集し、情報を聴取するため本部会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (2) 市長は、前号の協議の結果必要と判断したときは、本部を開設する。
- (3) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (4) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備下の体制)

第10条 第3配備が指令された場合、各部長は災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

第11条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取扱い)

第12条 災害が発生したときは、各部長は直ちに「山梨県被害状況調査要領」に基づき、被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 総務部長は各部長並びに関係機関からの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに富士・東部地域県民センターを通じ又は直接県担当部長へ報告するものとする。

(災害情報の取扱い)

第13条 災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、総務部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を随時県災害主管課あるいは県の情報収集班へ報告するものとする。

- 2 総務部長は、災害に関する予報、警報、その他災害に関する情報を収受したときは必要事項について直ちに住民その他関係ある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

○都留市災害警戒本部設置要綱

(平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都留市災害対策本部条例（昭和 38 年都留市条例第 19 号）に規定する都留市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、都留市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 副市長は、次の場合に警戒本部を設置する。

- (1) 震度 5 弱又は 5 強の地震を市内で観測したとき。
- (2) 気象警報その他の災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれのある場合又は災害が発生したとき。
- (3) その他、副市長が特に必要と認めたとき。

2 警戒本部は、都留市役所庁舎内に置く。

(所掌業務)

第 3 条 警戒本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

(組織)

第 4 条 警戒本部は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）、災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害警戒本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長は、警戒本部の事務を総括する。ただし、本部長が事故及び不在時等の職務代理者は、次の順位とする。

第 1 順位 総務部長（副本部長）

第 2 順位 市民部長

第 3 順位 福祉保健部長

第 4 順位 産業建設部長

4 副本部長は、本部長を補佐する。

5 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第 5 条 警戒本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

3 本部長は、本部会議で協議し、又は決定した重要な事項について市長に遅滞なく報告するものとする。

4 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関の職員に対し本部会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 警戒本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(解散)

第 7 条 警戒本部は、次の場合に解散する。

- (1) 災害が発生するおそれが無くなったと本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 対策本部が設置されたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

本部長	副市長
副本部長	総務部長
本部員	消防長
〃	市民部長
〃	福祉保健部長
〃	産業建設部長
〃	教育次長

○配備計画表

所 管 区 域	消 防 団 (水 防 団)	そ の 他 各 種 団 体
市 内 全 域	正副団長・正副分団長・本部員 28名	婦人会・自主防災会 日赤奉仕団
田原・楽山	谷村第一分団第1部 10名	〃
上町	〃 第2部 10名	〃
早馬町・新町	〃 第3部 10名	〃
上・下天神町	〃 第4部 10名	〃
仲町・下町	〃 第5部 10名	〃
高尾町	〃 第6部 10名	〃
横町・田町	〃 第7部 10名	〃
弁天町・寿町	〃 第8部 10名	〃
新井・姥沢・新明町・深田	〃 第9部 10名	〃
鷹の巣	〃 第10部 10名	〃
羽根子・長者町	〃 第11部 10名	〃
栄町・幸町・城北町	〃 第12部 10名	〃
川棚・旭ヶ丘	〃 第13部 10名	〃
法能・住吉・日の出	谷村第二分団第1部 16名	〃
宮原	〃 第2部 11名	〃
引の田	〃 第3部 10名	〃
玉川・サントウン玉川	〃 第4部 11名	〃
下戸沢	〃 第5部 10名	〃
上戸沢	〃 第6部 13名	〃
熊井戸・緑町・下小野	〃 第7部 17名	〃
中小野・西海戸	〃 第8部 10名	〃
上小野・大津	〃 第9部 11名	〃
細野	〃 第10部 15名	〃
菅野	〃 第11部 9名	〃
十日市場	東 桂 分 団第1部 18名	〃
下夏狩	〃 第2部 15名	〃
上夏狩	〃 第3部 17名	〃
古渡	〃 第4部 12名	〃
沖	〃 第5部 15名	〃
宮下	〃 第6部 16名	〃
境	〃 第7部 18名	〃
桂町	〃 第8部 20名	〃
四日市場・月見ヶ丘	禾 生 分 団第1部 20名	〃
古川渡	〃 第2部 19名	〃
川茂	〃 第3部 12名	〃
松葉・原・堀の内・古宿・中谷	〃 第4部 21名	〃
田野倉	〃 第5部 22名	〃
井倉・九鬼	〃 第6部 16名	〃
上大幡	宝 分 団第1部 15名	〃
下大幡・サントウン宝	〃 第2部 13名	〃
中津森	〃 第3部 19名	〃
金井	〃 第4部 10名	〃
平栗・厚原・加畑・サントウン平栗	〃 第5部 13名	〃
与縄	盛 里 分 団第1部 21名	〃
馬場・久保・神門	〃 第2部 21名	〃
曾雌	〃 第3部 17名	〃
大平	〃 第4部 9名	〃
	消防団員合計 670名	

○初動体制職員取扱要領

(平成8年6月1日訓令第6号)

改正

平成10年7月1日訓令第5号

(初動体制職員の指定)

- 第1条** 都留市災害対策本部事務局長(総務部長)は、勤務時間外に発生する大規模地震災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び各方面対策支部(以下「災害対策本部等」という。)の運営を行うため、別表に定める職員を初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図る。
- 2 初動体制職員のうち、都留市災害対策本部初動体制職員は、本庁に勤務し、本庁に徒歩20分以内で登庁できる地域に在住する職員の中から職名、年齢等を考慮して指名する。
- 3 初動体制職員のうち、各方面対策支部(以下「支部」という。)初動体制職員は、各支部に徒歩10分以内で登庁できる地域に在住する職員の中から職名、年齢等を考慮して指名する。

(初動体制職員の業務)

- 第2条** 初動体制職員は、震度6弱以上の大規模地震災害が発生した時は、直ちにあらかじめ指定した災害対策本部等に登庁し、あらかじめ指定された業務を行う。

- 2 前項の業務は、災害対策本部事務局及び支部の運営に係る概ね次のような事務とする。

災害対策本部事務局

- (1) 庶務係 各種情報の収集、会議の開催・運営、応急活動等の記録及び本部に必要な庶務を行う。
- (2) 本部連絡係 各種情報の分類と各部局への応急活動等の指示をする。
- (3) 現場調査係 本部が特に必要と認めるとき、現場調査をし、情報を収集する。

支 部

- (1) 庶務係 地区内情報の収集及び災害対策本部の補助活動をする。
- (2) 連絡係 地区内情報の整理、確認及び本部との連絡調整をする。
- (3) 調査係 必要に応じて現場調査し、被害状況を把握する。
- 3 初動体制職員は、災害対策本部事務局員(各方面対策支部職員)が業務についた時をもって、業務をとかれるものとする。

(その他)

- 第3条** 初動体制職員の服務については、別によるところとする。

- 2 その他、職員の初動体制に関し必要な事項は、事務局長が別途これを定める。

附 則

この要領は、平成8年6月1日から施行する。

附 則(平成10年7月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(省略)

○災害時相互援助協定連絡表

市町村名	電話番号	衛星電話番号
甲府市	055-237-1161	019-201
富士吉田市	0555-22-1111	019-202
大月市	0554-22-2111	019-206
韮崎市	0551-22-1111	019-207
南アルプス市	055-282-1111	019-390
甲斐市	055-276-2111	019-381
笛吹市	055-262-4111	
北杜市	0551-42-1111	019-401
上野原市	0554-62-3111	019-441
山梨市	0553-22-1111	916-205
甲州市	0553-32-2111	019-205
中央市	055-274-1111	916-385
東京都板橋区	03-3579-2151	
栃木県日光市	0288-21-5130	
千葉県鴨川市	04-7093-7833	012-223-721
群馬県渋川市	0279-22-2112	
茨城県かすみがうら市	0298-59-2111	008-772-402
茨城県桜川市	0296-58-5111	008-741-409
新潟県南蒲原郡田上町	0256-57-6222	015-534-225
福島県白河市	0248-34-2111	007-443-01
山形県最上町	0233-43-2111	006-716-503
新潟県妙高市	0255-72-5111	015-657-10
群馬県高崎市	027-321-1206	
群馬県沼田市	0278-23-2111	
奈良県大和高田市	0745-22-1101	029-202-220

○災害協定・覚書一覧

(締結日順一覧表)

No.	協定名	相手方	締結日
1	災害時における都留郵便局、都留市間の協力に関する覚書	都留郵便局	H9. 8. 11
2	大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定	奈良県大和高田市	H9. 10. 18
3	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	県内全市（都留市他 12 市）	H19. 1. 12
4	災害時における相互援助に関する協定	板橋区・栃木県日光市・千葉県鴨川市・群馬県渋川市・茨城県かすみがうら市・茨城県桜川市・新潟県田上町・福島県白河市・山形県最上町・新潟県妙高市・群馬県高崎市・群馬県沼田市（県外 12 市町）	H19. 8. 28
5	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社	H19. 12. 6
6	日本水道協会山梨県支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会山梨県支部	H20. 2. 1
7	災害発生時における災害対策車両への燃料供給に関する協定	都留石油商業組合	R3. 11. 22
8	アマチュア無線による災害時応援協定	都留市防災ネットアマチュア無線クラブ	H21. 2. 5
9	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H30. 1. 4
10	都留市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	H22. 1. 20
11	災害時における応急対策業務に関する協定	都留市建設業協議会	H22. 1. 25
12	災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定	株式会社カネキ自動車	H22. 1. 26
13	都留市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	都留市社会福祉協議会	H22. 2. 19
14	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 3. 25
15	災害時における応急対策業務に関する協定	都留市電設協会	H24. 3. 21
16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	大和リース株式会社 山梨営業所	H25. 3. 18
17	災害時における LP ガスの供給に関する協定	（一社）山梨県エルピーガス協会 都留地区	H25. 3. 18
18	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	（公益社団法人）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会及び山梨県土地家屋調査士会	H25. 11. 18
19	災害時における非常食支援業務の協力に関する覚書	株式会社東洋食品	R5. 4. 1
20	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社公正屋	H27. 6. 23
21	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社綿半 J マート	R4. 1. 18
17 と同じ	災害時における LP ガスの供給に関する協定（再協定）	山梨県エルピーガス協会 都留地区長	H27. 11. 13
22	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	H27. 11. 25
23	災害時における応急活動の協力に関する協定	（一社）山梨県トラック協会	H28. 1. 27
24	警察施設が被災した際の代替施設としての使用に関する協定	大月警察署	H28. 2. 10
25	富士北麓災害時の相互応援に関する協定	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、身延町	H28. 5. 18
26	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	H28. 5. 23
27	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	H28. 6. 15

28	災害時における相互協力に関する協定	健康科学大学	H28. 6. 26
29	災害時における量の提供に関する協定	5 日で 5,000 枚の約束。 プロジェクト実行委員会	H28. 7. 14
30	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H29. 1. 10
31	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ベイシア	H29. 1. 10
32	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社オギノ	H29. 1. 20
33	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(一社) 山梨県トラック協会 郡内支部	H29. 2. 8
34	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	H29. 2. 23
35	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	H29. 3. 23
36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29. 5. 23
37	災害時における避難所施設の使用に関する協定	株式会社ケイビイワイ	H29. 12. 25
38	災害時における被害調査の支援に関する協定	株式会社 OMT	H30. 5. 9
39	富士山火山監視映像データ提供に関する協定	国土交通省中部地方整備局富士 砂防事務所・山梨県県土整備部	R2. 8. 1
40	災害時等における山梨県立都留興譲館高等学校の避難所及 び避難場所の利用に関する協定	山梨県立都留興譲館高等学校	H30. 7. 23
41	災害に係わる情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31. 3. 29
42	防災行政無線放送の都留 C A T V への L 字映像送出に關 する協定	都留市テレビ利用者組合	R1. 10. 10
43	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	R1. 10. 28
44	災害時における山梨県災害復旧アシストエンジニアの活用 に関する協定書	公益社団法人 山梨建設技術センター	R2. 2. 10
45	都留市水道施設に関する災害復旧並びに平常時における修 繕業務についての協定書	都留市指定水道工事店組合	R6. 4. 1
46	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人 山梨県建築士会 都留支部	R2. 7. 20
47	災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定	有現会社 上田屋商会	R2. 11. 11
48	災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定	第一石産運輸株式会社	R3. 1. 25
49	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R3. 5. 14
50	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会 社	R3. 8. 12
51	都留市と株式会社クスリのサンロードとの包括連携に關 する協定書	株式会社 クスリのサンロード	R5. 5. 31
52	災害時や防災減災対策実施時における現況調査の支援に關 する協定書	株式会社 宝物流サービス	R5. 7. 20
53	災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に關する 覚書	東京電力パワーグリッド株式会 社	R5. 9. 1
54	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	県内全市町村及び一部事務組合 並びに山梨県	R5. 3. 27
55	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定	トヨタカローラ山梨株式会社	R6. 9. 27
56	都留市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	大塚製薬株式会社	R7. 2. 20

(1) 自治体相互協力

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	大和高田市と都留市 との大規模災害相互 援助協定	奈良県大和高田市	H9. 10. 18	食料、資機材等、応急復旧 にかかる全般
2	大規模災害等発生時 における相互応援に 関する協定	県内全市（都留市他 12 市）	H19. 1. 12	食料、資機材、車両、施設 の提供及び職員の派遣等、 応急復旧にかかる全般

3	災害時における相互援助に関する協定	板橋区・栃木県日光市・千葉県鴨川市・群馬県渋川市・茨城県かすみがうら市・茨城県桜川市・新潟県田上町・福島県白河市・山形県最上町・新潟県妙高市・群馬県高崎市・群馬県沼田市（県外 12 市町）	H19. 8. 28	食料、資機材及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般 （年に 1 度、担当者会議及び連絡調整会議を開催）
4	富士北麓災害時の相互応援に関する協定	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、身延町	H28. 5. 18	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般
5	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	H28. 5. 23	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般

（２）資機材・畳

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	大和リース(株)山梨営業所	H25. 3. 18	災害時のプレハブ、トイレ、発電機等のレンタル機材
2	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 アクティオ	H28. 6. 15	災害時の冷暖房用機器、トイレ、発電機等のレンタル機材
3	災害時における畳の提供に関する協定	5 日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行員会	H28. 7. 14	災害時の畳の提供

（３）防災行政無線の使用・放送依頼

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	都留市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	H22. 1. 20	停電事故時の防災無線放送による広報依頼
2	防災行政無線放送の都留 CATV への L 字映像送出に関する協定	都留市テレビ利用者組合	R1. 10. 10	防災行政無線の放送内容を都留 CATV へ配信

（４）応急対策業務（道路・河川・水道・建物など）

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	日本水道協会山梨県支部災害時相互援助に関する協定	日本水道協会山梨県支部	R6. 4. 1	被災した水道施設の早期復旧にかかる業務
2	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	（公益社団法人）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会及び山梨県土地家屋調査士会	H25. 11. 18	災害時の被害家屋の状況調査の協力体制

3	災害時における応急対策業務に関する協定	都留市建設業協議会	H22. 1. 25	道路、河川等の施設の機能の確保及び回復にかかる業務
4	災害時における応急対策業務に関する協定	都留市電設協会	H24. 3. 21	公共造営物等の安全装置、機能確保及び回復にかかる業務
5	災害時における被害調査の支援に関する協定	株式会社OMT	H30. 5. 9	無人航空機を使用し、被害調査を支援する
6	災害時における山梨県災害復旧アシストエンジニアの活用に関する協定	山梨県建設技術センター	R2. 2. 10	被災した公共土木施設の早期復旧にかかる業務
7	都留市水道施設に関する災害復旧並びに平常時における修繕業務についての協定書	都留市指定水道工事店組合	R2. 4. 1	被災した水道施設の早期復旧にかかる業務
8	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	山梨県建築士会都留支部	R2. 7. 20	災害拠点施設の応急危険度判定
9	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	R3. 8. 12	被災時の電力の早期復旧にかかる業務

(5) 食糧・飲料水・日用品など

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社	H19. 12. 6	救援物資の提供（災害対応型のメッセージボード登載の自動販売機の飲料水）
2	災害時における非常食支援業務の協力に関する覚書	株式会社東洋食品	R5. 4. 1	災害時における非常食支援業務
3	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 公正屋	H27. 6. 23	災害時における物資供給業務
4	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 綿半 J マート	H27. 7. 6 (R4. 1. 18 再締結)	災害時における物資供給業務
5	災害時における応急活動の協力に関する協定	山梨県トラック協会	H28. 1. 27	災害発生時の物資提供（アルファ米）
6	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H29. 1. 10	災害時における生活物資の供給協力
7	同上	株式会社ベイシア	H29. 1. 10	同上
8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社オギノ	H29. 1. 20	災害時における生活必需物資の調達
9	都留市と株式会社クスのサンロードとの包括連携に関する協定書	株式会社クスのサンロード	R5. 5. 31	災害時における医薬品等の調達

(6) 燃料・ガス

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害発生時における災害対策車両への燃料供給に関する協定	都留石油商業組合	H20.10.22 (R3.11.22再締結)	災害対策車両の燃料（ガソリン・軽油）の優先的供給
2	災害時におけるLPガスの供給に関する協定（再協定）	山梨県エルピーガス協会都留地区長	H27.11.13	災害時のLPガスの調達及び供給

(7) 被災者支援・相談

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	H27.11.25	被災者の生活再建に係る支援
2	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	H29.2.23	被災者支援のための行政書士業務
3	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	H29.3.23	被災者等相談のための司法書士業務
4	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	R1.10.28	被災者支援のための法律相談業務の開催

(8) 物資輸送

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	山梨県トラック協会郡内支部	H29.2.8	災害時における物資等の緊急輸送

(9) ボランティアセンター

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	都留市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	都留市社会福祉協議会	H22.2.19	ボランティアの受け入れによる被災者への救済及び救助活動行う為のボランティアセンターの設置

(10) 特設公衆電話

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H30.1.4	り災者の通話手段の確保を目的に特設公衆電話を設置

(1 1) 施設の使用（避難所など）

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	警察施設が被災した際の代替施設としての使用に関する協定	大月警察署	H28. 2. 10	災害発生時における市施設の警察施設の代替施設としての提供
2	災害時における避難所施設の使用に関する協定	株式会社ケイビイワイ	H29. 12. 25	災害時における民間施設の避難所としての使用
3	災害時等における山梨県立都留興譲館高等学校の避難所及び避難場所の利用に関する協定	山梨県立都留興譲館高等学校	H30. 7. 23	災害時等における避難所及び避難場所の利用

(1 2) 通行妨害車両等の排除

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定	株式会社カネキ自動車	H22. 1. 26	災害対策車両の通行確保のための通行妨害車両の排除

(1 3) アマチュア無線

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	アマチュア無線による災害時応援協定	都留市防災ネットアマチュア無線クラブ	H21. 2. 5	災害発生時の情報収集

(1 4) 地図の提供

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29. 5. 23	災害時における地図製品等の供給

(1 5) 施設使用・物資提供・その他（業務全般）の相互協力

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時における都留郵便局、都留市間の協力に関する覚書	都留郵便局	H19. 8. 11	郵政事業に係わる災害特別事務取扱い・援護対策、相互の用地・施設の提供
2	災害時における相互協力に関する協定	健康科学大学	H28. 6. 26	災害時の相互協力

(1 6) 一般廃棄物の収集運搬

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	大月市 大月都留広域事務組合 大月都留環境事業協同組合	H29. 5. 23	家庭系一般廃棄物の収集運搬

2	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	県内全市町村及び一部事務組合並びに山梨県	R5. 3. 27	災害廃棄物の収集運搬
---	------------------------	----------------------	-----------	------------

(1 7) 産業廃棄物の仮設置き場

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定	有限会社 上田屋商会	R2. 11. 11	災害時に発生した廃棄物を仮置きする必要がある場合の仮置場の設置協力
2	災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定	第一石産運輸株式会社	R3. 1. 25	災害時に発生した廃棄物を仮置きする必要がある場合の仮置場の設置協力

(1 8) 各種情報交換・情報発信・情報提供

No.	協定名	相手方	締結日	概要
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 3. 25	災害時の各種情報の交換
2	富士山火山監視映像データ提供に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H30. 6. 1	富士山火山監視映像データの提供
3	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31. 3. 29	災害時の各情報の発信

○都留市除雪及び雪害対策要綱

(目的)

第1条 冬期における産業経済活動と市民生活を守るため、道路交通の確保及び雪害の予防、応急対策を効果的に実施するものとし、災害発生及び災害予想時においては都留市地域防災計画に基づき県及び関係機関と密接な連絡を図り、その具体的対策事項を計画的に推進する。

(除雪対策会議の設置及び除雪計画策定)

第2条 冬期間の除雪体制及び除雪対策を推進するため、毎年11月1日から3月31日までの期間、庁内に建設課を中心とする都留市除雪対策会議を設置する。

2 除雪計画及び公共施設等の除排雪を円滑に推進するため、関係課の協力体制を協議する。

(除雪対策本部の設置)

第3条 1日の降雪量が30センチ以上と予想されるときには、産業建設部長を本部長とする除雪対策本部を設置する。

2 設置場所は建設課とし、組織は別表第1、業務分担は別表第2のとおりとする。

(豪雪対策本部の設置)

第4条 豪雪により交通の途絶や市民生活に著しい影響を及ぼす恐れがあると判断される場合は、副市長を本部長とする都留市豪雪対策本部を設置する。

2 設置場所は市役所1階ロビーとし、組織は別表第1、業務分担は別表第2のとおりとする。

3 除雪対策本部は、豪雪対策本部にそのまま移行し、業務の拡大を図る。

(道路交通の確保)

第5条 道路除雪は、除雪計画路線の車両通行等の確保と豪雪時における緊急動員体制の確立を重点的に推進するものとし、関係機関及び民間委託業者との連携を強化し効率的な除雪を実施するものとする。

2 除雪期間は降雪の状況により、市長が冬期交通確保のため除雪を必要と認める期間とする。

3 除雪路線に対応した除雪機械の確保を図る。

4 除雪路線の選定にあたっては、幹線道路、バス路線、地区(集落)間の主要な連絡道路及び公共(公益)施設への道路を優先し、円滑な除雪作業を実施するため次のとおり路線区分を行い、毎年度除雪計画により除雪の優先順位を定めるものとする。

(1) A級路線 幹線道路的役割をもつ路線(バス路線等)で、常時交通を確保する路線。

(2) B級路線 通勤、通学道路及び集落間の主要連絡道の路線でA級路線に次いで除雪する道路。

5 豪雪等により必要がある場合は、路線又は自治会及び組単位に市民と行政が一体となり、市の除排雪計画との調整を図り一斉除雪を実施する。

(なだれ防止)

第6条 気温上昇等によりなだれの危険があるときは、関係機関と連絡の上、特に人命保護のため住民に対し警告、避難等について適切な指示を与え、被害の未然防止に努めるものとする。

(保健衛生医療対策)

第7条 豪雪時における急患発生(感染症を含む。)等の緊急医療については、次の措置を講ずるものとする。

(1) 対策本部又は保健所で編成した救護班の派遣

(2) 医療機関に対する救護の依頼

2 厳寒渇水期においては、水道凍結防止指導及び凍結復旧に迅速に対処し、飲料水の確保に努める。

3 ごみ及びし尿処理の遅延による一般廃棄物の処理に関しては、次の指導措置により環境衛生に努める。

- (1) ごみ集積場の確保、収集日及び収集場所の励行指導
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の計画的処理、くみ取り口の確保

4 へき地住民の健康管理については、住民との連携を図り保健師の巡回により、適切な保健・医療の指導をするものとする。

(民生対策)

第8条 積雪、なだれ等による人命の保護、建物の損傷を防止するほか、次の指導措置の徹底を図るものとする。

- (1) なだれ及び落雪の危険地域に対する立入、通行制限をし、必要により防護さくの設定、警戒員の配置を行う。
 - (2) 一人暮らし老人世帯については、自治会（組）民生委員児童委員等の協力を得て災害事故防止に努める。
 - (3) 道路の除雪、排雪等により道路側溝や排水溝をせき止めないよう常時雪を排除する。
- 2 積雪期は、消防活動が困難になるため、火災予防の徹底を図るとともに、消防機械・器具の整備点検とパトロールに努め、消防活動に支障のない体制を確立する。また消火栓及び防火水槽、ポンプ設置場所の除排雪と表示を行う。

(農林漁業対策)

第9条 積雪による農林漁業被害を防止するため、次の予防措置・対策を指導するものとする。

- (1) 越冬作物の雪害防止（積雪期間の長期保存等、作物の雪害防止）
- (2) 園芸ハウス、畜舎及び漁業施設等の雪害防止
- (3) 果樹の雪害防止
- (4) 野うさぎ、ネズミ等による被害防止
- (5) 人工林の雪害防止

(文教対策)

第10条 校舎及び付属建物の点検・補強を行い、屋根の雪下ろしを早めに行うとともに暖房設備・器具の点検整備等火災予防の徹底を図る。

- 2 児童・生徒の危険防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 屋根からの落雪箇所等危険箇所の標示を行い、これらの付近での通行及び遊びを禁止する。
 - (2) 冬期通学路の指定と登下校時の交通安全指導の徹底を図る。
 - (3) 冬休み中の安全対策については、地域や家庭と一体となって注意しあい、事故防止に努める。

(通信施設対策)

第11条 豪雪及びなだれ等による通信連絡の途絶を防止するため、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

(電力供給対策)

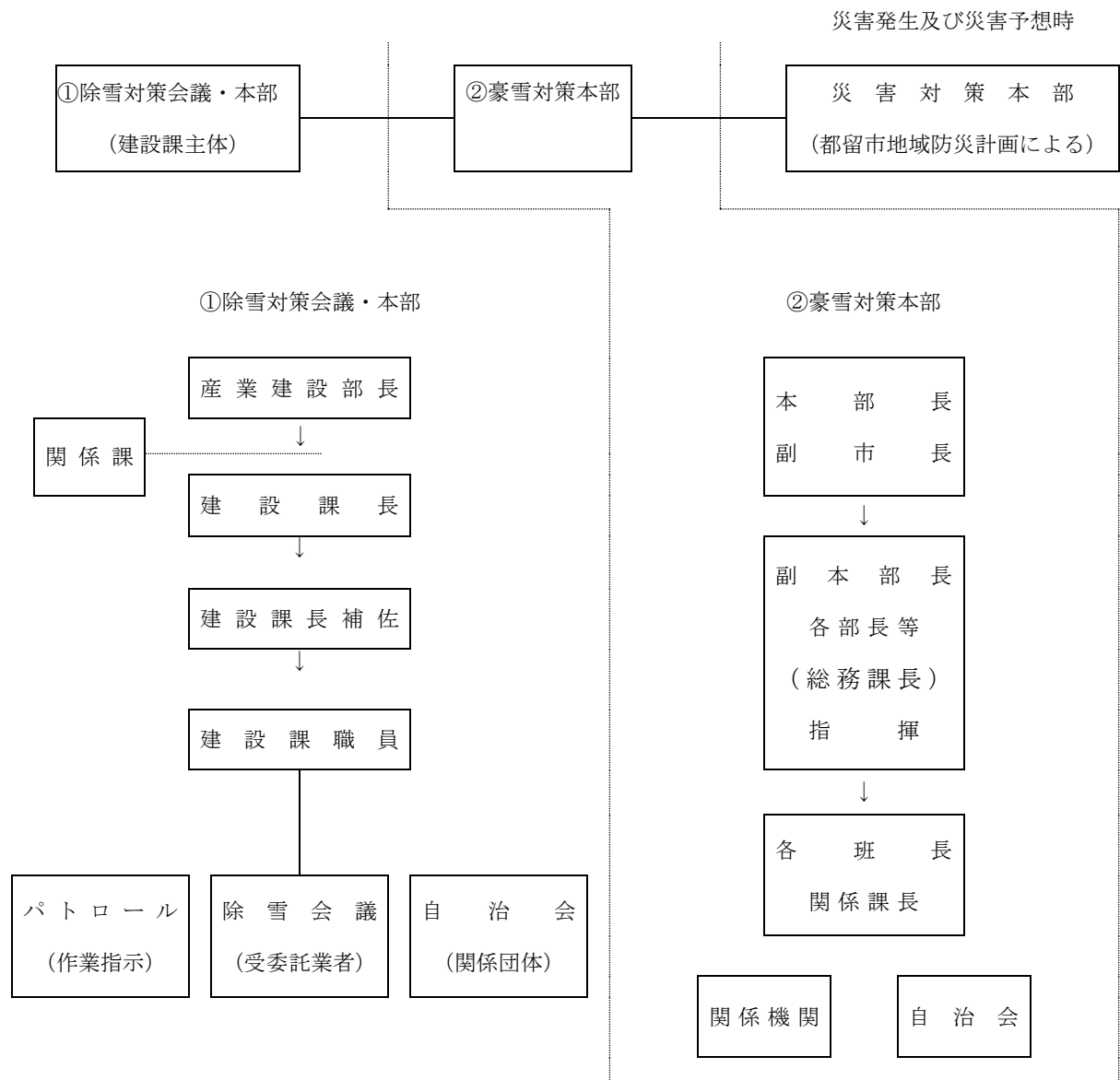
第12条 豪雪及びなだれ等による停電事故の防止と即時復旧対策については、電力会社の協力により万全を期すよう努める。

(その他の対策)

第13条 このほか、雪害対策を必要とするときは、市がその都度関係機関等と協議し対処するものとする。

別表第 1 （第 3 条及び第 4 条関係）

除雪及び災害対策フロー



別表第2（第3条及び第4条関係）

都留市雪害対策任務分担表

総務班 ○ 総務課 企画課 財務課	・ 情報収集に関すること ・ 広報活動に関すること ・ 他班との連絡調整に関すること ・ 市民の協力要請に関すること ・ 財産措置に関すること ・ その他、他班に属さない事項
市民班 ○ 市民課 税務課 地域環境課	・ ごみ、し尿処理に関すること ・ 交通指導に関すること ・ 交通規制に関すること ・ 被害の調査に関すること
福祉保健班 ○ 福祉課 長寿介護課 健康子育て課	・ 市民の健康管理に関すること ・ 福祉施設及び入所者に関すること ・ 老人、保護世帯に関すること ・ 指導活動、医療対策に関すること
産業建設班 ○ 産業課 建設課 上下水道課	・ 農林業施設に関すること ・ 農作物に関すること ・ 林業に関すること ・ 生活物資に関すること ・ 商工に関すること ・ 道路の除排雪に関すること ・ 流雪溝に関すること ・ 公共施設の除排雪に関すること ・ 雪捨て場の確保に関すること ・ 除排雪車両に関すること ・ 飲料水の供給に関すること ・ 施設の復旧に関すること
消防班 ○ 消防本部	・ 火災予防に関すること ・ 消防施設に関すること ・ 救急業務に関すること
教育班 ○ 教育委員会	・ 文教施設の雪処理に関すること ・ 児童生徒の安全に関すること

○都留市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(平成15年11月1日告示第73号)

改 正

平成18年3月31日告示第30号

平成19年3月28日告示第17号

平成20年3月28日告示第13号

平成24年3月28日告示第20号

平成27年7月31日告示第84号

平成27年12月28日告示第156号

令和2年3月31日告示第39号

令和3年3月31日告示第58号

令和6年3月28日告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の既存木造住宅の耐震診断を支援することにより、地震に対する木造建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震に対する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断技術者 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会若しくはそれと同等以上であると知事が認める講習会の受講修了者をいう。

(2) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法で建築された住宅をいう。

(3) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ (財)日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密診断

(事業対象建築物)

第3条 事業の対象となる建築物は、市内にある既存木造住宅で次の各号に該当するものとする。

(1) 2階建以下のもの

(2) 長屋及び共同住宅以外のもの

(3) 所有者が市内に住所を有し、かつ、自らが居住しているもの。この場合において、耐震改修促進法第7条に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、この限りではない。

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する既存木造住宅に耐震診断技術者を派遣し、住宅の耐震診断を実施することができる。

2 前項の派遣及び耐震診断の実施に係る費用については、予算の範囲内において市の負担とする。

(耐震診断の公募)

第5条 市長は、既存木造住宅の耐震診断を実施するときは、市が発行する広報紙に必要な事項を掲載して公募するものとする。

2 前項の必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公募の期間
 - (2) 対象となる建築物
 - (3) 耐震診断の内容
 - (4) その他耐震診断の実施に関し必要な事項
 - (5) 申込先
- (申込手続)

第6条 第4条第1項の耐震診断を希望する者は、市の公募する期間内に木造住宅耐震診断申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

[第4条第1項] [様式第1号]
(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに当該申込書の内容を審査して耐震診断の実施の可否を決定し、耐震診断可否決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

[様式第2号]

- 2 市長は、耐震診断の実施決定をするに当たり必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果耐震診断を実施しないと決定したときは、その理由を付して当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による通知書の内容に変更が生じたときは、耐震診断変更通知書(様式第3号)により当該変更事項を当該申込者に通知するものとする。

[様式第3号]

(耐震診断の中止等)

第8条 耐震診断の実施決定を受けた者(以下「実施決定者」という。)は、耐震診断を中止しようとするときは、速やかに市長に通知しなければならない。

(実施決定の取消し)

第9条 市長は、実施決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により耐震診断の実施決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不適当と認める理由が生じたとき。

(費用の返還)

第10条 市長は、前条の規定により実施決定者が耐震診断の実施決定を取り消された場合において当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、耐震診断技術者の派遣及び耐震診断に要した費用の返還を命じることができる。

(指導)

第11条 市長は、耐震診断の申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、既存木造住宅の耐震診断支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年11月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日告示第 30 号)

この告示は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日告示第 17 号)

この告示は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日告示第 13 号)

この告示は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 20 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 31 日告示第 84 号)

この告示は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日告示第 156 号)

この告示は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日告示第 39 号)

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号)

この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日告示第 29 号)

この告示は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

様式 略

○都留市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(平成18年3月31日告示第31号)

改 正

平成20年3月28日告示第14号

平成21年3月31日告示第22号

平成24年3月30日告示第21号

平成24年7月 6日告示第69号

平成28年3月30日告示第32号

平成29年3月31日告示第28号

平成31年3月26日告示第24号

令和3年3月31日告示第57号

令和4年3月30日告示第42号

令和6年3月28日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、地域住宅計画又は都留市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震改修工事等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 都留市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が居住しているものであること。

イ 長屋及び共同住宅以外のものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

エ 階数は、2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士(以下「建築士」という。)が実施する耐震診断であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ (財)日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密診断

(3) 総合評点 前号に掲げる耐震診断による結果の総合評点をいう。ただし、当該総合評点のうち、地盤・基礎の評点は、山梨県木造住宅耐震診断マニュアルの地盤・基礎評点を適用する。

(4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士が「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付国住市第40号)の(別添)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。

(6) 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(7) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅を 1.0 以上にする設計をいう。

(8) 省エネ基準水準 住宅若しくは建築物又はその部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するものをいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存木造住宅の所有者であること。

(2) 市税等を滞納していない者であること。

(補助金の対象工事)

第 4 条 補助金は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断された既存木造住宅に対しその所有者が行う総合評点を 1.0 以上とする耐震改修工事又は建替え工事であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域に存する既存木造住宅について行う同一敷地内への建替え工事を除く。

(1) 耐震改修設計及び耐震改修工事

(2) 新築(省エネ基準水準となるものに限る。)の設計及び建替え工事

2 前項の規定による耐震改修工事又は建替え工事には、あんしんなブロック塀をめざして(社団法人日本建築学会が編集したものをいう。)に基づいて行うブロック塀等(コンクリートや石等のブロック状の素材を組み合わせる建設した塀をいう。)の改修工事を含むものとする。

(補助金の対象経費)

第 5 条 1 棟当たりの補助金の対象経費は、前条の規定による対象工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第 6 条 第 4 条の規定による対象工事に対する補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修工事費に係る経費以内、かつ、125 万円を限度とする。

(2) 前号に掲げる補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額とする。

(3) 建替え工事を行う場合にあっては、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施した場合に要する経費相当分と建替え工事に係る経費を比較して低い額以内、かつ、125 万円を限度とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請及び決定)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする際、第4条の規定による対象工事の実施について必要な条件を付するものとする。

(計画の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する事由が生じることとなったときは、あらかじめ木造住宅耐震改修事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 第4条の規定による対象工事に要する経費の変更

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修事業計画変更承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第4条の規定による対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難な場合は、速やかに木造住宅耐震改修事業計画遅滞等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により報告があった場合は、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により当該補助事業者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、木造住宅耐震改修事業計画廃止(中止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第10条 補助事業者は、第4条の規定による対象工事に着手したときは、木造住宅耐震改修事業着工届(様式第8号)に着工の状態が確認できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修事業完了実績報告書(様式第9号。以下「報告書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付額決定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領については、耐震改修工事等の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に委任する場合(以下「受領委任払」という。)は、木造住宅耐震改修事業費補助金受領委任払請求書((様式第12号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震改修工事等の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の整理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間これを保管しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震改修事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日告示第 14 号)

この告示は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日告示第 22 号)

この告示 は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 21 号)

(施行期日)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日告示第 69 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 32 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 28 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日告示第 34 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に補助金の交付申請を行う者から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 57 号)

この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日告示第 42 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に補助金の交付申請を行う者から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日告示第 33 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に補助金の交付申請を行う者から適用する。

ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

様式 略

○都留市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

(平成 21 年 12 月 1 日告示第 106 号)

改 正

平成24年7月6日告示第69号

平成28年3月30日告示第32号

平成29年3月31日告示第28号

令和3年3月31日告示第56号

令和6年3月28日告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から命を守るため、地域住宅計画又は都留市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 都留市内に住所を有する個人が所有し、かつ、その者が居住しているものであって、木造住宅の耐震診断報告書等により住宅の用に供する木造在来軸組工法の建築物であることが確認できるもの

イ 長屋及び共同住宅以外のもの

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの(市の実施する耐震診断を受けたもの、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの又は建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものとする。)

エ 階数が2階建て以下のもの

(2) 木造住宅耐震診断 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士であって、山梨県木造住宅耐震診断技術者(県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。)又はこれと同等と認められる者が実施する次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の耐震精密診断の平成7年増補版をいう。)に基づいて行う精密診断

ウ 木造住宅の耐震診断と補強方法(木造住宅の耐震精密診断と補強方法の平成16年改訂版をいう。)に基づいて行う一般診断又は精密診断

(3) 総合評点 前号に掲げる木造住宅耐震診断による結果の総合評点をいう。ただし、当該総合評点のうち、地盤・基礎の評点は、山梨県木造住宅耐震診断マニュアルの地盤・基礎評点を適用する。

(4) 耐震シェルター 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型又はベッド型のもの

イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存木造住宅を所有する者であること。

(2) 市税等を滞納していない者であること。

(補助の対象住宅)

第4条 補助金の対象は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅に耐震シェルター工事を実施するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1階に設置し、既存木造住宅に緊結するものであること。
- (2) 住宅1戸に対し、1箇所であること。
- (3) 過去に本要綱、都留市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成18年都留市告示第31号)又は都留市木造住宅耐震化建て替え事業費補助金交付要綱(平成21年都留市告示第105号)による補助を受けていない住宅であること。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、既存木造住宅1棟につき、当該住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 耐震シェルターの設置に対する補助金の額は、対象経費以内、かつ、36万円を限度とする。

2 前項で定める補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

4 申請者は、市内の次に掲げる地区内において事業を実施する場合は、第1項に規定する申請書を提出する前に当該事業主管と協議するものとする。

(1) 土地区画整理事業

(2) 都市計画施設

(計画の変更等)

第8条 前条第2項に規定する補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 耐震シェルター設置に要する経費の変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により報告があったときは、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により当該補助事業者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 申請者が、設置事業の中止又は廃止をしようとする場合は、耐震シェルター設置事業計画廃止(中

止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第10条 補助事業者は、設置事業に着手したときは、着工届(様式第8号)に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、耐震シェルター設置事業完了実績報告書(様式第9号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領については、耐震シェルター設置業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に委任する場合(以下「受領委任払」という。)は、耐震シェルター設置事業費補助金受領委任払請求書(様式第12号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震シェルター設置業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、耐震シェルター設置事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金に

ついては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成24年7月6日告示第69号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第28号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第56号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第31号)

この告示は、令和6年3月28日から施行する。

様式 略

○都留市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱

(平成 28 年 3 月 30 日告示第 31 号)

改 正

平成 29 年 3 月 31 日告示第 28 号

平成 31 年 3 月 26 日告示第 33 号

令和元年 9 月 30 日告示第 87 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 55 号

令和 4 年 3 月 30 日告示第 43 号

令和 5 年 3 月 30 日告示第 44 号

令和 6 年 3 月 28 日告示第 30 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時の建築物倒壊による緊急輸送道路等の閉塞を防ぎ、市民の避難路や緊急車両の通行を確保するために、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が行う耐震化に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 通行障害既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)をいう。

(2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号に掲げる者が行う建築物の耐震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 指定評価者 補助金の交付建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして山梨県知事が認める機関をいう。

(4) 耐震化 耐震設計、耐震改修、建替え及び除却をいう。

(5) 省エネ基準水準 住宅若しくは建築物又はその部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)で定める建築物エネルギー消費性能基準(以下「省エネ基準」という。)に相当するものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱(令和3年3月31日付国土交通省住宅局長通知)に基づく国の補助金を受けて実施する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化に要する経費に対して補助金を交付する事業とする。なお、補助事業の対象となるものは、次に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

(2) 国又は地方公共団体が所有するものを除く。

(3) 建替えの場合は、従前の建築物を除却すること。

(4) 建替えの場合は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域におけるものではないこと。ただし、令和3年度までに事業(設計)に着手している場合を除く。

(5) 建替えの場合は、住宅にあっては、省エネ基準水準になること、また、建築物にあっては、省エネ

基準になること。ただし、令和3年度までに事業(設計)に着手している場合を除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、通行障害既存耐震不適格建築物を所有する者とする。

2 補助対象経費は、別表第1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に規定する事業に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震設計に要する経費(指定評価者の判定に要する経費を含む。)

(2) 耐震改修に要する経費

(3) 建替え又は除却に要する経費(前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。)

2 補助対象経費は、別表第1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる費用で、別表第1に定める補助率により算定した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「補助金変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額に変更のない軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ災害時避難路通行確保対策事業費中止(廃止)承認申請書(様式第4号。以下「中止(廃止)承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに災害時避難路通行確保対策事業費未完了報告書(様式第5号)を市長に提出してその指示を受けるものとする。

(変更の承認等)

第9条 市長は、前条第1号の規定による補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合は、災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2号の規定による中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、災害時避難路通行確保対策事業費中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、交付決定者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、災害時避難路通行確保対策事業費補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その実績報告書に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、災害時避難路通行確保対策事業費補助金額確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、災害時避難路通行確保対策事業費補助金支払請求書(様式第10号)により、遅滞なく、補助金の交付を市長に請求するものとする。ただし、補助金の受領について、耐震化業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に委任する場合(以下「受領委任払」という。)は、災害時避難路通行確保対策事業費補助金受領委任払請求書(様式第11号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震診断及び耐震化業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を精査し、適正と認めるときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(指導等)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するため、申請者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(書類の保管)

第16条 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了、若しくは廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金に

については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則(平成29年3月31日告示第28号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第33号)

この告示は、平成31年3月26日から施行する。

附 則(令和元年9月30日告示第87号)

この告示は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に補助金の交付申請を行う者から適用する。

附 則(令和3年3月31日告示第55号)

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第43号)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付申請を行う者から適用する。

附 則(令和5年3月30日告示第44号)

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第30号)

この告示は、令和6年3月28日から施行する。

様式 略

別表第1(第5条及び第6条関係)

経費区分	補助対象経費の限度額	補助率
耐震設計に要する費用(指定評価者の判定に要する経費を含む。)	1. 耐震改修に関わる設計費 1) 面積1,000㎡以内の部分は2,100円/㎡以内 2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 2. 建替えに関わる設計費 耐震改修に要する経費相当分を建築工事とした上で、国の補助金の算出方法に準じて算出した額	対象経費の5/6以内の額
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	1. 耐震改修工事費 1)住宅(木造)については、13,700円/㎡以内 2)住宅(非木造)については、34,100円/㎡以内 3)住宅以外については、51,200円/㎡以内 4)Is値が0.3未満については、56,300円/㎡以内 2. 建替え工事費及び除却工事費 建替えに要する費用及び除却に要する費用の合計以内とする。 なお、第1号の耐震改修工事費(従前の建築物の延面積を算定根拠とする)により算定された額を限度とする。 3. 除却工事費 除却に要する費用とする。 なお、第1号の耐震改修工事費(従前の建築物の延面積を算定根拠とする)により算定された額を限度とする。	対象経費の11/15以内の額

別表第2(第7条関係)

申請書の種類	様式	添付書類
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 交付申請書	第1号	【共通】 ・交付申請額の算出方法(別紙1) ・算定内訳(別紙2～4)※費用区分に応じたもの ・収支予算書又はこれに代わる書類 ・その他市長が必要と認める書類 【耐震設計】 ・設計者の資格を証する書類(写) ・耐震診断結果報告書(写) ・設計工程表(概要で可) ・設計見積書(写) 【耐震改修】 ・工事に関する設計図書(配置図、平面図等) ・耐震診断結果報告書(写) ・補強計画に係る指定評価者の判定書(写) ・工事工程表(概要で可) ・工事見積書(写) 【建替え及び除却】 ・工事(建替え)に関する設計図書(配置図、平面図等) ・耐震診断結果報告書(写) ・工事工程表(概要で可) ・工事見積書(写)
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 交付決定通知書	第2号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 変更承認申請書	第3号	・交付申請額の算出方法(別紙1) ・算定内訳(別紙2～4)※費用区分に応じたもの ・変更増の場合は、収支予算書又はこれに代わる書類 ・申請内容の変更を示す図書
災害時避難路通行確保対策事業費中止 (廃止)承認申請書	第4号	・補助金交付申請書の写し ・補助金交付決定通知書の写し
災害時避難路通行確保対策事業費未完了 報告書	第5号	・事業の実施状況表(任意書式)
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 変更交付決定通知書	第6号	
災害時避難路通行確保対策事業費中止 (廃止)承認通知書	第7号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 実績報告書	第8号	【共通】 ・交付決定通知書(写) ・完了実績一覧表(別紙5) ・契約書(写) ・その他市長が必要と認める書類 ・耐震設計の概要図書等 ・指定評価者の判定書等 ・設計費の領収書の写し(設計者の発行したものに限る。) 【耐震改修】 ・改修工事の概要 ・耐震改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真(着手前、中間時、完了時)

		・工事費の領収書の写し 【建替え及び除却】 ・請負契約書の写し ・除却工事が適切に実施されたことが確認できる写真(着手前、完了時) ・建替え工事が適切に実施されたことが確認できる写真(着手前、完了時) ・工事費及び除却費の領収書の写し
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 額確定通知書	第9号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 支払請求書	第10号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金 受領委任払請求書	第11号	

○都留市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(平成30年9月25日告示第89号)

改 正

令和元年 9 月 30 日告示第 88 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 41 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 54 号

令和 6 年 3 月 28 日告示第 32 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の倒壊又は転倒による災害を防止するため、ブロック塀等の耐震改修(地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等の除去、建替又は耐震改修を行うことをいう。)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、道路、公園、広場、公共建築物の敷地その他の通常の状態において不特定多数の者が利用し、将来にわたって継続して利用される土地(以下「道路等」という。)に面するブロック塀等で、高さが 1 メートル以上のもの(擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、擁壁を含む高さが 1 メートル以上かつブロック塀等の高さが 30 センチメートル以上のものに限る。)の耐震改修を行う事業(以下「耐震改修促進事業」という。)とする。

2 耐震改修促進事業とは、ブロック塀等を除却する工事、建替えをする工事及び(一財)日本建築防災協会発行の「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づく耐震改修工事とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、耐震改修促進事業の対象となるブロック塀等の所有者又は管理者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
- (3) 公共事業の補償の対象となるブロック塀等の耐震改修を行う者
- (4) 市税等を滞納している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修促進事業に必要な経費のうち、工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1 敷地ごとの補助対象経費又は耐震改修促進事業の対象となるブロック塀等の延長 1 メートルにつき、15,000 円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額とし、20 万円を限度とする。

2 対象となるブロック塀等が重要路線(第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び緊急輸送道路から指定避難所まで至る道路)に面している場合、補助金の額は、1 敷地ごとの補助対象経費又は耐震改修事業の対象となるブロック塀等の延長 1 メートルにつき、25,000 円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額とし、30 万円を限度とする。

3 補助金の額の算定において 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 位置図(原則として、縮尺2,500分の1以上とする。)
- (3) 施工前の配置図及び写真
- (4) 計画図(配置図、平面図及び立面図)
- (5) 施工に要する費用の見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)に適正な交付を行うために必要な条件を付して、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認申請書(様式第4号)に第6条各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所の変更をしようとする場合
- (2) 経費の額の変更をしようとする場合
- (3) 耐震改修促進事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、耐震改修促進事業が完了したときは、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、耐震改修促進事業が完了した日から起算して1か月以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、市長にその実績を報告しなければならない。

- (1) 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真
- (2) 施工業者の請求書及び領収書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を検査するものとする。この場合において、不適当と認めたときは、当該報告をした者に改善の指導を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第2項前段の規定による検査の結果、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、当該検査を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者は、前条の通知書を受領した日から起算して 10 日以内に、都留市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助対象事業にかかる補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 30 日告示第 88 号)

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行し、同日以後に補助金の交付申請を行う者から適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日告示第 41 号)

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 54 号)

この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日告示第 32 号)

この告示は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

様式 略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

（1） 避難所

ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を前項の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

（2） 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,660,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（1） 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとす

る。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加 算する額
夏 季	4月から 9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬 季	10月から 3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加 算する額
夏 季	4月から 9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
冬 季	10月から 3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合には、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とすること。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した

者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり576,000以内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生 業 費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利 子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 一人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 一人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 一人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書について1箇月以内その他の

学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - ア 棺（附属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人206,000円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、164,800円以内）とする。
- (4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行なう。
- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつみずからの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,800円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 14,900円
- ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,300円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,000円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,000円
- カ 大工 1人1日当たり 23,500円
- キ 左官 1人1日当たり 23,000円
- ク とび職 1人1日当たり 21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごと(1)のAからKまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職員の旅費の例による

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該事業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

○都留市地震災害警戒本部条例

(昭和54年都留市条例第37号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、都留市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 市長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）となり、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

(1) 山梨県警察官

(2) 都留市教育委員会の教育長

(3) 都留市（以下「市」という。）の職員

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員若しくは職員

(5) 市の消防長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故あるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○都留市地震災害警戒本部活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都留市地震災害警戒本部条例（昭和54年都留市条例第37号）の規定により都留市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。副市長が欠けたときは部長とする。

(本部員)

第3条 都留市地震災害警戒本部条例（以下「警戒本部条例」という。）第2条第5項第1号に定める機関は、大月警察署長又はその指名する職員のうちから市長が委嘱する者。

2 警戒本部条例第2条第5項第3号に定める職員は、都留市の課長とする。

3 警戒本部条例第2条第5項第4号に定める機関の長、役員又はその指名する職員のうちから市長が任命する者。

(部設置)

第4条 警戒本部長は必要と認めるときは、警戒本部に部を置きその名称及び部長は警戒本部員を構成する各団体及び機関の事務分掌に定める者をもって充てる。

2 部長会議は、部長をもって構成し、本部長が招集する。

(配備)

第5条 警戒本部の配備については、別表配備基準（計画）のとおりとする。

(情報連絡)

第6条 警戒本部に係る職員は、勤務時間外又は休日等においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得よう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け、所定の場所に常駐させるとともに所属機関との連絡に当たらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第7条 大規模地震対策特別措置法第28条に定める避難状況等の報告については、都留市地域防災計画の被害状況報告計画に定めるところにより、報告するものとする。

(事務局)

第8条 警戒本部の事務を処理するため、警戒本部に事務局を設置する。

(1) 事務局に局長、次長及び局員を置く。

(2) 局長は主管課長をもって充てる。

(3) 次長は主管課長補佐をもって充てる。

(4) 局員は本部長が指名する。

(その他)

第9条 警戒本部長及びその他の職員は地震防災応急活動に従事する場合において必要であるときは、別に規定のあるほか腕章等を着用する。自動車を利用する場合は、緊急標識又は標旗を使用するものとする。

別表

配備基準（計画）

種 別	配 備 時 間	配 備 員
第 一 配 備	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	応急対策活動部員
第 二 配 備	東海地震注意情報が発表されたとき	警戒本部員、事務局員消防団幹部
第 三 配 備	東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表されたとき	都留市職員、消防団員

[様式等関係]

○防災航空隊出場要請書

第1号様式（第4条関係）

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1	要 請 団 体	発信者		
2	災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災
3	要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火
4	発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標		
5	発 生 日 時	年	月	日
6	事故概要又は 災 害 概 要	曜 日		
7	気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m / s)
8	必要資機材	気温 ℃ 警報・注意報)		
9	出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)	番地
10	搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)	番地
11	傷 病 者 等	住 所 氏 名	生年月日 程 度	年 月 日 歳 重・中・軽 男・女
12	現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名	氏名	
13	地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
14	他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名	機数	機
15	要 請 日 時	年	月	日
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。				
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
2	到着予定時間	年	月	日
3	活動予定時間	時間	分	
※その他の特記事項				
発 信 者		受 信 者		

○災害派遣要請依頼文書様式

(一般災害派遣要請)

年 月 日

陸上自衛隊第1師団
第1特科隊長 殿

発 信 者 名
(山梨県災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
 - (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする)
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 派遣を希望する人員及び装備の概要
 - (1) 人 員
 - (2) 装備の概要(特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき)
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 小派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容
- 5 要請日時
年 月 日
- 6 その他参考となるべき事項
 - (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・

○自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿



自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼)

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1－2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿
受援市町村の長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)	非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()	非適用	
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- ☐ 了承します。
☐ その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消 防 庁 長 官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長

殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被 災 地 引 揚 げ 日 時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

(様式2-1-1)

市 町 村 被 害 状 況 票		市町村名			
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)			
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法		電話 F A X その他	
1 人的被害	死者 重傷 軽傷 行方不明				
2 物的被害 (棟)	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 非住家床上 非住家床下				
3 火災(棟)	全焼 半焼 部分焼 火災発生件数				
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話	担当者		
22 避難状況	①指示 ②自主				
月 日 時 分 避難地域 避難先 世帯 人 月 日 時 分 避難地域 避難先 世帯 人					
受信票送付先	防災危機管理課防災危機管理担当 電 話 055-223-1432 F A X 055-223-1439		受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分	

※ 市町村 → 地域県民センター → 防災危機管理課

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名 _____

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
人的被害	死	者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重	傷	人					
		軽	傷	人					
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
	非住家	公共建物	棟						
その他		棟							
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
被 害 総 額			千円						
公 立 文 教 施 設			千円	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設			千円	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設			千円	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	
そ の 他 被 害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都 道 府 県	設	置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	災害対策本部	解	散		月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名 _____

区 分			災 害 名							計
			発生年月日							
人的被害		死者	人							
		行方不明者	人							
		負傷者	重傷	人						
			軽傷	人						
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
その他の	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
	被	害船舶	隻							
	水	道	戸							

都道府県名 _____

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
電	話	回線							
電	気	戸							
ガ	ス	戸							
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所							
火 災 発 生	建	物 件							
	危	険 物 件							
	そ	の 他 件							
り	災 世 帯 数	世帯							
り	災 者 数	人							
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小	計	千円	()	()	()	()	()	()	
	公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
被 害 総 額		千円							
都道府県災害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた 理 由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建 物 の 概 要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼	棟	計	棟	焼 損 面 積
		半 焼	棟			
		部分焼 ぼ や	棟			建物焼損床面積
						建物焼損表面積
						林野焼損面積
						㎡
						㎡
						ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法			気象状況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要			危険物施設の 区 分	
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)
			重 症	人 (人)
			中等症	人 (人)
			軽 症	人 (人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員
			事業所	出場資機材
			自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消 防 本 部 (署)	台 人
			消 防 団	台 人
			消防防災ヘリコプター	機 人
		海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人	
		そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害							
発生場所								
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分) 覚知方法							
事故等の概要								
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td rowspan="3"> { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人) </td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td></td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	不明 人	
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)						
計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)							
不明 人								
救助活動の要否								
要救護者数(見込)	救助人員							
消防・救急・救助 活動状況								
災害対策本部 等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

都道府県名 ()

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

○市町村災害対策本部等設置状況

(様式2-1-2)

		市 町 村 名		
発 信 時 日 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名		
受信番号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)		
受 信 時 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電 話 F A X その他	
災害警戒本部等設置		設 置 平成 年 月 日 時 分		
		解 散 平成 年 月 日 時 分		
災 害 対 策 本 部 設 置		設 置 平成 年 月 日 時 分		
		解 散 平成 年 月 日 時 分		
受 信 票 送 付 先	防災危機管理課防災危機管理担当 電 話 055-223-1432 F A X 055-223-1439		受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 分

※市町村 → 地方連絡本部(富士・東部地域県民センター(集計)) → 山梨県災害対策本部(防災危機管理課)

○市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第 1 ・ 2 ・ 3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第 1 ・ 2 ・ 3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※市町村 → 地方連絡本部 (富士・東部地域県民センター)

○地震防災応急対策実施票

市町村名		報告日時	平成	年	月	日	時	分
実施時点	注意情報 発表以後	実施日時	平成	年	月	日	時	分現在
	警戒宣言 発令以後							
1 人的被害								
2 物的被害 (棟)								
3 火災 (棟)								
4 被害概況								
5 道路								
6 橋梁								
7 河川								
8 崖崩れ								
9 電話								
10 電気								
11 ガス								
12 水道								
13 鉄道								
14 バス								
15 避難所								
16 ヘリ関係								
17 教育								
18 農業								
19 市町村体制								
20 その他								

※ 地方連絡本部 → 地震災害警戒本部情報収集班

報告者

電話

F A X

[地区防災計画]

○地区防災計画一覧

計画名	対象地区	最終更新
与縄地区防災計画	日影・日向・上手	H31. 4
桂町地区防災計画	桂町	H31. 3
中島自主防災会防災マニュアル	古川渡（中島常会）	R2. 10
田原地区防災計画	田原	R2. 3
上町地区防災計画	上町	R3. 3
中津森地区防災計画	中津森	R5. 4
上大幡地区防災計画	上大幡	R5. 6
新上道自主防災会防災マニュアル	古川渡（新上道）	R5. 8
金井地区防災計画	金井	R5. 11

[そ の 他]

○避難情報の発令基準

(都留市避難情報の判断・伝達マニュアル)

【 水 害 】

ア. 具体的な基準

避難情報は、以下の基準を参考に、水位情報（はん濫注意水位等）、今後の気象予測、河川巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

河川毎の避難情報発令の判断基準

河川名 (観測所名)	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 (警戒レベル5)
菅野川 (菅野川観測所)	・水防団待機水位(1.5m)を超え、はん濫注意水位(2.6m)に到達すると予想されるとき ・危険度分布（キキクル）にて「警戒（赤色）」が出現し、更に水位が上昇しているとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	・はん濫注意水位（2.6m）を超え、更に水位が上昇し、河川が氾濫するおそれがあるとき ・危険度分布（キキクル）にて「非常に危険（紫色）」が出現し、更に水位が上昇しているとき。 ・護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が高まったとき	【災害が切迫】 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等による決壊のおそれが高まったとき。 ・はん濫注意水位（2.6m）を超えており、更に水位が上昇し、河川の氾濫が切迫しているとき ・護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が切迫しているとき ・大雨特別警報発表時 【災害発生を確認】 ・堤防の決壊や越水等が発生した場合。
桂川 (城南橋観測所)	・城南橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.60mに到達した場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	・城南橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.00mに到達した場合 ・城南橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.60mに到達し、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①桂川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②城南橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合	【災害が切迫】 ・水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合 ・堤防に異常な漏水、侵食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合 【災害発生を確認】 ・堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

朝日川 (宮前橋観測所)	・水防団待機水位(0.8m)を超え、はん濫注意水位(1.4m)に到達すると予想されるとき ・危険度分布(キキクル)にて「警戒(赤色)」が出現し、更に水位が上昇しているとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	・はん濫注意水位(1.4m)を超え、更に水位が上昇し、河川が氾濫するおそれがあるとき ・危険度分布(キキクル)にて「非常に危険(紫色)」が出現し、更に水位が上昇しているとき。 ・護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が高まったとき	【災害が切迫】 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等による決壊のおそれが高まったとき。 ・はん濫注意水位(1.4m)を超えており、更に水位が上昇し、河川の氾濫が切迫しているとき ・護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が切迫しているとき ・大雨特別警報発表時 【災害発生を確認】 ・堤防の決壊や越水等が発生した場合。
鹿留川 (大野観測所)	・水防団待機水位(1.1m)を超え、はん濫注意水位(1.9m)に到達すると予想されるとき ・危険度分布(キキクル)にて「警戒(赤色)」が出現し、更に水位が上昇しているとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	・はん濫注意水位(1.9m)を超え、更に水位が上昇し、河川が氾濫するおそれがあるとき ・危険度分布(キキクル)にて「非常に危険(紫色)」が出現し、更に水位が上昇しているとき。 ・護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が高まったとき	【災害が切迫】 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等による決壊のおそれが高まったとき。 ・はん濫注意水位(1.9m)を超えており、更に水位が上昇し、河川の氾濫が切迫しているとき ・護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が切迫しているとき ・大雨特別警報発表時 【災害発生を確認】 ・堤防の決壊や越水等が発生した場合。
伝達内容	1. 避難等の種類 2. 発令時間 3. 発令対象地区 4. 避難場所 5. 避難すべき理由 6. 注意事項	1. 避難等の種類 2. 発令時間 3. 発令対象地区 4. 避難場所 5. 避難すべき理由 6. 注意事項	1. 避難等の種類 2. 発令時間 3. 発令対象地区 4. 避難場所 5. 避難すべき理由 6. 注意事項

「水防団待機水位」とは、水防団が待機をする目安となる水位をいう。

「はん濫注意水位」とは、水防団待機水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

発令対象区域

高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
河川のはん濫等により住家が床上浸水し、半壊し、又は全壊するおそれがある区域、特に区域内の高齢者(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者)	河川のはん濫等により住家が床上浸水し、半壊し又は全壊するおそれがある区域	河川のはん濫等により、住家の床上浸水、半壊、又は全壊等の災害が切迫する区域。又は、既に災害が発生している区域

イ．対象以外の河川

具体的な基準を作成する対象以外の河川については、今後の気象予測、河川巡視者からの報告等を総合的に判断して避難情報を発令する。

ウ．発令解除

- ① 河川水位のピークが過ぎ、水位が再上昇するおそれなくなった場合
- ② 雨のピークが過ぎ、今後降雨が縮小傾向にあると判断された場合
- ③ 現地調査を行い、安全を確認した場合

平成30年度に設置された簡易型水位計（①桂川（境橋）、②戸沢川（前田橋）、③戸沢川（玉川公園橋）、④菅野川（宮川橋）、⑤大幡川（千代川橋））の避難情報発令の判断基準は、今後検討し掲載する。

【土砂災害】

ア. 具体的な基準

避難情報は、以下の基準を参考に土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視者等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

警戒レベル	発令内容	現地情報等による判断基準	キキクル（危険度分布）等による判断基準
レベル3	高齢者等避難	・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。	・ 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合（大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・ 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） （大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）
レベル4	避難指示	・ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見される。	・ 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】が発表された場合（土砂災害警戒情報は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】となった場合 ・ 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
レベル5	緊急安全確保	・ 近隣等で土砂災害が発生している。	・ 大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報[土砂災害]】が発表された場合（大雨特別警報（土砂災害）は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・ 土砂災害の発生が確認された場合

気象庁の気象警報発表の判断要因となり、本市でも判断の基準として活用する「キキクル（危険度分布）」（気象庁提供）は、以下の基準により運用している。

解析雨量（60分雨量）と土壌雨量指数という2つの指標を組み合わせ設定された監視基準（CL）を基に、以下のグラフにあてはめ、判定している

① 解析雨量

全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせ、1キロメッシュの細かさで解析した雨量分布。気象庁ホームページの「今後の雨」で解析雨量及び降雨予測が10分ごと提供されている。「今後の雨」を利用すると雨量計の観測網に係らないような局所的な強雨や予測も把握することが出来るので、的確な防災対応に役立つ。

② 土壌雨量指数

土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、崖に仮想的に設置した3つのタンクの雨量の和として求める。（雨が崖の中にたまった後、時間差をもって流出する状態をモデル化）

土壌雨量指数地が高いほど、崖の重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

発令対象区域

高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
・キキクル（危険度分布）等のメッシュによる危険予測エリア内にある土砂災害警戒区域及びその影響が想定される区域 ・特に土砂災害警戒区域内及びその影響が想定される区域の要支援者世帯	・キキクル（危険度分布）等のメッシュによる危険予測エリア内にある土砂災害警戒区域及びその影響が想定される区域 ・前兆現象が発見された土砂災害警戒区域及びその影響が想定される区域	・キキクル（危険度分布）等のメッシュによる危険予測エリア内にある土砂災害警戒区域及びその影響が想定される区域 ・土砂災害が発見された土砂災害警戒区域及びその影響が想定される区域

【 富士山火山災害 】

ア. 具体的な基準

避難指示等は、以下の基準を参考に富士山火山災害の状況や噴火予報及び噴火警報等を含めて総合的に判断して発令する。

火山現象 の種類	高齢者等避難	避難指示	備考
融雪型 火山泥流 積雪期のみ	噴火警戒レベル4が発表された時 ※状況に応じて発令	噴火警戒レベル5が発表された時 または噴火開始直後 ※状況に応じて、避難指示を発令する。	避難のタイミング：「噴火前及び噴火開始直後の避難」
降灰	・ 噴火開始直後、降灰が予想される時 ⇒「屋内避難準備」の広報 ・ 降灰が確認された時⇒「屋内避難」の広報 ・ 降灰予報(速報)が発表された時 ⇒状況に応じ、高齢者等避難開始を発令 ・ 降灰深が30cm以上 ⇒状況に応じ、避難指示の発令		降灰確認方法： 庁舎前での計測
降灰後 土石流	降灰後、降雨が予報されているとき ※状況に応じて発令	国交省又は県が「土砂災害緊急情報」を発表した時 ※状況に応じて、避難指示を発令する。	「土砂災害緊急情報」は、国土交通省や県の緊急調査に基づき、市町村に発表される。
溶岩流	本市に影響するドリルマップに近い形で溶岩流流下が確認されたとき。	本市への溶岩流到達が想定されるとき (流下状況に応じて、発令)	
噴石	※噴火については、原則、自宅等への屋内退避とするが、状況に応じて「避難情報」を発令する。		
火口形成 ・ 火砕流 ・ 大きな噴石	—	—	都留市では 影響想定なし

○市内文化財一覧

1 国登録

名 称	所 在 地	管 理 者
駒 橋 発 電 所 落 合 水 路 橋	古川渡落合	東京電力ホールディングス（株）
旧 明 治 医 院	古川渡567番地	小 泉 富 士 美 渡 邊 節 子
富 士 急 行 線 谷 村 町 駅 本 屋 及 び プ ラ ッ ト ホ ー ム 上 屋	上谷一丁目2番8号	富 士 急 行 株 式 会 社
村松新聞店（旧都留市役所分庁舎）	中央三丁目1番5号	有限会社村松新聞店

2 県指定

名 称	所 在 地	管 理 者
旧 尾 県 学 校 校 舎	小形山1564番地 1	都 留 市
真 福 寺 の 大 カ ヤ	小野627番地	真 福 寺
上 大 幡 の ナ シ	大幡4229番地	安 田 七 朗
長安寺本堂 附板札 1 枚 経石 2 個	上谷三丁目6番30号	長 安 寺
勝 山 城 跡	川棚字城山	都 留 市
中 谷 遺 跡 土 偶	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	都 留 市
絹本著色小山田出羽守信有(契山存心)像	下谷2954番地	長 生 寺
紙本金地著龍虎梅竹図六曲屏風	下谷2954番地	長 生 寺
絹本著色釈迦三尊十六善神像	下谷2954番地	長 生 寺

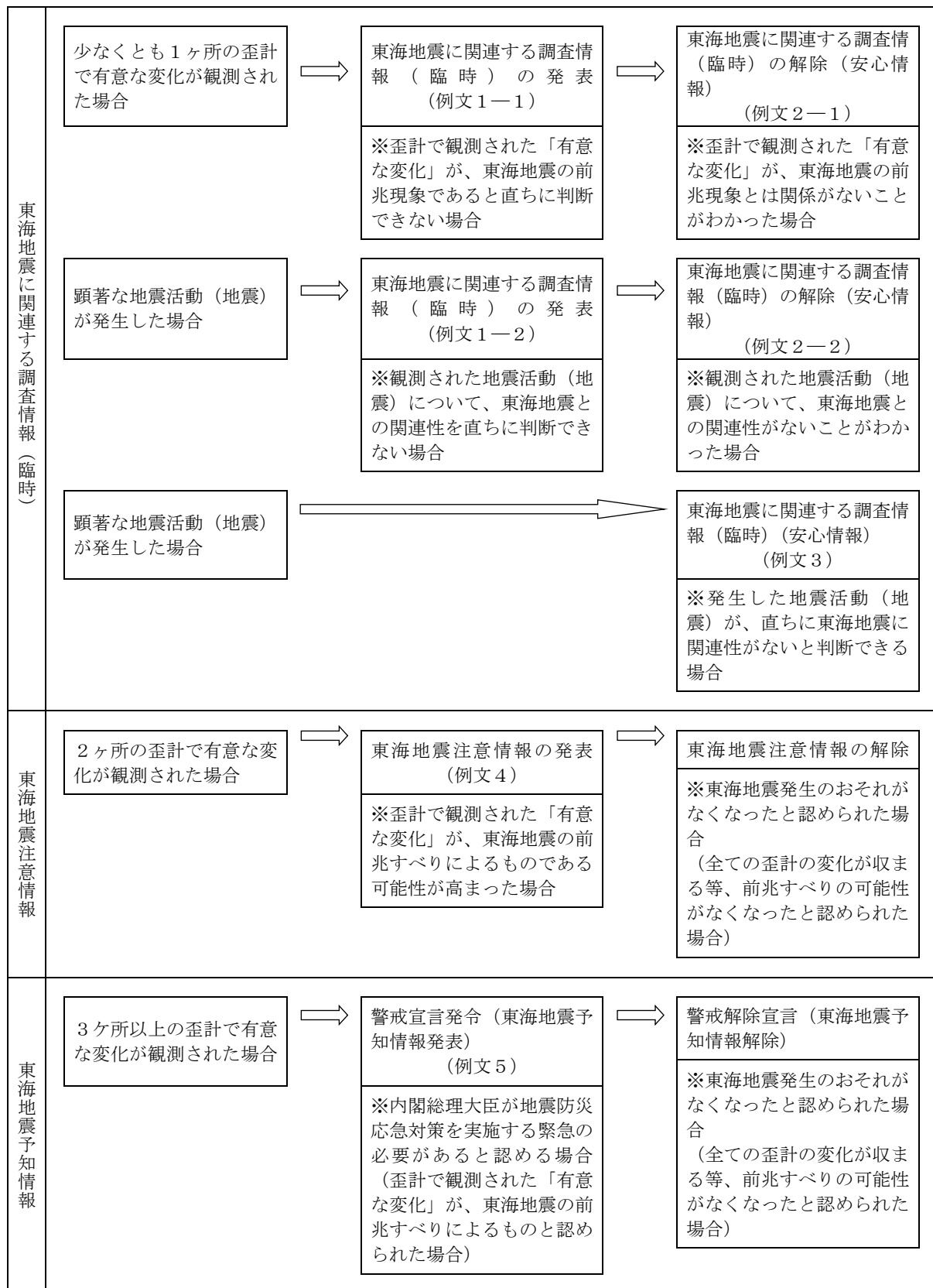
3 市指定

名 称	所 在 地	管 理 者
灰 釉 梅 花 大 壺	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	都 留 市 教 育 委 員 会
縄 文 式 か め	〃	〃
中 谷 遺 跡 出 土 品	〃	〃
中 溝 遺 跡 出 土 品	〃	〃
住 吉 遺 跡 出 土 品	〃	〃
元 坂 の 石 橋	中央三丁目1番1号	円 通 院
伝 昌 寺 の 板 碑	朝日馬場159番地 本光寺	伝 昌 寺
早馬町屋台後幕「牧童牛の背に笛を吹く」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	早 馬 町 自 治 会
地 蔵 菩 薩 坐 像	大幡1541番地	広 教 寺
石 船 神 社 の 復 顔 首 級	朝日馬場443番地	石 船 神 社
下 町 屋 台 後 幕 「 虎 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	下 町 自 治 会
小 山 田 信 茂 寺 領 書 立 文 書	下谷2954番地	長 生 寺
広 教 寺 の 大 般 若 経	大幡1541番地	広 教 寺

金 山 神 社 の 神 輿	上谷1335番地	金 山 神 社
馬 場 舟 遺 跡 出 土 品	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	都 留 市 教 育 委 員 会
西 畑 遺 跡 出 土 品	〃	〃
久 保 地 遺 跡 出 土 品	〃	〃
生 出 山 山 頂 遺 跡 出 土 品	〃	〃
堀 之 内 原 遺 跡 出 土 品	〃	〃
宮 脇 遺 跡 出 土 品	〃	〃
山 梨 原 遺 跡 出 土 品	〃	〃
牛 石 遺 跡 出 土 品	〃	〃
山 ノ 神 遺 跡 出 土 品	〃	〃
三 ノ 側 遺 跡 出 土 品	〃	〃
生 出 神 社 本 殿	四日市場1066番地	生 出 神 社
生 出 神 社 神 楽 堂	〃	〃
阿 夫 利 神 社 の 彼 岸 桜	玉川570番地	阿 夫 利 神 社
上 大 幡 の 八 房 の 梅	大幡4229番地	安 田 七 朗
桂 林 寺 の 彼 岸 桜	金井397番地	桂 林 寺
雨 宮 六 園 の 墓	上谷四丁目5番2号	普 門 寺
森 島 其 進 の 墓	中央四丁目3番6号	専 念 寺
菅 野 の カ ツ ラ の 木	大野	菅 野 自 治 会
熊 野 神 社 の 大 杉	鹿留2346番地9号	熊 野 神 社
新 町 屋 台 後 幕 「 鹿 島 踊 り 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	新 町 自 治 会
仲 町 屋 台 後 幕 「 桜 に 駒 」	〃	仲 町 自 治 会
旧 尾 県 学 校 文 書	小形山1564番地 尾県郷土資料館	都 留 市 教 育 委 員 会
早 馬 町 屋 台	上谷新町地内八朔祭屋台展示庫	早 馬 町 自 治 会
甲 斐 国 志 編 纂 資 料	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	都 留 市 教 育 委 員 会
旧 仁 科 家 住 宅	上谷三丁目1番20号	〃
早 馬 町 屋 台 水 引 幕 「 雲 龍 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	早 馬 町 自 治 会
新 町 屋 台 水 引 幕 「 龍 」	〃	新 町 自 治 会
小 山 田 家 伝 世 の 板 碑	金井397番地	桂 林 寺
広 教 寺 文 書	大幡1541番地	広 教 寺
長 安 寺 の 茶 壺	上谷三丁目6番30号	長 安 寺
甲 州 騷 動 の 竹 槍	金井294番地	用 津 院
太 宰 府 天 神 社 社 殿	境950番地	境 自 治 会
下 町 屋 台	上谷新町地内八朔祭屋台展示庫	下 町 自 治 会
仲 町 屋 台 泥 幕 「 真 鯉 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	仲 町 自 治 会

円 通 院 の 梵 鐘	中央三丁目5番1号	円 通 院
蒼 竜 峽	十日市場地内	山 梨 県
稲 村 神 社 の エ ノ キ	小形山1565番地	稲 村 神 社
今 宮 神 社 の ケ ヤ キ	鹿留2590番地	今 宮 神 社
八 王 子 神 社 の イ チ ョ ウ	古川渡891番地	八 王 子 神 社
高 山 家 の 墓	中央四丁目3番1号	東 漸 寺
長 生 寺 の 中 雀 門	下谷2954番地	長 生 寺
早 馬 町 屋 台 泥 幕 「 百 足 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	早 馬 町 自 治 会
福 田 俊 秀 の 彫 刻 道 具 一 式	上谷五丁目1番24号	福 田 松 人
諏 訪 神 社 本 殿	川茂153番地	川 茂 自 治 会
十 二 天 社 本 殿	夏狩2094番地	上 夏 狩 自 治 会
新 町 屋 台	上谷新町地内八朔祭屋台展示庫	新 町 自 治 会
御 正 体 山 上 人 堂 跡	鹿留3986番地	山 梨 県
上 夏 狩 の ヤ ブ ツ バ キ	夏狩1792番地	藤 江 了 造
栃 苗 代 の ヤ マ ツ ツ ジ	大野2116番地	小 林 安 典
勝 山 城 跡	川棚字城山	都 留 市
下 谷 屋 台 泥 幕 「 蛟 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	下 町 自 治 会
円 通 院 の 涅槃 図	〃	円 通 院
長 生 寺 の 涅槃 図	下谷2954番地	長 生 寺
万 年 内 家 業 一 件 帳	境147番地	米 山 源 之 助
仲 町 屋 台	上谷新町地内八朔祭屋台展示庫	仲 町 自 治 会
下 町 屋 台 中 幕 「 三 番 叟 」	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	下 町 自 治 会
下 町 屋 台 水 引 幕 「 注 連 縄 」	〃	〃
下 町 屋 台 中 脇 幕 「 萩 ・ 牡 丹 」	〃	〃
早 馬 町 屋 台 中 幕 「 裸 馬 群 像 」	〃	早 馬 町 自 治 会
円 通 院 の 山 門 と 二 天 王 像	中央三丁目5番1号	円 通 院
西 涼 寺 の 錦 九 条 袈 裟	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	西 涼 寺
永 平 道 元 禅 師 行 状 図	鹿留606番地	長 泉 院
宝 鏡 寺 の 庫 裏	桂町1047番地	宝 鏡 寺
三ノ側遺跡（第二次調査）出土品	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	都 留 市 教 育 委 員 会
田 原 の 滝	田原地内	山 梨 県
早 作 の 石 仏 群	鹿留317番地	鹿 留 財 産 区
秋 元 氏 家 臣 の 墓	中央三丁目5番1号	円 通 院
大 平 薬 師 堂 の 板 碑	上谷一丁目5番1号ミュージアム都留内	大 平 薬 師 堂
真 福 寺 の 板 碑	小野627番地	真 福 寺

○広報文例「東海地震に関連する情報」に伴う広報



(例文 1—1)

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」「発表時」における広報用の例文

〔歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの〕

- こちらは、都留市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報」が発表されました。
- この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、市では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

(例文 1—2)

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」「発表時」における広報用の例文

〔観測された「地震」について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合のもの〕

- こちらは、都留市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報」が発表されました。
- この情報は、○月○日○時○分に発生した○○の地震について、この地震が東海地震に関連するものであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、市では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

(例文 2—1)

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」「解除時」における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合のもの]

- こちらは、都留市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報の解除（安心情報）」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「東海地震に関連する調査情報」について、観測されていた現象が東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 市民の皆様は、御安心ください。

(例文 2—2)

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」「解除時」における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震との関連性がないことがわかった場合のもの]

- こちらは、都留市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報の解除（安心情報）」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「東海地震に関連する調査情報」について、観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 市民の皆様は、御安心ください。

(例文 3)

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）—安心情報—」発表時における広報
用の例文

※安心情報—単発で出される。

発表、解除ではない。

[発生した地震が、直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合のもの]

- こちらは、都留市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報の安心情報」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇の「地震」が、東海地震に「直接つながるものではない」ことがわかった、というものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 市民の皆様は、御安心ください。

（例文４）※知事がテレビ、ラジオを通じて行う放送文

「東海地震注意情報発表時の知事の県民への呼びかけ放送文」

- 県民のみなさん、私は、山梨県知事　〇〇〇〇です。
- 先程、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 県民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や市町村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
- 従って、県民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

（例文５）※知事がテレビ、ラジオを通じて行う放送文

「警戒宣言発令時の知事の県民への呼びかけ放送文」

- 県民のみなさん、私は、山梨県知事　〇〇〇〇です。
- 先程、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、本県の地震防災対策強化地域内では「震度６弱」以上、その隣接地域では「震度５強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので嚴重な注意をしてください。
- 既に、県・市町村・防災関係機関においては、県民のみなさんの生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、県民のみなさんの冷静沈着な行動が大切であります。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、市町村の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

— 主 な 索 引 —

<あ行>

アマチュア無線 353
医療 124 222 300
医療機関 363
雨量計一覧 385
衛星電話番号一覧 98
応援 79 197
応急仮設住宅等 141 226
応急活動 63 205 258
覚書 412

<か行>

過去の主な災害 328
危険物 148 232 383
気象水位降雨状況 160
救出 143 230
給水 133 224 369
教育 136 224
急傾斜地 335
協定 412
緊急輸送 106 269
緊急輸送道路 398
緊急通行・輸送車両 398
原子力 49 106
激甚災害 166 272 318
建築物 47 194
建設業者 323
消防防災ヘリコプター 74
固定系無線 346
広域応援 197
交通 108 222 267 314
降灰 315 482
降灰後土石流 279 287
広報文例 486

<さ行>

災害救助法 111 316 444
災害広報 96 213
災害時要配慮者 55 204 317
災害通信 97

山地災害 329
死体の捜索 145 231
指定水道事業者 327
自衛隊 80 208 454
自衛隊受入宿営地・進出拠点 401
地震災害情報 208
地震に強いまちづくり 186
自主避難所 357
自主防災組織 197
市内要配慮者利用施設 366
市有車両 396
首都直下型地震 171
重要水防区域 160 391
浄水器 372
障害物除去 146 231
消防計画 38 101 189 215
消防現有勢力 381
消防水利 382
消防専用無線 350
消防団簡易無線機 351
情報通信システム 52
条例 402
助産 124 222
職員の動員 71 198 303
食料供給 130 222
水道施設 373
水防倉庫 384
水位観測所 385
水防管理団体 386
水防機構 159
水防組織 159 389
水防業務 390
水防区域 391
水防訓練 163
水防標識、身分証明書等 393
水防報告 164
生活関連施設 190
生活必需物資 131 222
雪害 45 101
想定地震 171

<た行>

大震火災対策 187
耐震性貯水槽 369
タイムライン（防災行動計画） 73
炊出し施設 368
地区防災計画 60
調達業者 325
都留市の概況 28
都留市の特質と過去の地震災害 171
電気施設 147
東海地震 239
特殊災害 50
土砂災害警戒区域等 338
土石流危険渓流 333

<な行>

南海トラフ地震 233

<は行>

廃棄物 139 226
発電機保管場所 375
被害想定 172
被害報告様式 462
離着陸場 400
避難 117 219
避難情報の発令基準 477
避難場所・避難所 354
備蓄資材器具 378
風水害等対策 41
富士山火山 273
復旧相談窓口 167 272
文化財 48 483
ヘリコプター出動要請計画 74 208
防疫 128 222
防災意識 197
防災関係機関 21 171 263
防災行政無線 346
防災訓練 35 204
防災施設・資機材 38 197

防災組織 33 186
防災知識 33 294
防災ボランティア 201 300 317

<ま行>

民生安定事業 150 232

<や行>

薬局 368
輸送事業所 324
郵政業務 150 232
融雪型火山泥流 278 285 296 310
溶岩流 278 284 287 311
予報及び警報 83
要綱 407
要領 405

都 留 市 地 域 防 災 計 画

発行 令和 7 年 4 月

編 集 都 留 市 防 災 会 議
